

第4期 岐南町地域福祉計画

(令和6年度～令和10年度)

みんなでつくる
思いやりと支えあいのまち

令和6年3月
岐南町

はじめに

近年、日本の社会は、少子高齢化による人口減少や家族形態の多様化、人と人とのつながりが希薄化となり、社会的孤立や生活困窮、孤独死、虐待、引きこもり、８０５０問題などが顕在化してきています。

このような中、新型コロナウイルス感染症のパンデミックや直近に起こった能登半島地震は、地域における支えあいなど地域福祉の果たす役割の重要性を再認識する機会にもなったところです。

当町では、令和２年３月に作成した岐南町第６次総合計画の基本理念、「みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん」などを踏まえ、令和１１年３月までを計画期間とする第４期岐南町地域福祉計画を策定いたしました。

本計画におきましては、ＳＤＧｓの視点を踏まえ、『自助』、『互助・共助』と『公助』が相互に連携し、すべての人がともに支えあい、助けあい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の構築を目指すこととしています。

今後も、町民、地域団体、福祉事業関係者、民間企業、行政機関などが連携し協働しながら、地域全体で生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう地域共生社会を実現していきたいと考えております。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました岐南町地域福祉計画策定委員の皆様はじめ、アンケート調査、ワークショップなどを通じてご協力をいただきました多くの町民や関係団体の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和６年３月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 地域福祉の概念	5
4 計画期間	6
5 計画の策定体制	7
第2章 岐南町の現状	8
1 岐南町の状況	8
2 地域福祉における状況	12
3 アンケート調査などの結果	23
4 課題の整理	80
第3章 計画の基本理念	82
1 基本理念	82
2 基本目標	83
3 施策体系	84
4 地域福祉推進にあたっての圏域設定	85
第4章 施策の展開	86
基本目標1 地域を支える人づくりの推進	86
基本目標2 町民が支えあう地域づくりの推進	93
基本目標3 福祉サービスを利用しやすい環境づくりの推進	99
基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	108
第5章 計画の推進に向けて	116
1 町民・事業者・行政の協働による計画の推進	116
2 計画の普及・啓発	117
3 計画の点検・評価	117
第6章 資料編	118
1 策定経過	118
2 岐南町地域福祉計画策定委員会設置要綱	119
3 岐南町地域福祉計画策定委員名簿	121
4 用語解説	122

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

(1) 地域共生社会に向けて

近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、人々のライフスタイルの多様化などを背景に、人と人との相互の社会的なつながりが希薄化し、地域社会で支え合う力が弱くなっています。また、孤立死、虐待、自殺、ひきこもり、消費者被害、認知症高齢者、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が多様化・深刻化しています。

さらには、8050問題、ダブルケアなどに代表される一つの世帯の中に複数の課題を抱える「複雑化・複合化」した課題が顕在化し、対応の専門性や即応性が求められています。

このような多岐にわたる地域の課題を解決していくためには、『自助』（自分自身が努力すべきこと）、『互助・共助』（近隣や地域、団体などによる支え合い）と『公助』（町が行う公的サービス）が相互に連携し、すべての人がともに支え合い、助け合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことが必要となります。

国においては、2016年の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会の実現」を掲げました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

本町においては、令和元年度から令和5年度までの5年間を期間とする「第3期岐南町地域福祉計画」を定め、地域福祉の推進に資する施策を進めてきました。令和5年度に計画の改定時期を迎えたため、地域福祉のさらなる推進を図るため、町民や福祉関係者、福祉団体などの参画を得ながら新たな地域福祉計画を策定し、地域共生社会の実現を目指していきます。

（２）持続可能な地域の実現に向けて

地域福祉において、持続可能な地域を実現するという視点は不可欠であります。2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択されました。その中に、「持続可能な開発目標（SDGs＊：エスディージーズ）」として、17のゴールと169のターゲットが設定されています。

SDGsは、「誰一人として取り残さない」ことを理念としています。17のゴールには、「すべての人に健康と福祉を」をはじめ「貧困をなくそう」といった、地域福祉に関わるものもあり、こうした視点を踏まえて地域福祉を推進していきます。



2 計画の位置づけ

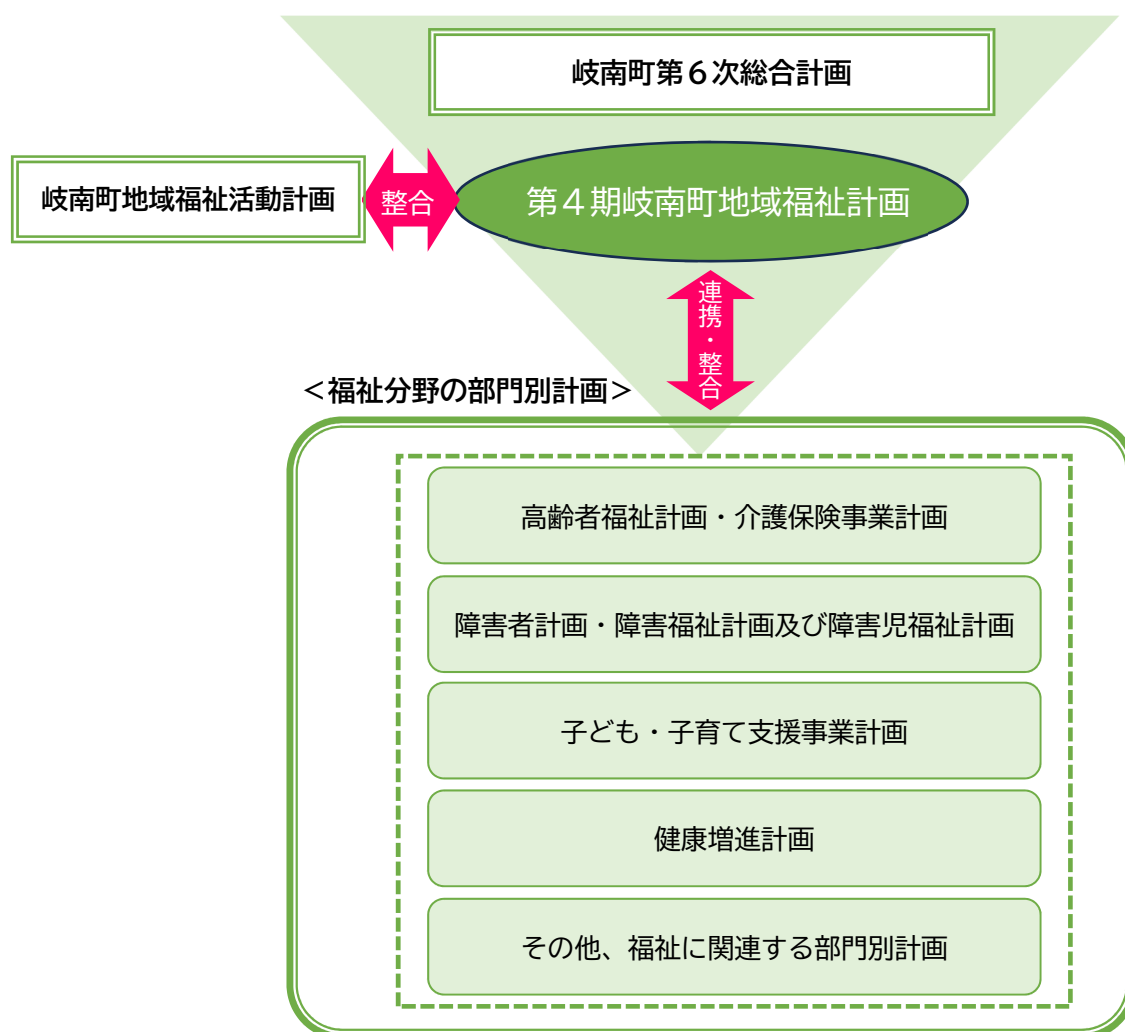
(1) 計画の性格

本計画は、本町におけるまちづくりの最上位計画である「岐南町第6次総合計画」の個別計画としての性格を持っており、将来像である『みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん』を、地域福祉の面から実現していく役割を担っています。

また、福祉分野における上位計画として位置づけられるものであり、福祉（子育て、高齢者、障害者など）に関する既存の部門別計画における基本的な考え方や理念などを相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉分野に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。

さらに、社会福祉協議会が策定する「岐南町地域福祉活動計画」は、町民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とするすべての団体などとともに、地域福祉の活動に取り組むための実践計画です。また、社会福祉協議会が、地域福祉活動の中心的な役割・機能を果たしていくために、地域を支える各種団体と協働しつつ、これからの福祉のまちづくりに向けた具体的な活動を明確にするための計画です。

計画の位置づけ



(2) 本計画の法的位置づけ

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。

【社会福祉法】

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

3 地域福祉の概念

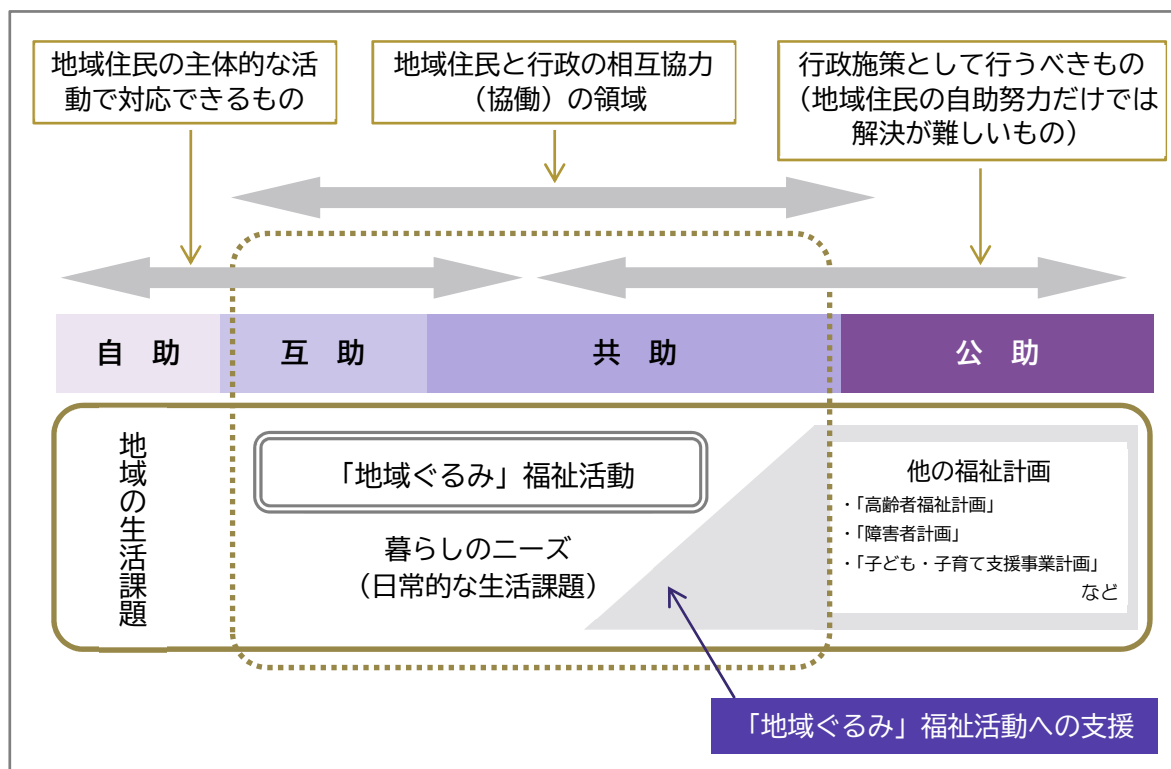
「福祉」というと、子育て、高齢者、障害者など対象者ごとにわかれ、必要なサービスがそれぞれの法律や制度によって個別に提供されるものととらえる人が多い傾向にあります。

しかし、地域の生活課題の中には、一つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的サービスの対象にはならないものの生活するうえで困っていることなど、既存のサービスの枠組みにあてはまらないことが数多く存在します。

「地域福祉」とは、自分自身の努力（自助）、近隣や地域、団体などによる支え合い（互助・共助）、公的サービス（公助）を連携させ、地域の様々な生活課題を解決し、地域全体をよりよいものにしていこうとする取組です。

なお、社会福祉法第4条において、地域福祉を推進する主体と目的を次のように定めています。

自助・互助・共助・公助の関係性



社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。
なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

計画の期間

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
第3期岐南町地域福祉計画					第4期岐南町地域福祉計画 (本計画)				

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、また、策定段階からの積極的な町民参加を図るため、下記の調査、意見聴取などを行いました。

(1) アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、町民を対象に「岐南町地域福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

(2) 民生委員・児童委員アンケート調査の実施

民生委員・児童委員を対象にアンケート調査を行い、福祉関係者が考える福祉サービスの利用上での問題・課題、福祉サービスに対するニーズ、地域で活動していく上での問題・課題などについてお聞きしました。

(3) 福祉団体に対するアンケート調査の実施

町内で活動されている福祉団体の皆様の考え方やご意見などをおうかがいするため、地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

(4) ワークショップによる検討

地域福祉活動者の参画を図るとともに、現状における活動上の課題や、地域福祉計画に求めるものを把握するため、ワークショップを開催しました。

(5) 地域福祉計画策定委員会による検討

地域福祉施策は本町行政組織の幅広い部門に関連するため、有識者、社会福祉団体などの代表から構成される「岐南町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

(6) パブリックコメントの実施

計画を策定するにあたり、町ホームページなどで計画を公表し、それに対する意見を募集するパブリックコメントを行いました。

第2章 岐南町の現状

1 岐南町の状況

(1) 人口の現況

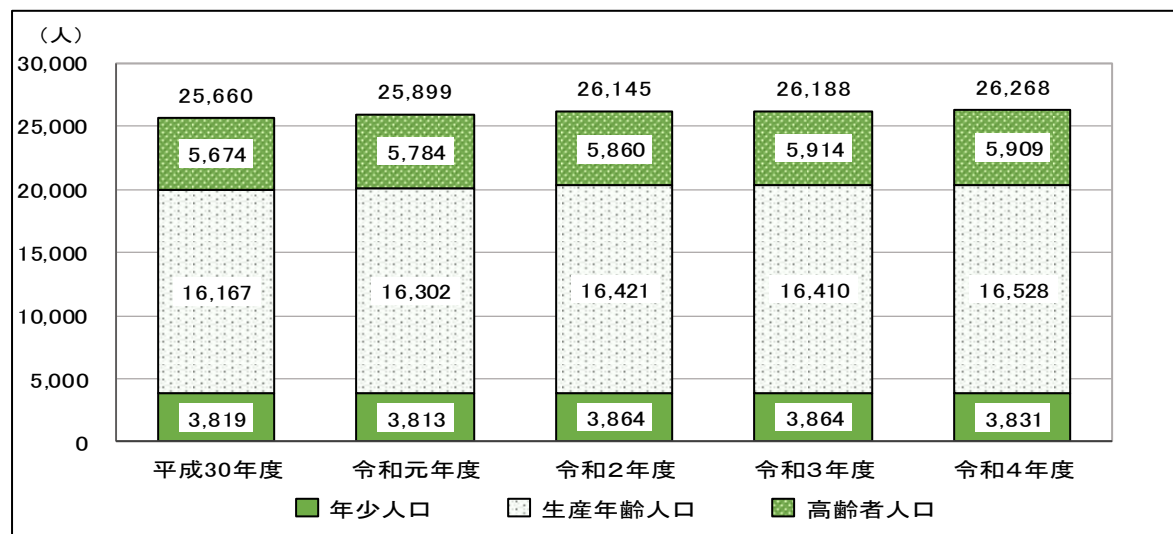
本町の総人口は、年齢（3区分）別の人口では、生産年齢人口、高齢者人口ともに増加傾向にあります。一方で、年少人口は令和3年度までは緩やかに増加し、その後、減少に転じております。全体の人口は、今後も増加する見通しですが、少子化に伴う年少人口の減少が懸念されます。

年齢3区分別人口とその比率の推移

単位：人、%

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	<参考> 岐阜県 令和4年度
総人口	25,660	25,899	26,145	26,188	26,268	1,945,350
年少人口（15歳未満）	3,819	3,813	3,864	3,864	3,831	229,213
年少人口比率	14.9	14.7	14.8	14.8	14.6	11.8
生産年齢人口（15～64歳）	16,167	16,302	16,421	16,410	16,528	1,082,304
生産年齢人口比率	63.0	62.9	62.8	62.7	62.9	55.6
高齢者人口（65歳以上）	5,674	5,784	5,860	5,914	5,909	594,610
高齢者人口比率	22.1	22.3	22.4	22.6	22.5	30.6

資料：人口ピラミッド（各年度3月31日現在）、
岐阜県は令和4年度岐阜県年齢別推計人口（令和4年10月1日現在）



資料：人口ピラミッド（各年度3月31日現在）

(2) 出生・死亡の状況（自然動態人口の推移）

出生数は令和2年までは減少傾向にありましたが、令和3年以降概ね横ばいで推移しています。死亡数は令和2年から令和4年まで増加傾向が続いていましたが、令和5年から減少に転じています。

本町では出生数が死亡数を上回る自然増が続いていますが、その数は近年減少傾向にあります。

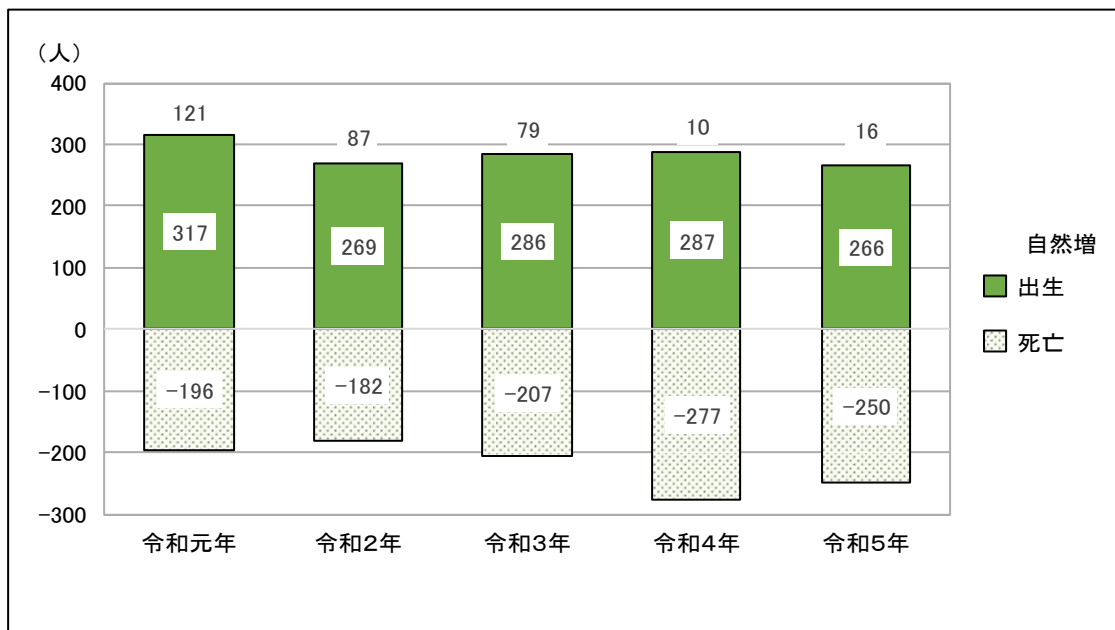
結婚や出産を安心してできる町を目指し、子育て世帯への支援を継続することで、今後も出生数は増加傾向が続くとみられます。

自然動態人口の推移

単位：人

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生	317	269	286	287	266
死亡	196	182	207	277	250
自然増	121	87	79	10	16

資料：住民課（前年10月1日～当年9月30日）



資料：住民課（前年10月1日～当年9月30日）

(3) 転入・転出の状況（社会動態人口の推移）

転入数は、令和元年から令和3年まで横ばいで推移していましたが、令和4年から減少傾向に転じています。

また、転出数は令和元年から令和3年まで横ばいで推移していましたが、令和4年に一時増加に転じたものの、令和5年には減少しています。

本町では転入数が転出数を上回る社会増が続いていますが、その数は近年減少傾向にあります。

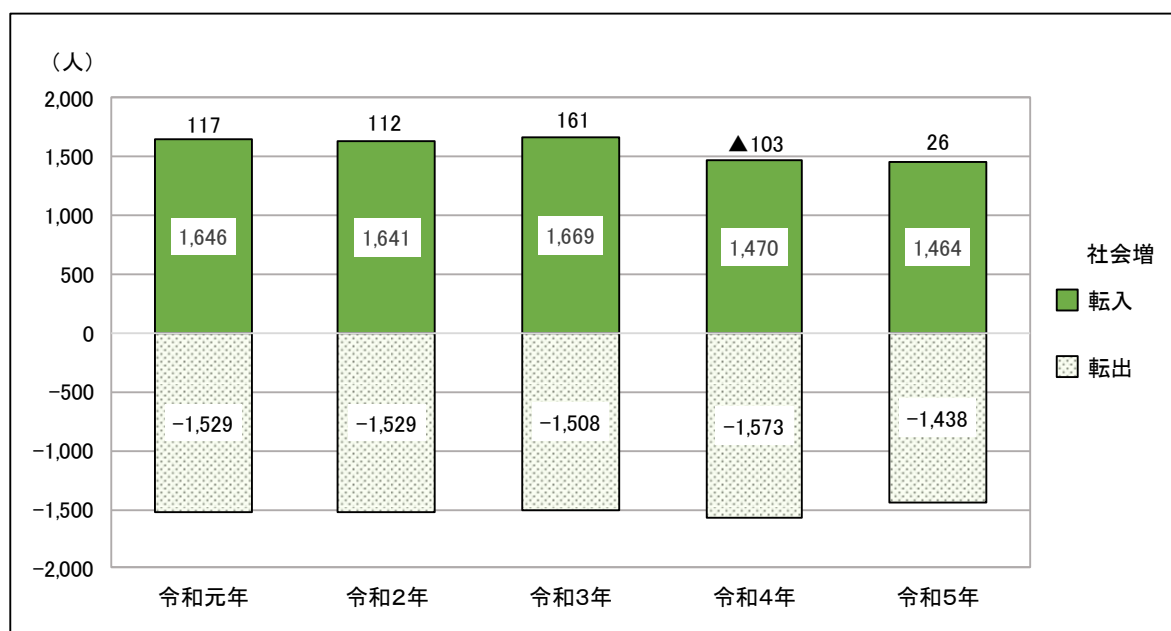
本町は町民の転出入が比較的多いことから、就労支援や子育て支援の充実、暮らしの環境整備を進め、より安心して暮らしやすい町にしていくことが必要だと考えられます。

社会動態人口の推移

単位：人

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
転入	1,646	1,641	1,669	1,470	1,464
転出	1,529	1,529	1,508	1,573	1,438
社会増	117	112	161	▲103	26

資料：住民課（前年10月1日～当年9月30日）



資料：住民課（前年10月1日～当年9月30日）

(4) 世帯数の推移と世帯構成の状況

一般世帯数は平成17年から令和2年の15年間で2,328世帯増加しています。

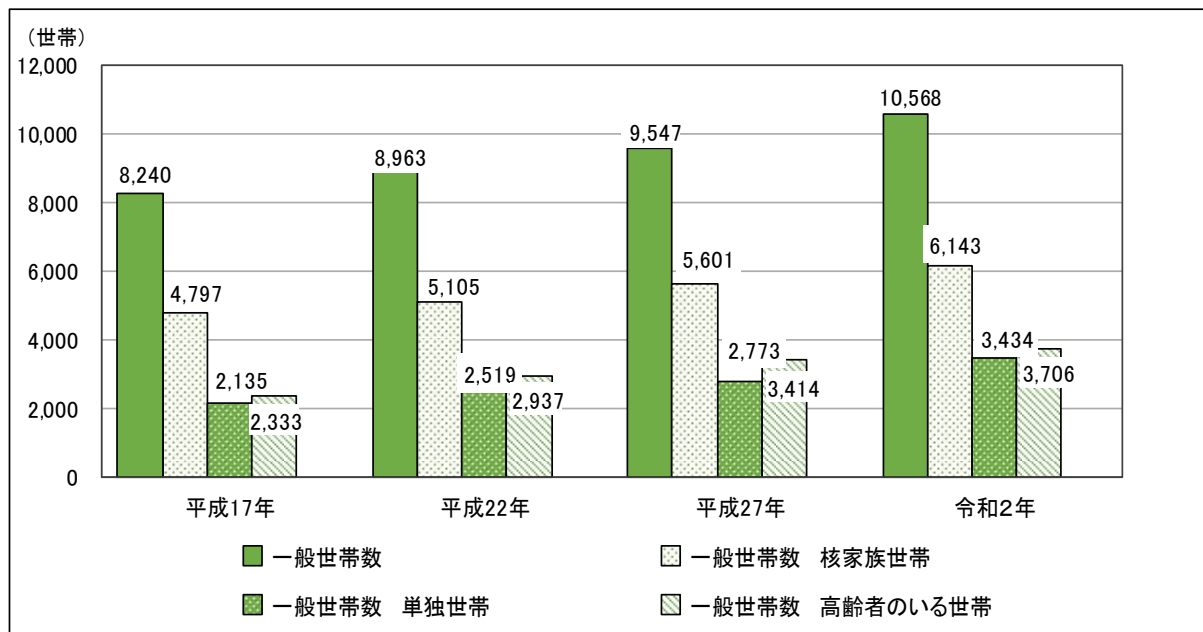
特に、高齢者夫婦世帯及び65歳以上の単独高齢者世帯は平成17年に対する伸びが、それぞれ2.0倍、2.5倍と増加しており、高齢化の進行とともに高齢者世帯についても増加していることが分かります。

世帯の状況

単位：世帯

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	8,240	8,963	9,547	10,568
核家族世帯	4,797	5,105	5,601	6,143
単独世帯	2,135	2,519	2,773	3,434
高齢者のいる世帯	2,333	2,937	3,414	3,706
夫婦のみの世帯	534	731	955	1,063
夫婦と子供からなる世帯	280	399	504	510
単独世帯	363	494	662	912

資料：国勢調査



資料：国勢調査

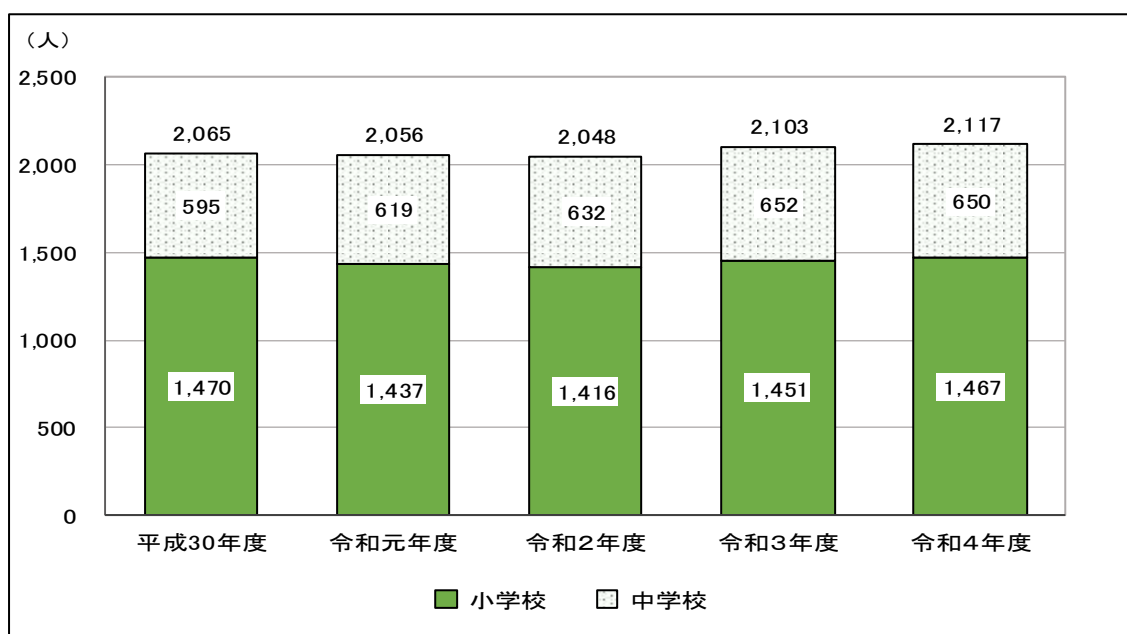
2 地域福祉における状況

(1) 支援を必要とする人の現状

①子ども

本町の町立小中学校における児童・生徒数は各校で増減は見られますが、微増傾向で推移しています。

児童・生徒数の推移



資料：生涯教育課

※特別支援学級などを含む

単位：人

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
東小学校	616	632	627	646	675
西小学校	462	443	439	457	442
北小学校	392	362	350	348	350
岐南中学校	595	619	632	652	650

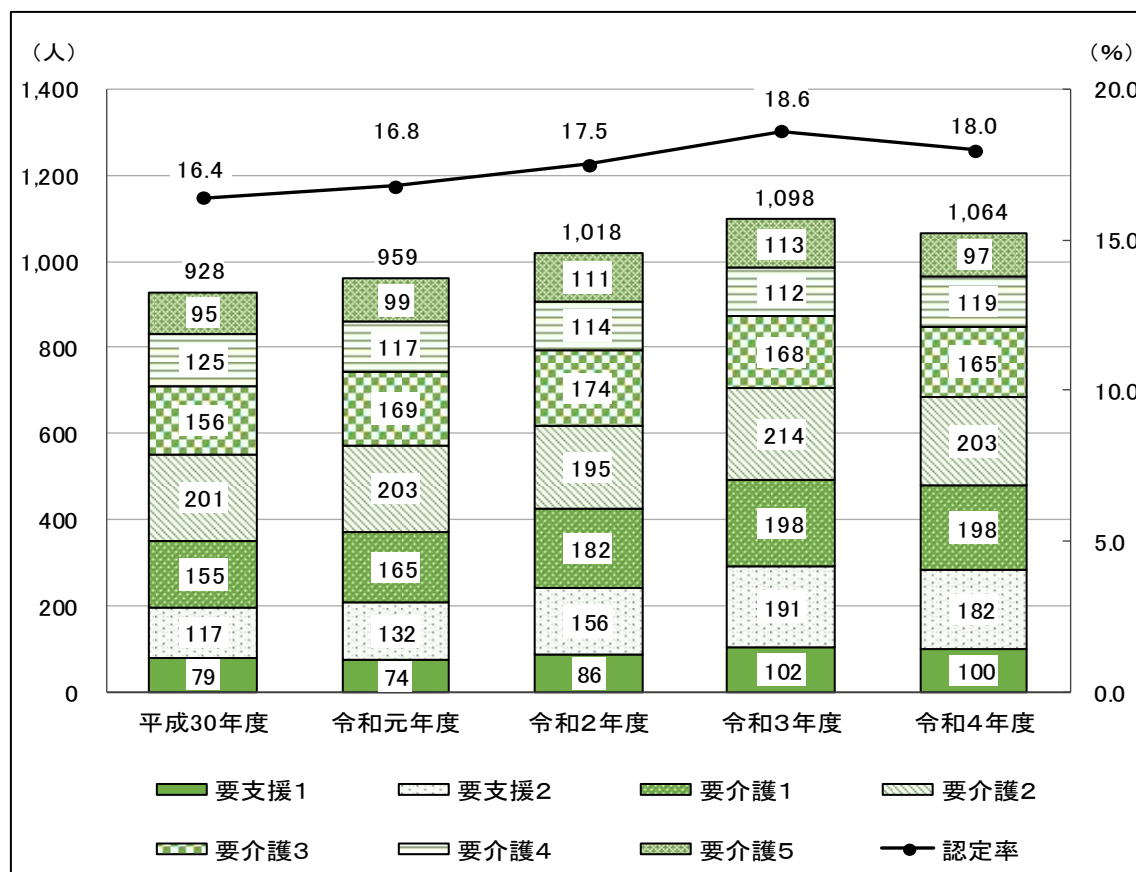
資料：生涯教育課

※特別支援学級などを含む

②高齢者

平成30年度以降における要介護（要支援）認定者数・認定率についてみると、令和3年度まではともに増加傾向にあります。令和4年度には減少傾向に転じており、認定者数は1,064人、認定率は18.0%となっています。

要介護（要支援）認定者数・認定率の推移

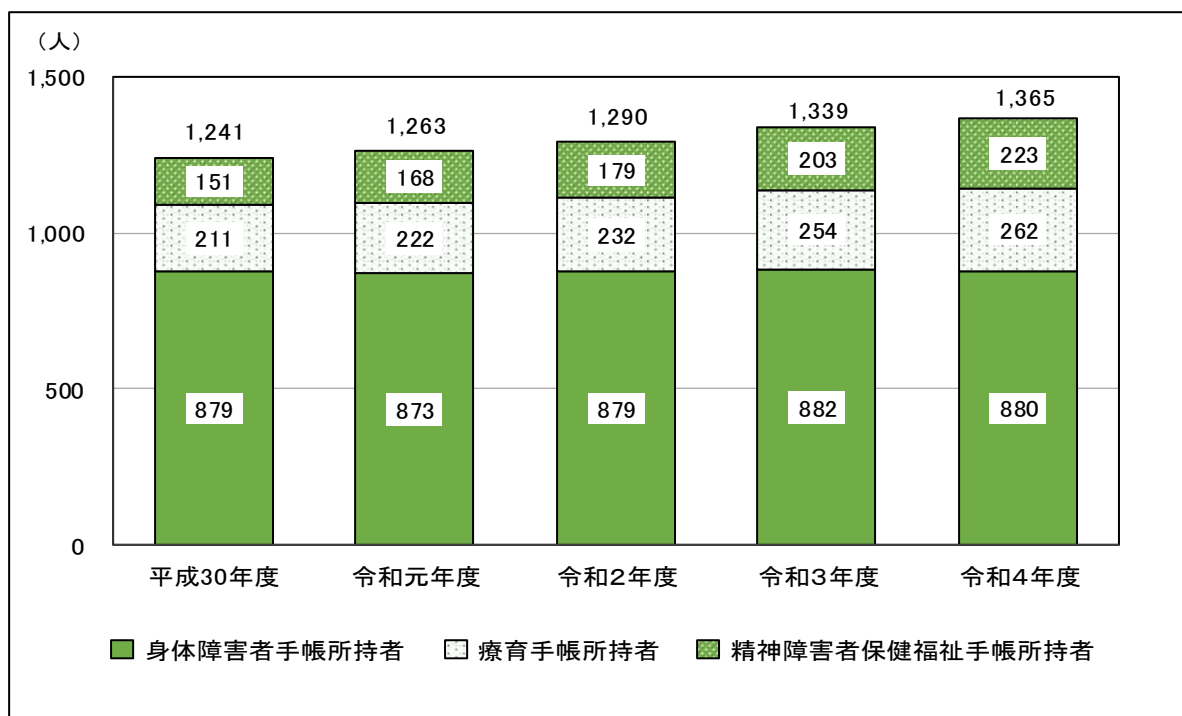


資料：保険年金課（地域包括ケアシステム「見える化」システム）（各年度9月30日現在）
 ※認定率は65歳以上の認定者／介護保険第1号被保険者数

③障害のある人

本町に居住する障害者手帳所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しています。身体障害者手帳所持者数は各年で増減が見られ、令和4年度では880人となっています。療育手帳所持者数は5年間で24%と急増し、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、約48%と増加しています。

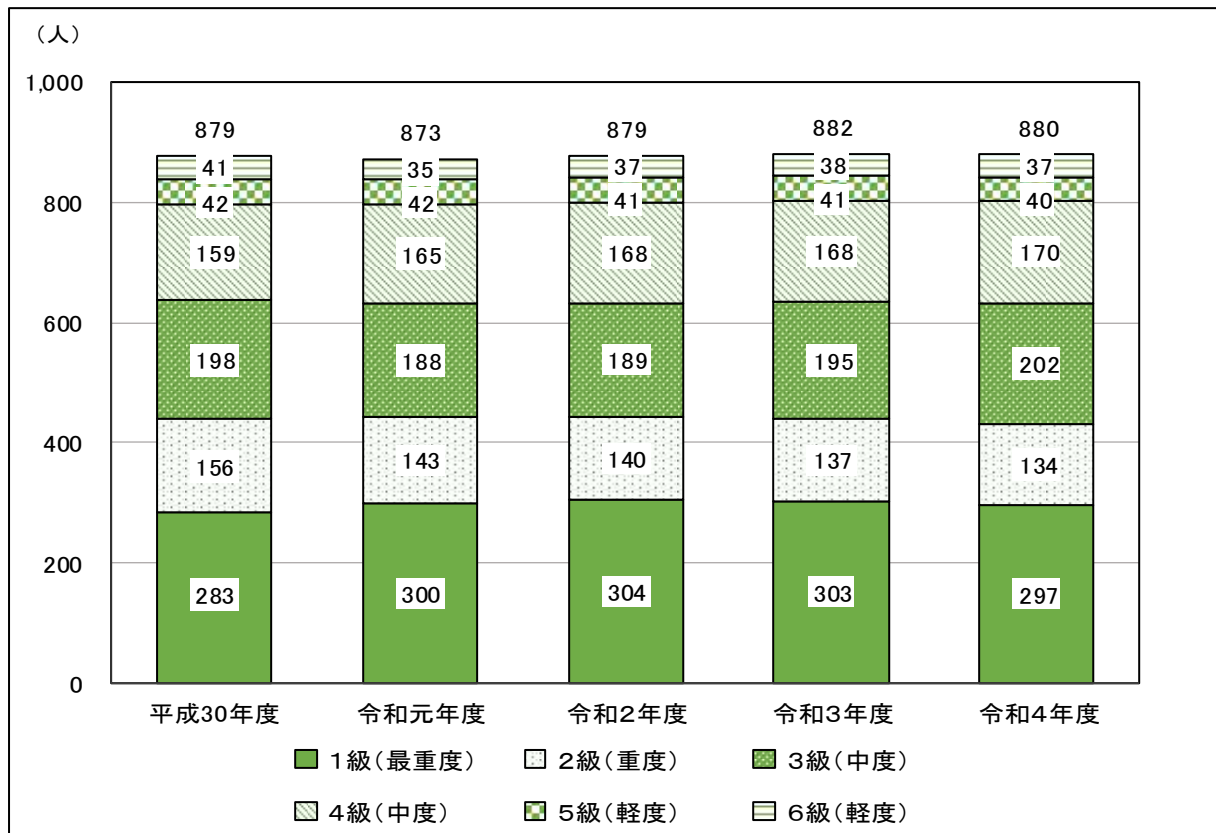
障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度3月31日現在）

身体障害者手帳所持者の等級別内訳についてみると、横ばいで推移しています。

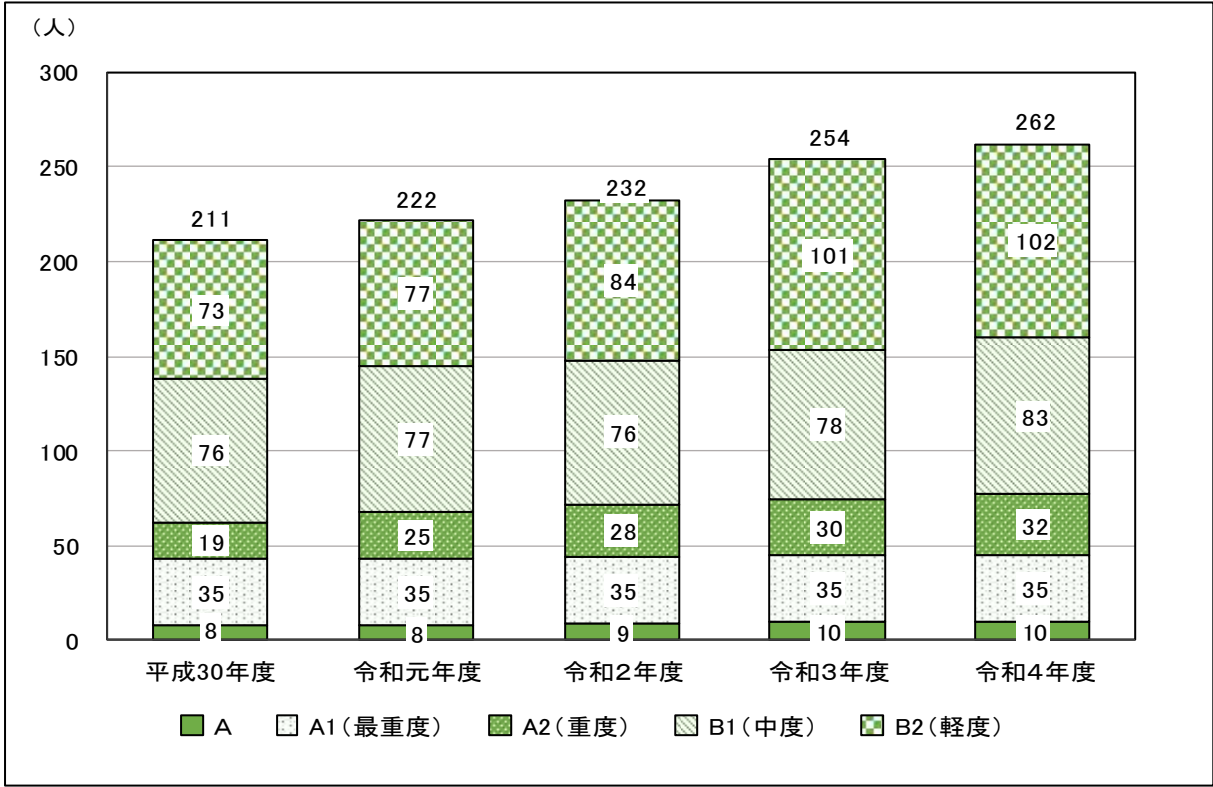
身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度3月31日現在）

療育手帳所持者の等級別内訳はAとA 1（最重度）判定は概ね横ばいで推移していますが、A 2（重度）判定とB 1（中度）とB 2（軽度）判定は増加傾向にあります。

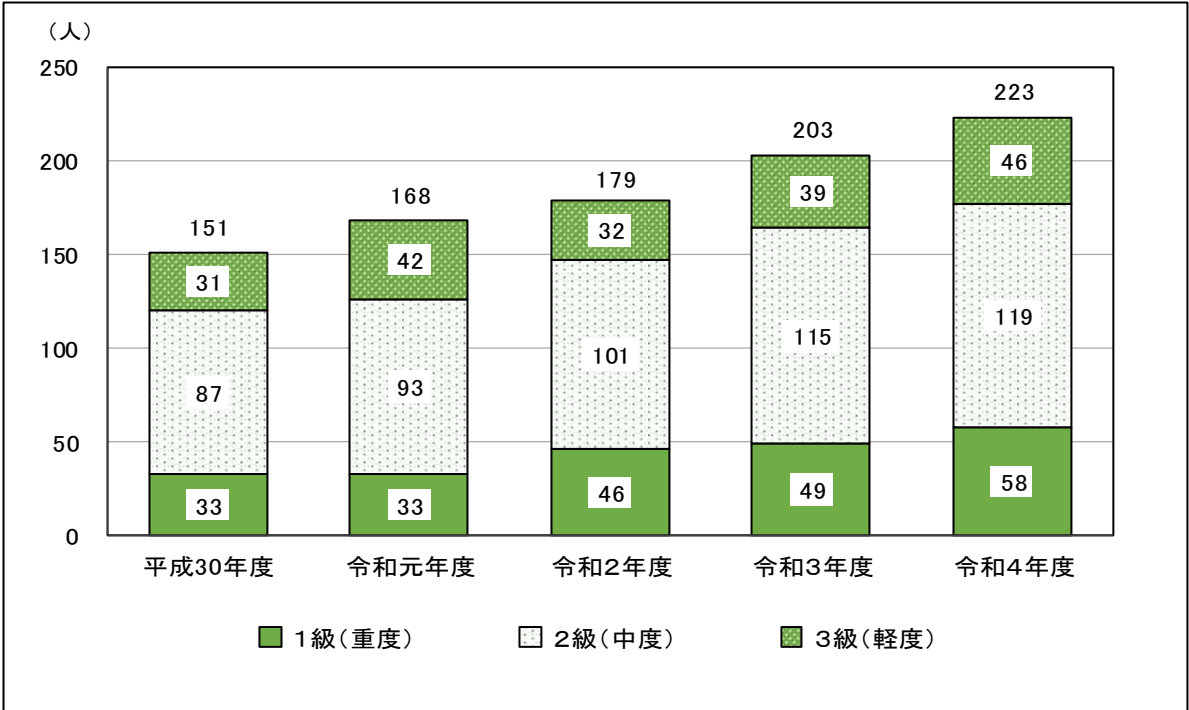
療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度3月31日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は1級（重度）、2級（中度）、3級（軽度）のすべてが増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

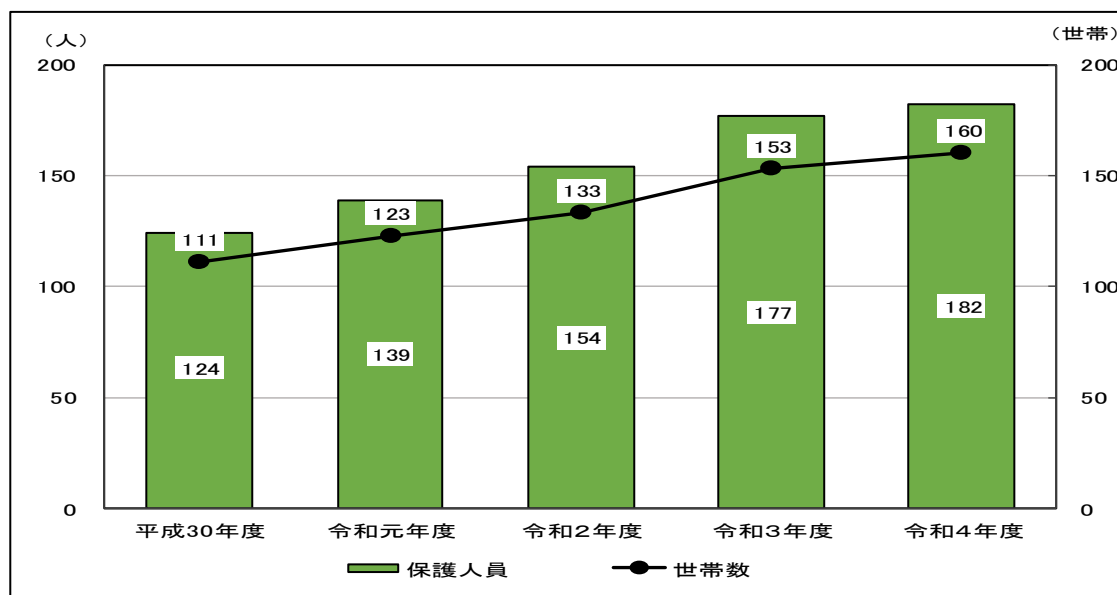


資料：福祉課（各年度3月31日現在）

④その他支援を必要とする人

生活保護の受給世帯数と保護人員は、10年前はともに横ばいでしたが、平成30年度以降はともに増加傾向が続いています。新型コロナウイルス感染症の影響が要因と考えられ、令和4年度では生活保護の受給世帯数は160世帯、保護人員は182人となっています。

生活保護の受給世帯と保護人員



資料：福祉課（各年度3月31日現在）

ひとり親世帯は、平成17年では168世帯でしたが、令和2年では188世帯となっています。

母子・父子世帯の状況

単位：世帯、%

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	伸び率
母子世帯	147	175	154	164	111.6
父子世帯	21	21	16	24	114.3
合計	168	196	170	188	111.9

資料：国勢調査

自殺者数は、10年前は年間2～6人、自殺死亡率は8.0～23.7人でしたが、平成30年度以降においては年間0～5人、自殺死亡率は0.0～19.0人となっており、10年前より減少しています。

自殺者の状況

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自殺者数	2	0	3	1	5
自殺死亡率	7.8	0.0	11.6	3.8	19.0

資料：健康推進課（厚生労働省（自殺の統計））

※自殺死亡率は人口10万人当たりの自殺者数（各年度3月31日現在）

(2) 支援の提供体制の現状

①社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。

地域福祉推進の中核として、行政や民生委員・児童委員、自治会や教育機関、各種団体などとの連携を密にしながら、実施事業における地域福祉活動拠点の確保を図るとともに、高齢者、障害者、子育て世帯など各分野における支援活動を充実させ、地域の福祉ニーズに対して包括的に支援し、サービスの提供を推進しています。

②民生委員・児童委員

「民生委員」とは、社会奉仕の精神をもって、常に町民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことを役割としており、「児童委員」を兼任しています。また、「主任児童委員」は地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守るとともに、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行っています。

本町は、概ね200世帯以上に1人の民生委員・児童委員を地域に配置しており、各地区における数は、以下のとおりです。

また、民生委員・児童委員の年間活動報告（相談内容別）の1位は、東校区で「子どもの地域生活」、西校区で「生活費」、北校区で「日常的な支援」となっています。

民生委員・児童委員数

単位：人

地区	民生委員・児童委員	主任児童委員	合計
東校区	18	1	19
西校区	18	1	19
北校区	12	1	13
合計	48	3	51

資料：福祉課（令和5年6月1日現在）

民生委員・児童委員の年間活動件数（相談内容別）

地区	1位	2位	3位	4位	5位
東校区	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活、日常的な支援	生活環境	家族関係	在宅福祉
西校区	生活費	住居	日常的な支援	健康・保健医療	介護保険
北校区	日常的な支援	家族関係	在宅福祉	子どもの地域生活	介護保険

資料：福祉課（令和4年度集計分）

③地域活動、ボランティア活動

自主的に社会事業などに参加し、奉仕活動を行うボランティア団体は、令和5年度時点で62団体あり、団体に所属する会員は852人となっています。団体数と会員数は令和4年度までは増加傾向にあります。

ボランティアセンターやコーディネーターを設置し、地域ボランティアの育成や活動支援を行うことで、ボランティア活動の活性化につながっていることが考えられます。

ボランティア団体などの状況

単位：団体数、人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	27	57	61	67	62
会員数	363	727	766	867	852

資料：岐南町社会福祉協議会（各年度4月1日現在）

また、NPO法人の団体数は、令和2年度から令和4年度において、8団体で推移しています。

NPO法人の推移

単位：団体数

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	7	8	8	8	7

資料：経済環境課（各年度4月1日現在）

④子育て支援活動

町内の保育施設では、子育て環境を充実するため、0歳児保育や障害児保育、延長保育を実施しており、定員数、利用状況については、以下のとおりです。

認定こども園・保育園などの状況

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定員数	890	910	910	920	932
0歳児保育	36	30	36	31	40
障害児保育	35	42	29	55	48
延長保育※	32	23	26	31	31

資料：子ども安心課（各年度3月31日現在）

※1日当たりの平均利用人数

⑤避難行動要支援者登録の状況

本町では、災害時に避難する際、支援が必要とされる方を把握するため、避難行動要支援者登録を実施しています。登録の状況は以下のとおりです。

避難行動要支援者登録の状況

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	614	615	706	856	765

資料：総務課（各年度4月1日現在）

⑥交流の場

乳幼児を養育している人や高齢者の交流の場として、町内に子育てサロンが3箇所、高齢者のつどいの場が33箇所開催されています。

交流の場の設置状況

単位：箇所

地区	子育てサロン	高齢者のつどいの場
東校区	1	15
西校区	1	9
北校区	1	9
合計	3	33

資料：子ども安心課／地域包括支援センター（令和5年4月1日現在）

⑦自治会加入率

自治会加入率は、令和元年度は8割台で推移していましたが、その割合は減少傾向にあります。転出者の増加などに伴い過去10年で自治会加入率は1割減少していることから、住みやすいまちづくりの推進や自治会加入のメリットの周知、気軽に参加できるイベントへの参加を促すなどの取組が必要です。

自治会加入率の推移

単位：％

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会加入率	81.6	79.4	78.3	77.7	76.4

資料：総務課（各年度4月1日現在）

⑧老人クラブ会員数

老人クラブのクラブ数は、ほぼ横ばいで推移していますが、会員数は、高齢者数の増加に反し、年々減少傾向にあります。令和4年度には1,000人を下回っています。

老人クラブ会員数の推移

単位：クラブ数、人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	22	22	22	21	21
会員数	1,188	1,165	1,111	987	934

資料：総合健康福祉センター（各年度4月1日現在）

⑨社会福祉関連施設

町内の社会福祉関連施設など、地域に所在する主な施設の状況は次のようになっています。

社会福祉関連施設などの状況

単位：箇所

単位：箇所

区分	施設種類	地区		
		東校区	西校区	北校区
高齢者関係				
	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	-	2	2
	地域包括支援センター	-	-	1
	デイサービスセンター	3	1	3
	特別養護老人ホーム	1	1	-
	有料老人ホーム	1	-	2
	老人福祉センターなど	1	1	1
児童・母子関係				
	児童遊園・ちびっこ広場	9	8	5
	保育園	3	2	2
	子育て世代包括支援センター	-	-	1
	保健相談センター	-	-	1
その他				
	公民館・町民センターなど	5	3	3
	小学校・中学校	1	2	1

資料：保険年金課、福祉課、土木課、子ども安心課、健康推進課、生涯教育課
(令和5年6月1日現在)

3 アンケート調査などの結果

(1) アンケート調査の結果

①アンケート調査の実施概要

本調査は、「第4期岐南町地域福祉計画」策定のため、地域での生活や福祉活動に関する状況を把握し、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。アンケートの実施概要は以下のとおりです。

アンケート調査の実施概要

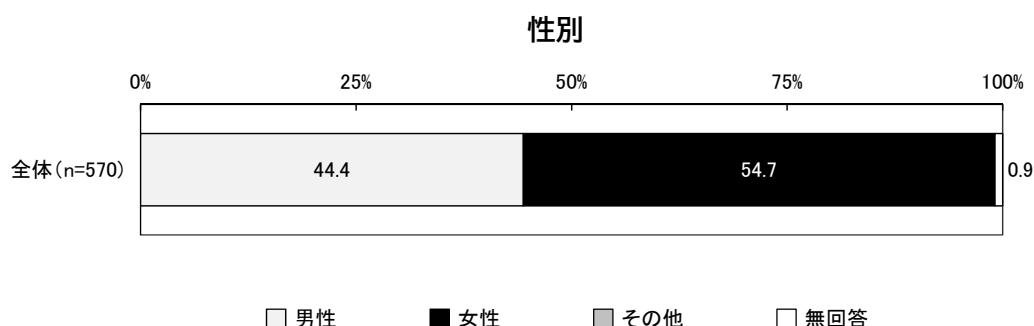
調査対象者	18歳以上の町民
配布数	1,500票
有効回収数 (有効回収率)	570票 (38.0%)
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和5年3月

※以下、基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載

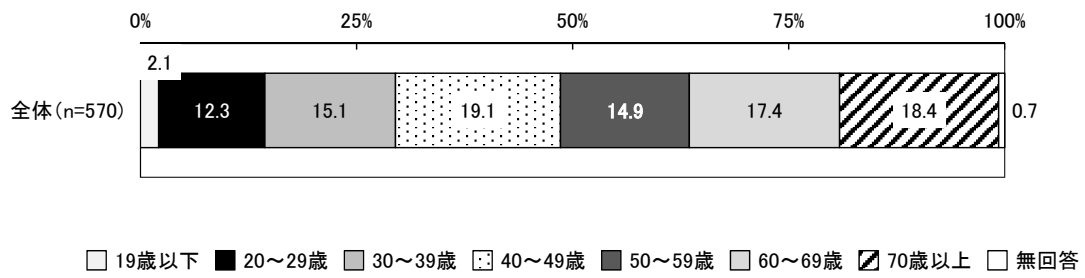
②アンケート調査の実施概要

<回答者の属性について>

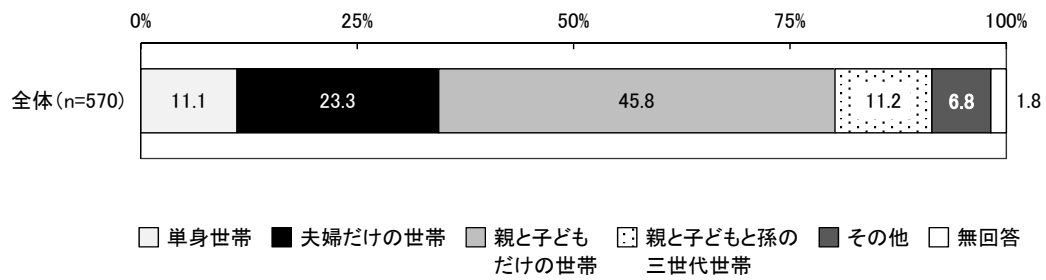
性別では女性の回答割合が5割半ばとなり、年齢別では各年代において分散しています。また、回答者の世帯構成は「親と子どもだけの世帯」が4割半ばを占めるほか、同居している家族は「65歳以上の方（高齢者）」が3割強を占めています。



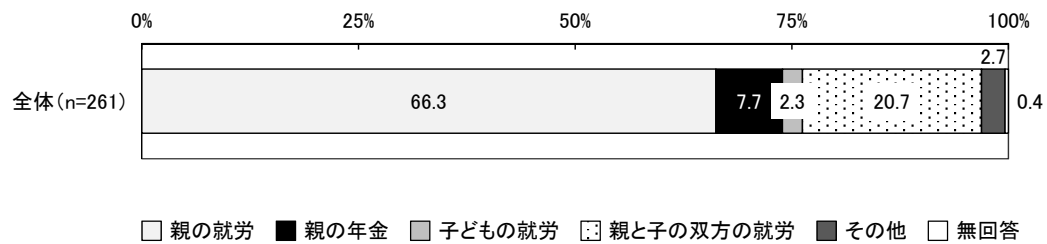
年齢



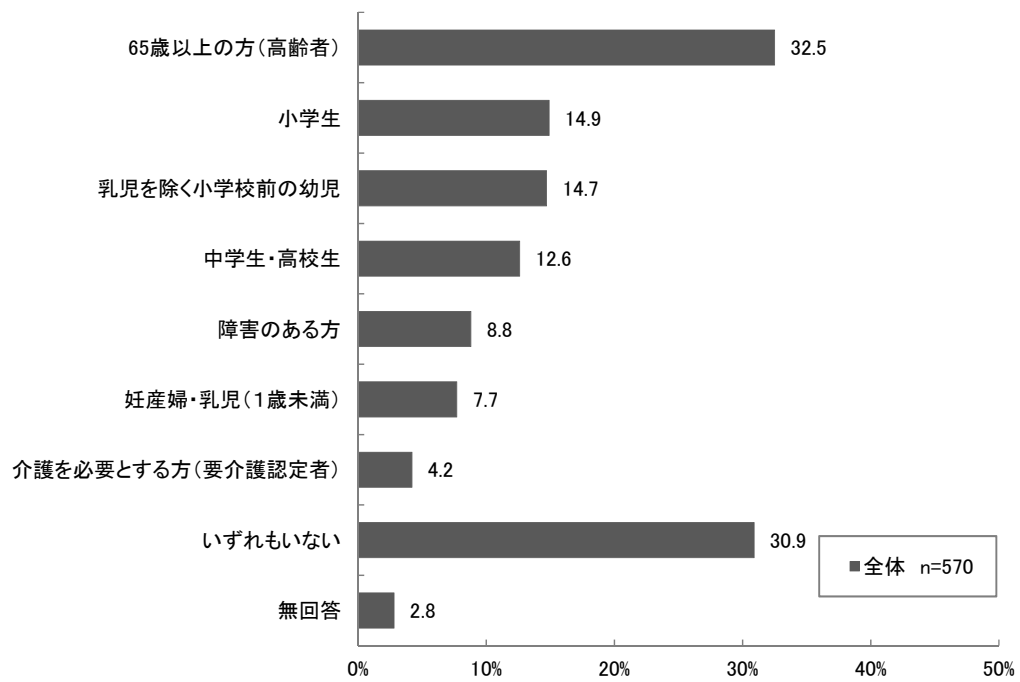
世帯構成



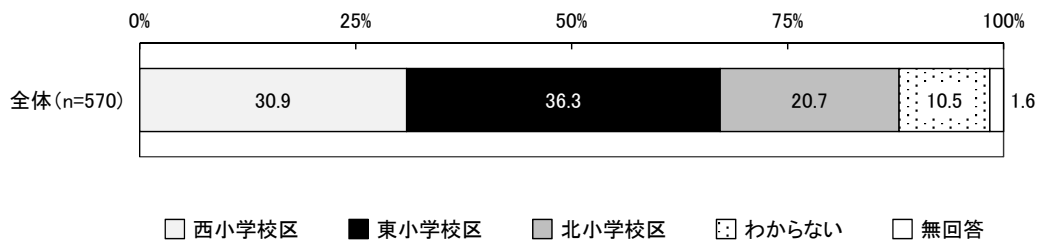
主な収入（世帯構成で「親と子どもだけの世帯」と回答した人）



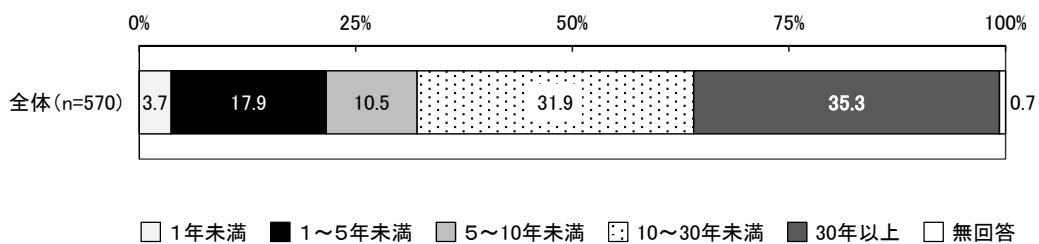
同居している家族（全体／複数回答）



居住地区



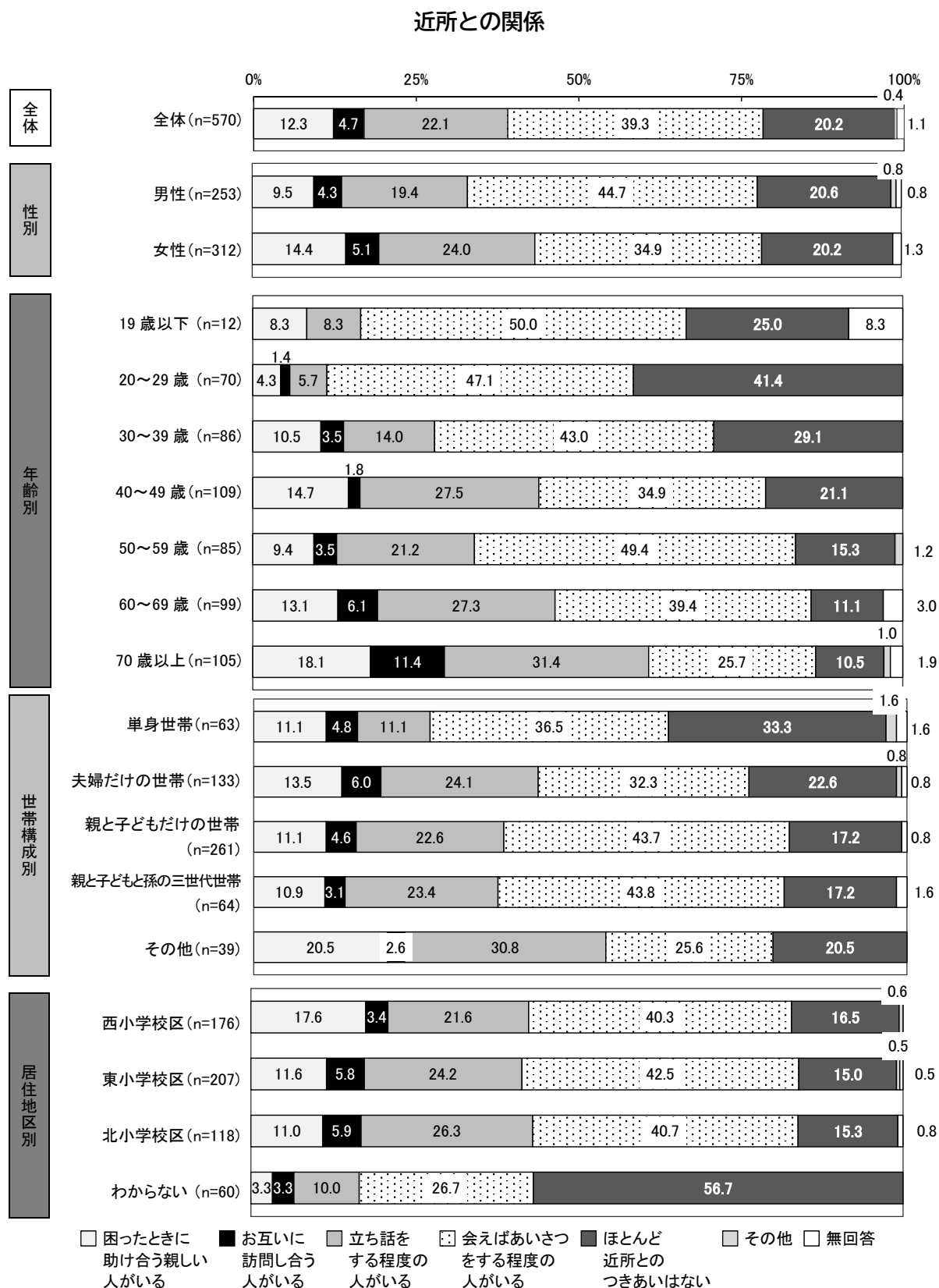
居住年数



<地域とのかかわりについて>

近所との関係については、「会えばあいさつをする程度の人がある」が4割弱を占めています。

属性別でみると、特に、若年層を中心とする年代、単身世帯の近所づきあいの希薄化がうかがわれます。

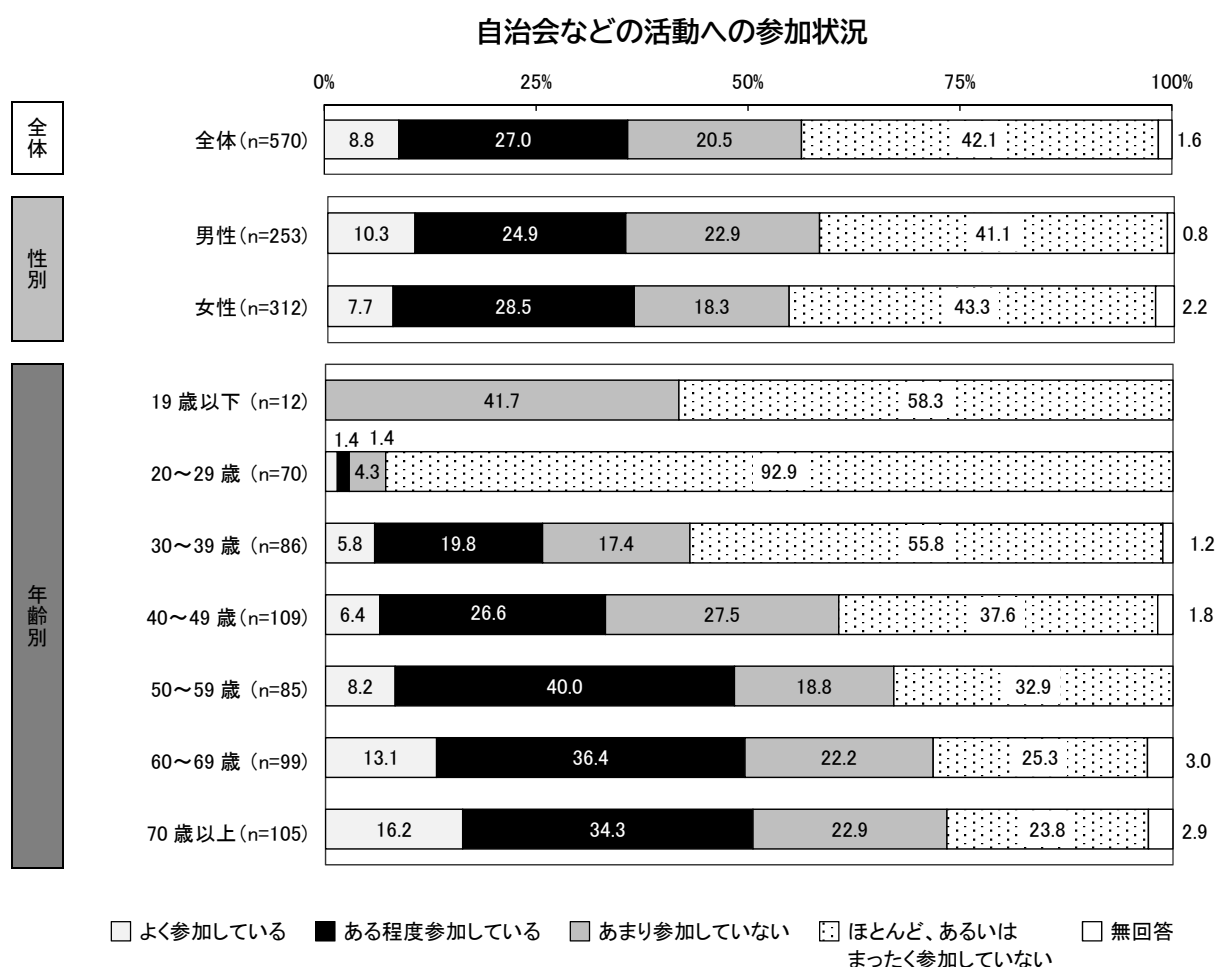


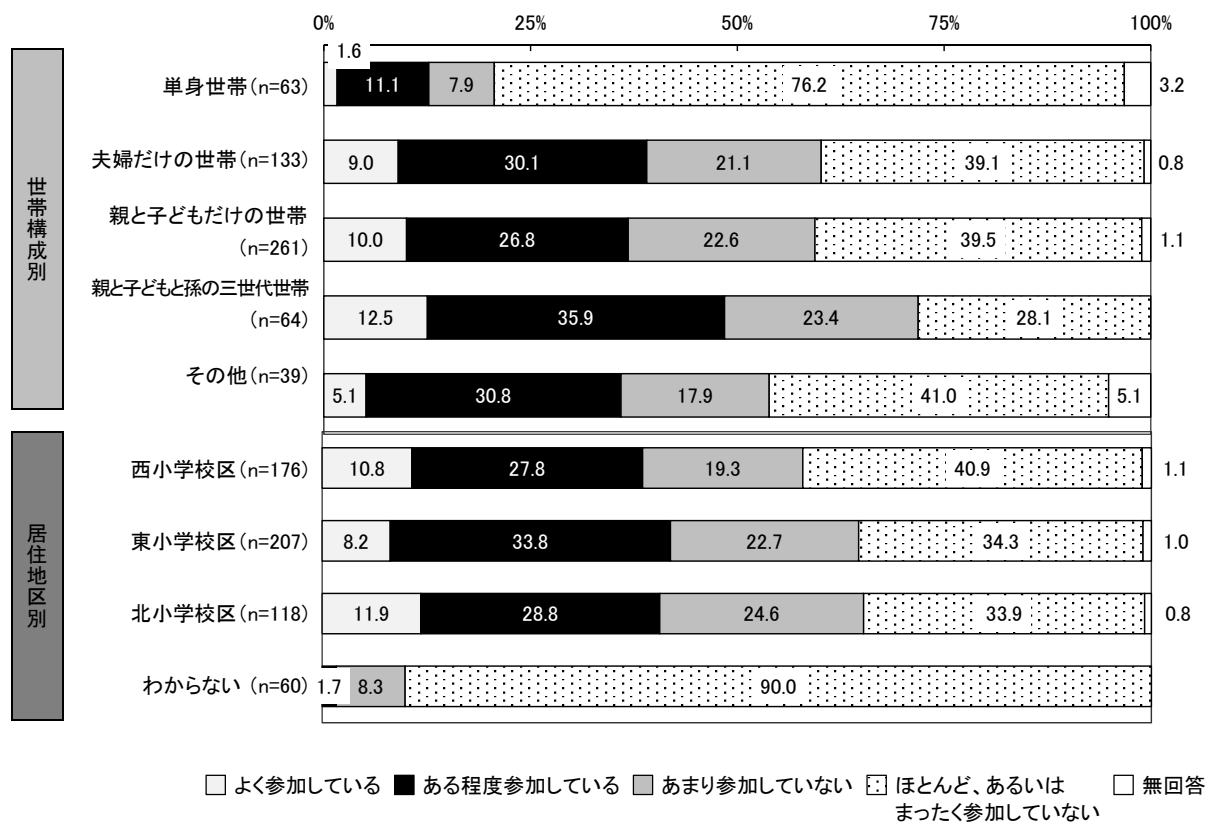
<自治会などの活動への参加状況について>

自治会などの活動への参加状況については、“参加していない”（「あまり参加していない」と「ほとんど、あるいはまったく参加していない」の合計）の割合が6割強を占めています。

属性別で“参加している”（「よく参加している」と「ある程度参加している」の合計）の割合をみると、年齢別では、概ね年齢層が低いほど低く、30代以下は3割に満たず、10代は0%、20代はわずか2.8%となっています。世帯構成別では、単身世帯が他の世帯に比べて低く、1割にとどまっています。

居住地区別では、西小学校区では「ほとんど、あるいはまったく参加していない」が他の小学校区に比べ高くなっています。



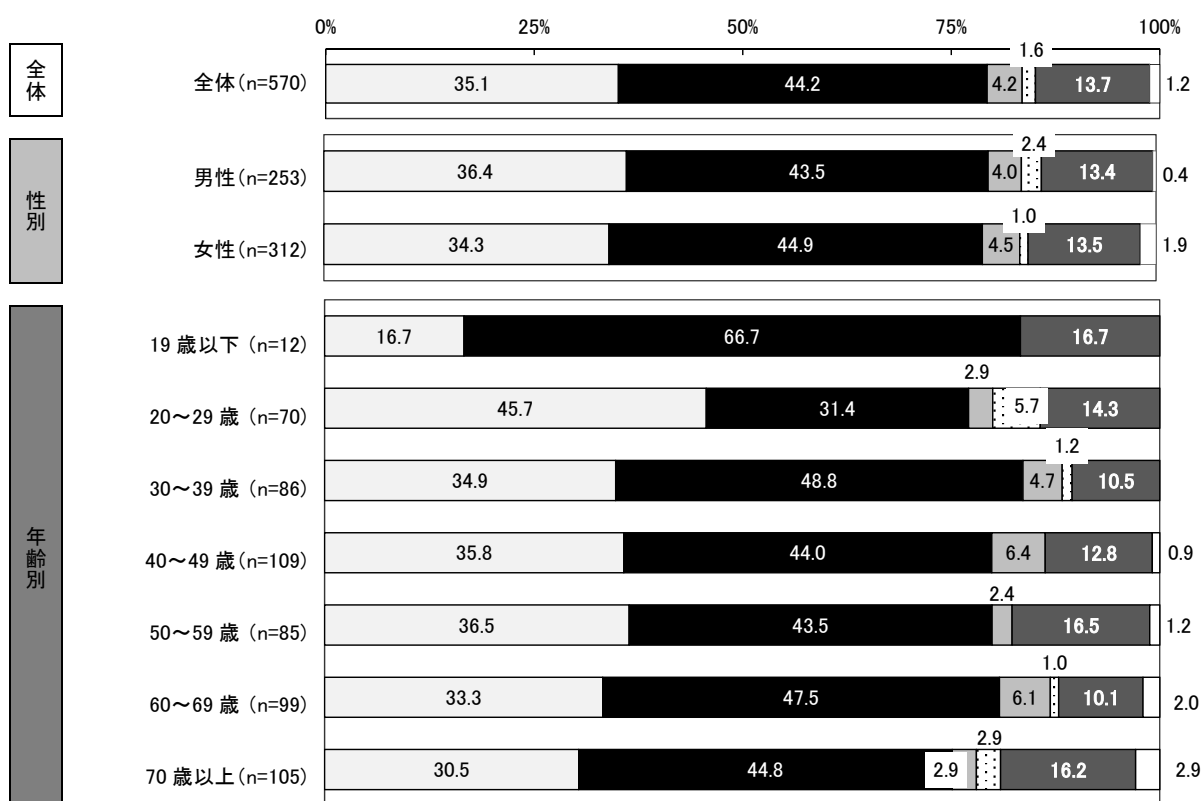


<地域住民が自主的に支えあい助けあう関係について>

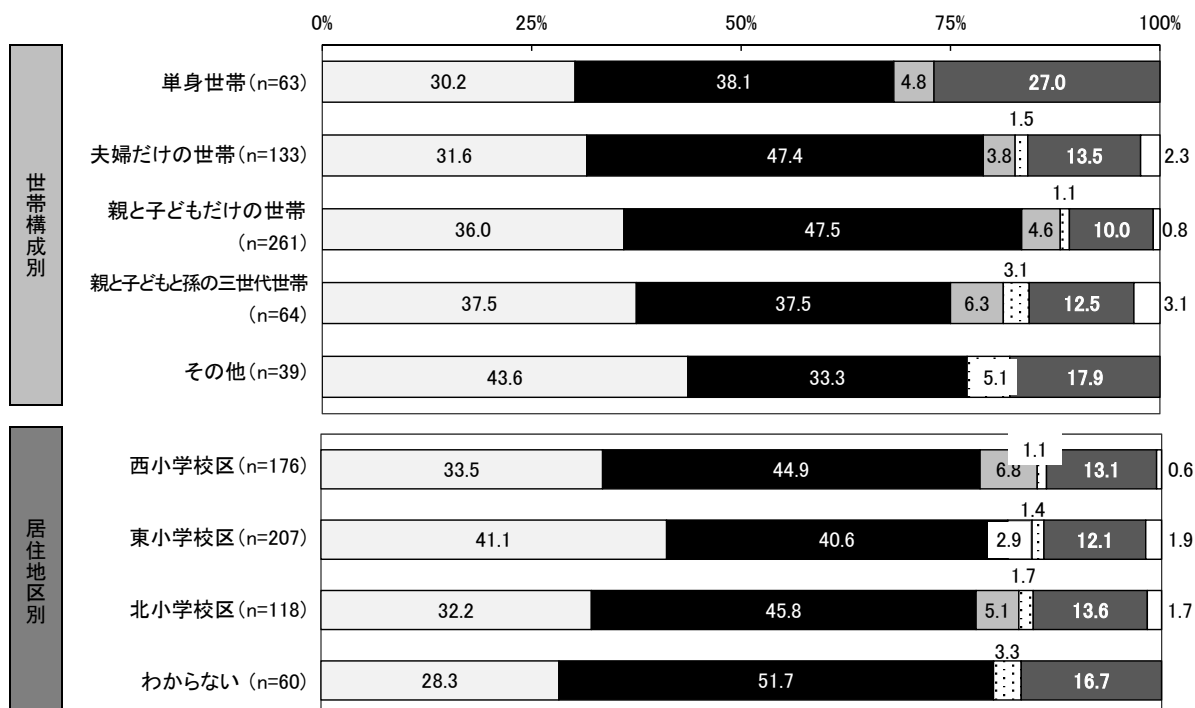
地域住民が自主的に支えあい助けあう関係が必要かどうかたずねたところ、“必要だと思う”（「どちらかという必要だと思う」と「必要だと思う」の合計）は約8割を占めています。

属性別で“必要だと思う”の割合をみると、年齢別では、全年齢でおり、全体的に支えあい助けあう関係の必要性を認識していることがうかがえます。

地域住民が自主的に支えあい助けあう関係が必要か



□ 必要だと思う ■ どちらかという必要だと思う □ どちらかという必要だとは思わない □ 必要だとは思わない ■ わからない □ 無回答



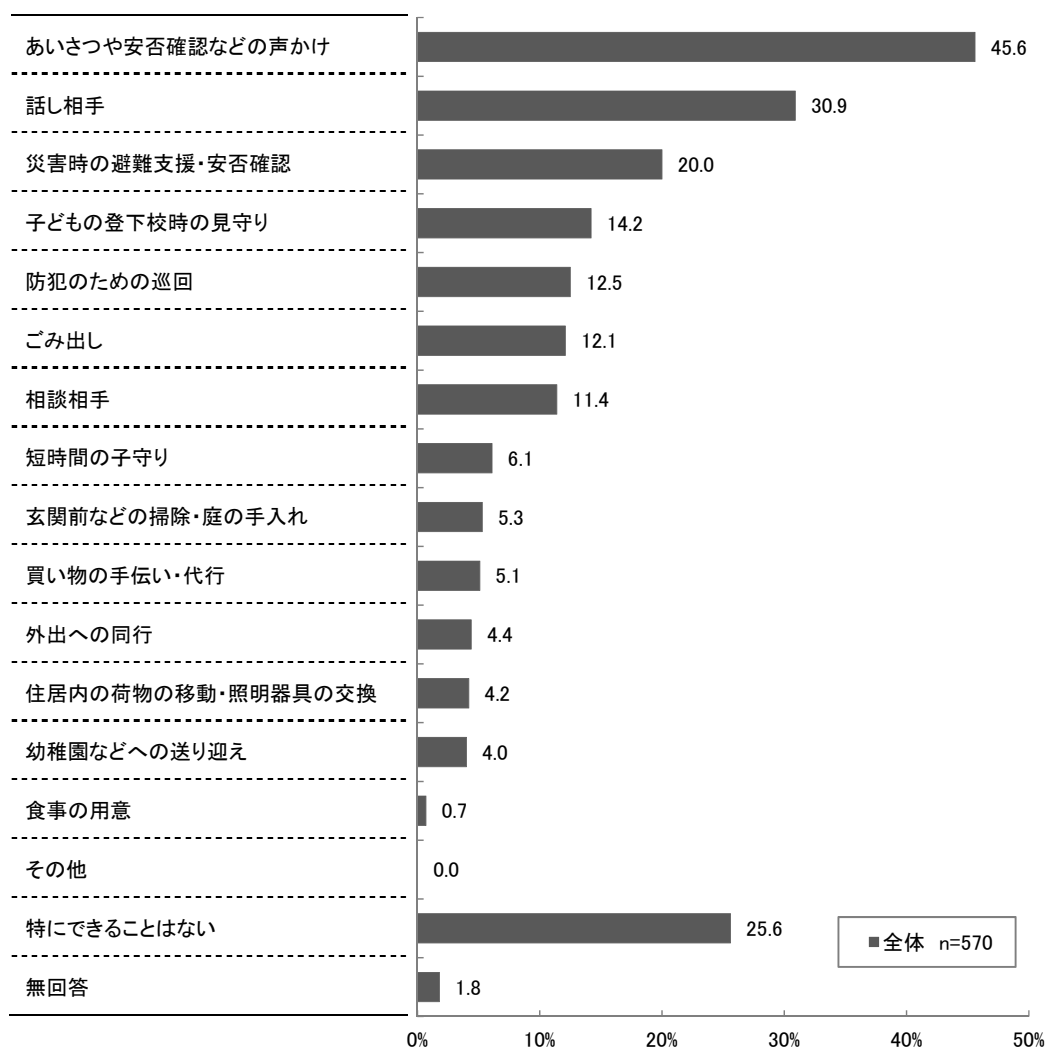
□ 必要だと思う ■ どちらかという必要だと思う □ どちらかという必要だとは思わない □ 必要だとは思わない ■ わからない □ 無回答

<支援が必要な世帯に対して支援や協力できること>

支援が必要な世帯に対して支援や協力できることをたずねたところ、「あいさつや安否確認などの声かけ」が最も高く、次いで「話し相手」、「災害時の避難支援・安否確認」となっています。

属性別でみると、すべての層で「あいさつや安否確認などの声かけ」が最も高くなっており、性別や年齢などにかかわらず、日常生活を通じた継続的な行動が、支援を必要とする世帯への支援・協力の第一歩として期待されます。

支援が必要な世帯に対して支援や協力できること（全体／複数回答）



支援が必要な世帯に対して支援や協力できること（全体、属性／複数回答）
（上位3位、単位：％）

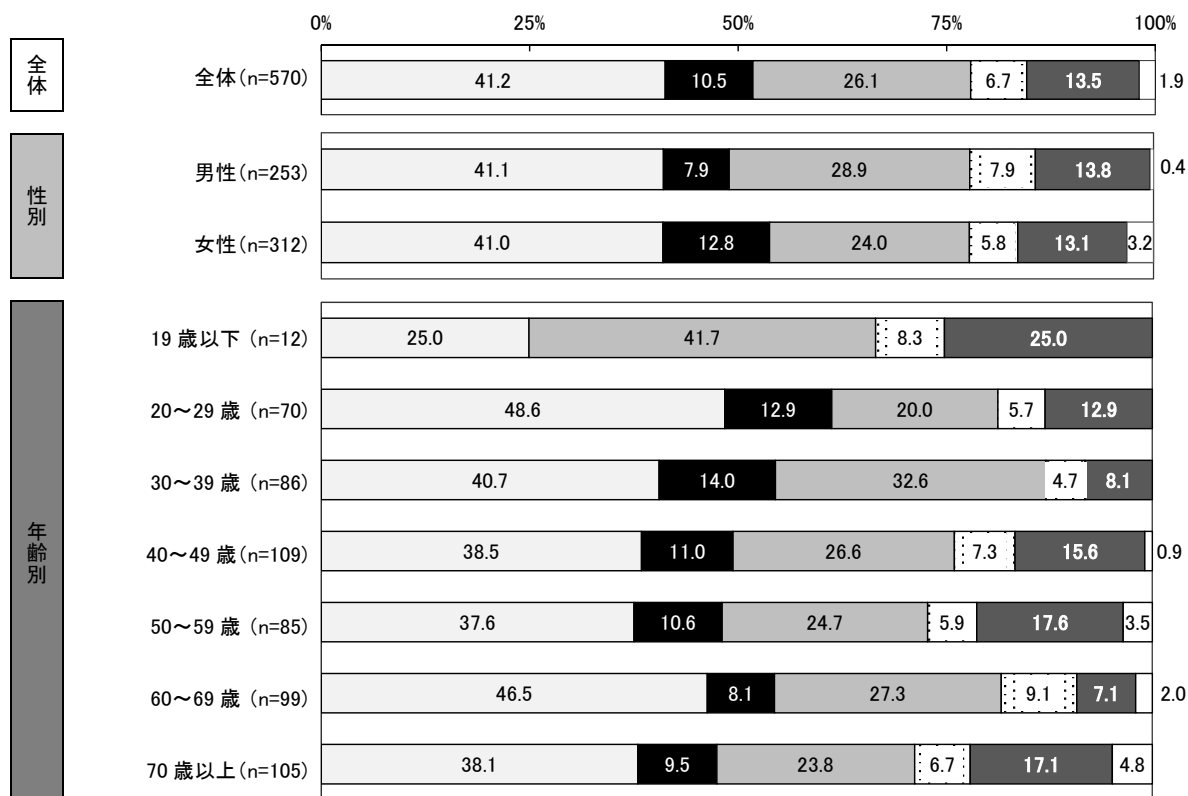
		第1位	第2位	第3位
全体		あいさつや安否確認などの声かけ 45.6	話し相手 30.9	災害時の避難支援・安否確認 20.0
性別	男性	あいさつや安否確認などの声かけ 42.3	特にできることはない 30.0	災害時の避難支援・安否確認 23.7
	女性	あいさつや安否確認などの声かけ 48.1	話し相手 36.9	子どもの登下校時の見守り 15.4
年齢	19歳以下	あいさつや安否確認などの声かけ 66.7	話し相手 33.3	相談相手／子どもの登下校時の見守り 16.7
	20代	あいさつや安否確認などの声かけ 45.7	話し相手 31.4	災害時の避難支援・安否確認 24.3
	30代	あいさつや安否確認などの声かけ 51.2	話し相手 31.4	災害時の避難支援・安否確認 27.9
	40代	あいさつや安否確認などの声かけ 49.5	話し相手 33.0	子どもの登下校時の見守り／災害時の避難支援・安否確認 20.2
	50代	あいさつや安否確認などの声かけ 47.1	話し相手 28.2	災害時の避難支援・安否確認 20.0
	60代	あいさつや安否確認などの声かけ 44.4	話し相手 28.3	災害時の避難支援・安否確認 20.0
	70歳以上	あいさつや安否確認などの声かけ 34.3	特にできることはない 32.4	話し相手 31.4
世帯構成	単身世帯	あいさつや安否確認などの声かけ 33.3	話し相手 22.2	相談相手／災害時の避難支援・安否確認 12.7
	夫婦だけの世帯	あいさつや安否確認などの声かけ 43.6	話し相手 33.1	災害時の避難支援・安否確認 21.1
	親と子どもだけの世帯	あいさつや安否確認などの声かけ 51.7	話し相手 33.0	災害時の避難支援・安否確認 21.8
	親と子どもと孫の三世帯世帯	あいさつや安否確認などの声かけ 35.9	話し相手 28.1	災害時の避難支援・安否確認 15.6
	その他	あいさつや安否確認などの声かけ 48.7	話し相手 28.2	防犯のための巡回 23.1
居住地区	西小学校区	あいさつや安否確認などの声かけ 42.0	特にできることはない 29.5	話し相手 27.3
	東小学校区	あいさつや安否確認などの声かけ 50.2	話し相手 38.2	災害時の避難支援・安否確認 18.4
	北小学校区	あいさつや安否確認などの声かけ 47.5	話し相手 27.1	災害時の避難支援・安否確認 22.9
	わからない	あいさつや安否確認などの声かけ 38.3	話し相手 20.0	災害時の避難支援・安否確認 13.3

<町民と行政との関係について>

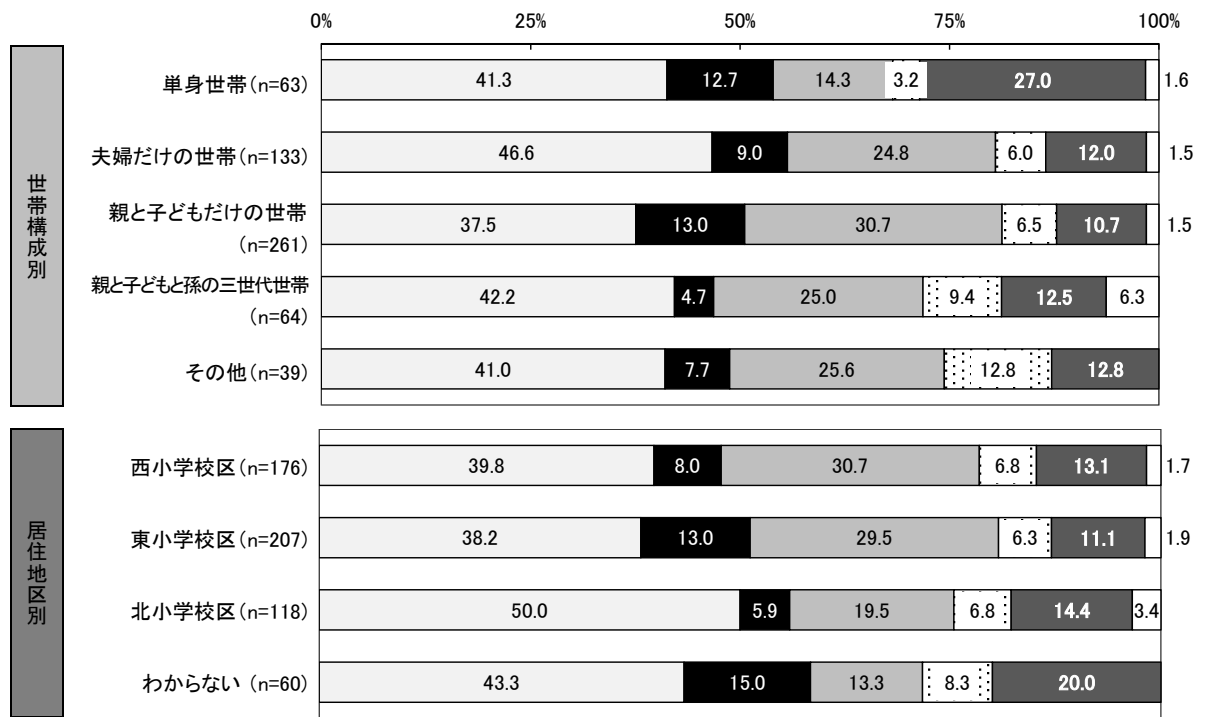
地域での福祉活動を推進していくうえで、町民と行政との関係はどうあるべきかたずねたところ、「福祉サービスの充実のために、町民も行政も協力し合い、ともに取り組む（協働）べきである」が4割を占めています。

属性別でも、すべての層で「福祉サービスの充実のために、町民も行政も協力し合い、ともに取り組む（協働）べきである」が最も多くなっており、引き続き、協働することの重要性の認識や、意識高揚を図る必要があります。

町民と行政との関係はどうあるべきか



- ☐ 福祉サービスの充実のために、町民も行政も協力し合い、ともに取り組む（協働）べきである
- ☒ 家庭や地域をはじめ町民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである
- ☐ 行政が担当すべきだが、手の届かない部分は町民が協力すべきである
- ☐ 福祉サービスは行政が担当すべきで、町民はあまり協力することはない
- ☐ わからない
- ☐ 無回答



- ☐ 福祉サービスの充実のために、町民も行政も協力し合い、ともに取り組む(協働)べきである
- ☒ 家庭や地域をはじめ町民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである
- ☐ 行政が担当すべきだが、手の届かない部分は町民が協力すべきである
- ☐ 福祉サービスは行政が担当すべきで、町民はあまり協力することはない
- ☒ わからない
- ☐ 無回答

< ボランティア活動などの参加状況について >

福祉ボランティア活動や助けあい活動の参加経験をたずねたところ、「活動したことがない」が8割強を占めています。

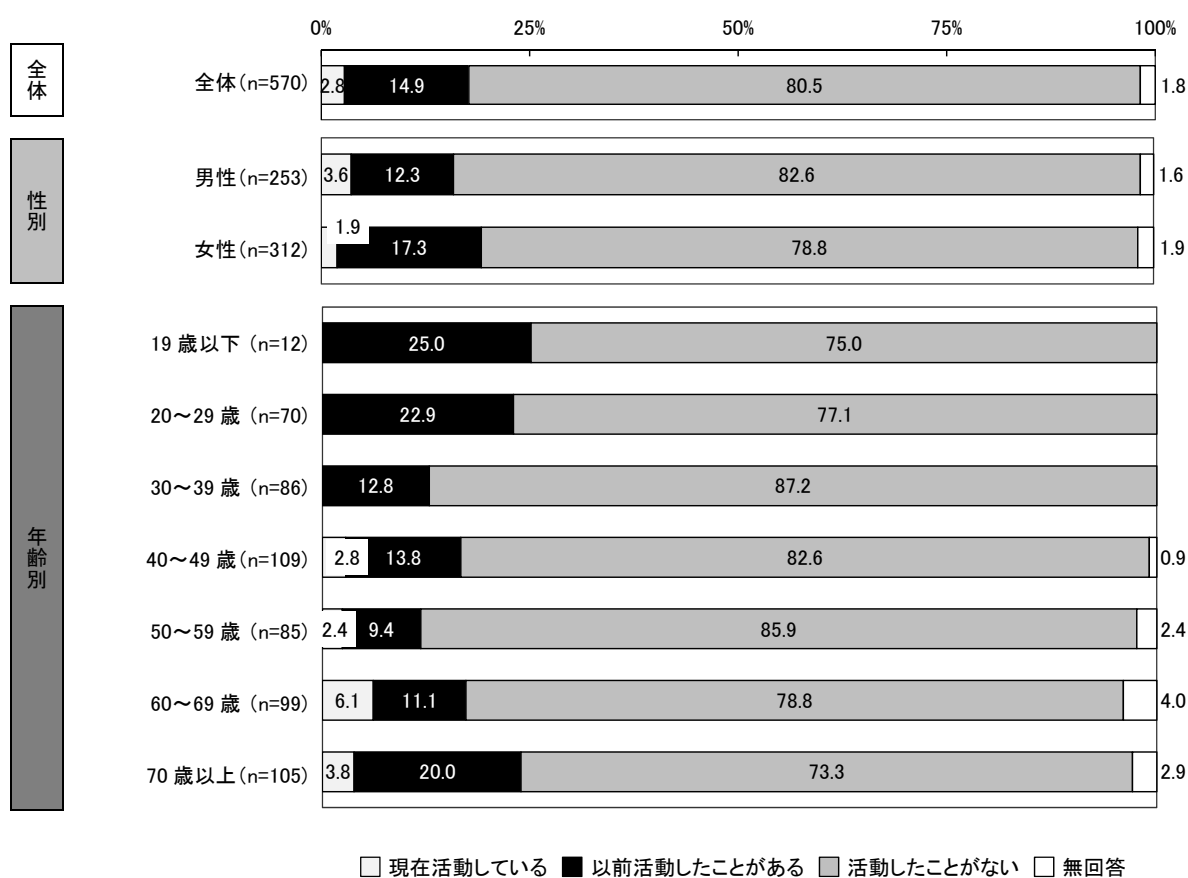
属性別でみると、性別では、女性で参加経験がやや高くなっています。

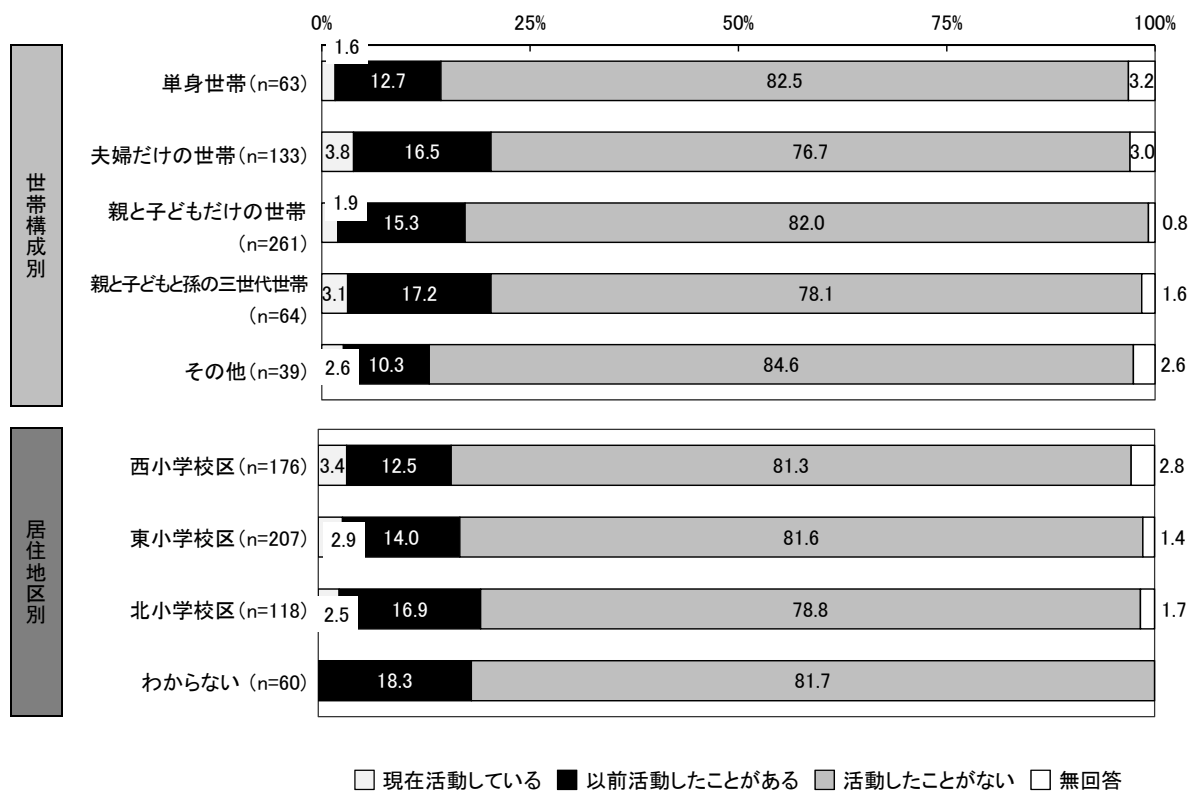
年齢別では、10代・20代と70歳以上で参加経験が比較的高くなっているものの、2割台にとどまっています。

世帯構成別では、すべての世帯で「活動したことがない」の割合が最も高くなっています。

居住地区別では、北小学校で他の地区より参加経験がやや高くなっています。

福祉ボランティア活動や助けあい活動の状況





<ボランティア活動への参加意向などについて>

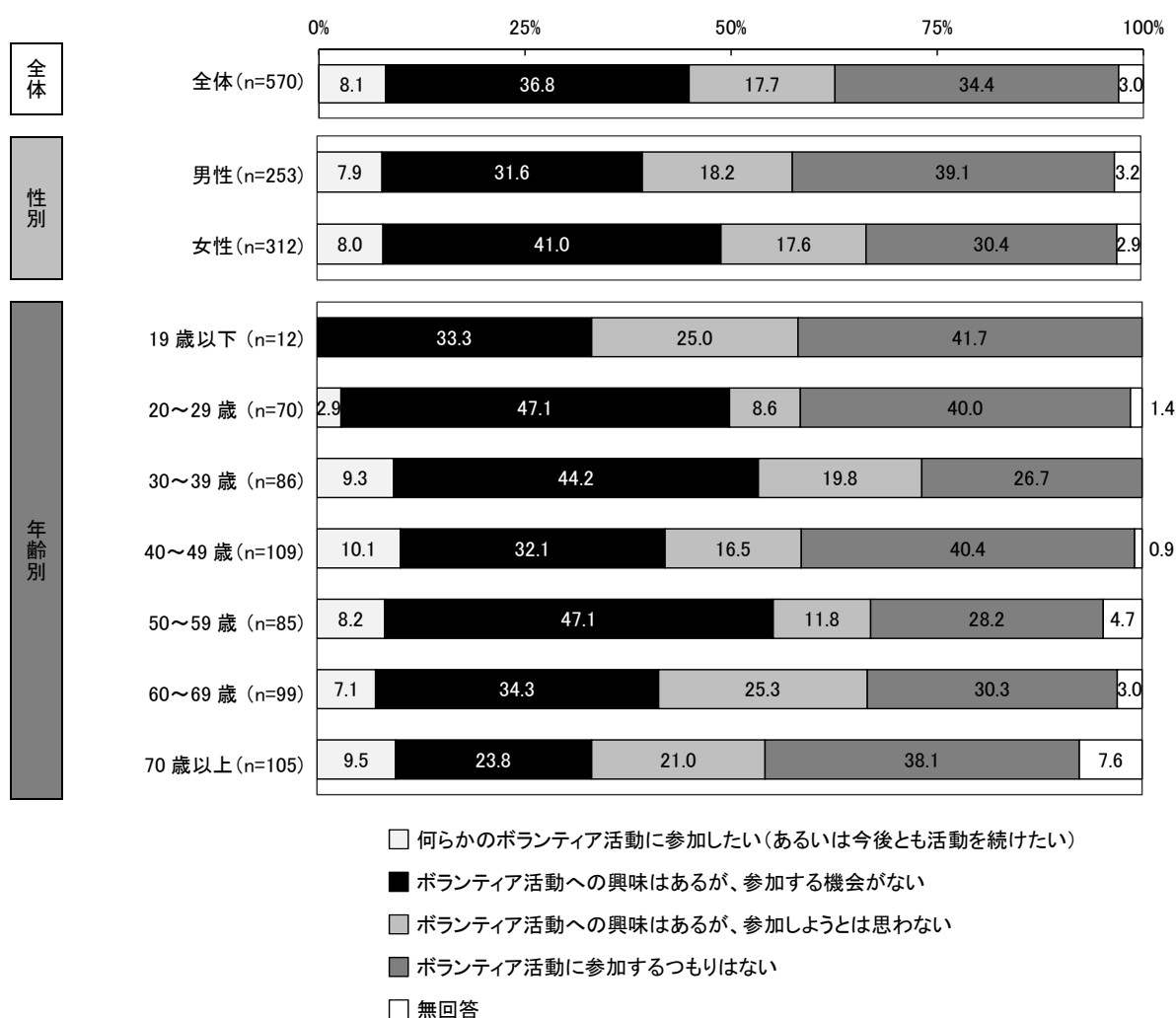
福祉ボランティア活動への興味や参加意向については、「ボランティア活動への興味はあるが参加する機会がない」が3割半ばを占めています。

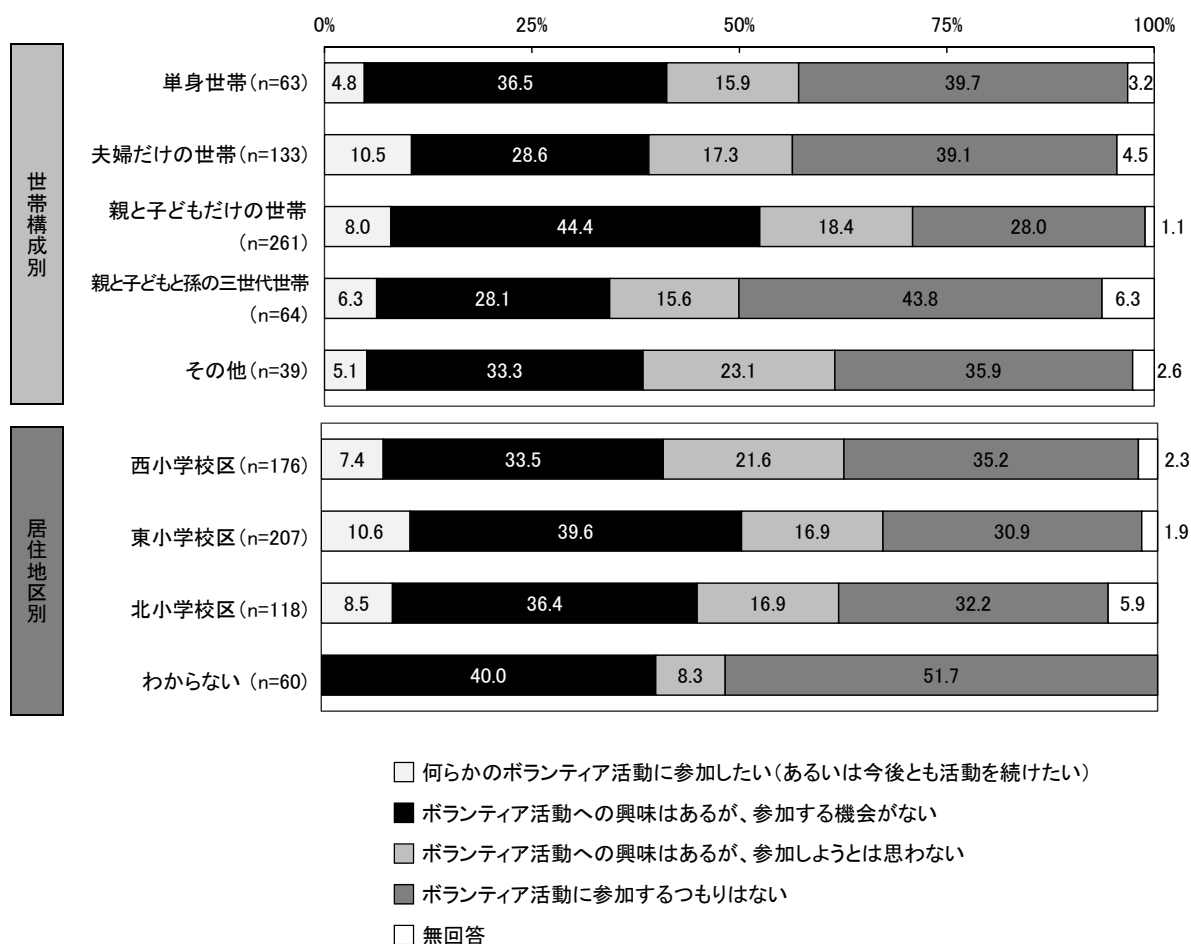
属性別でみると、年齢別では、「ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない」は20代・30代・50代で4割台と他の年代に比べ高くなっています。

世帯構成別では、親と子どもだけの世帯で「ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない」の割合が高くなっています。

居住地区別では、東小学校区で「ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない」の割合が他の地区と比べやや高くなっています。

福祉ボランティア活動への興味や参加意向



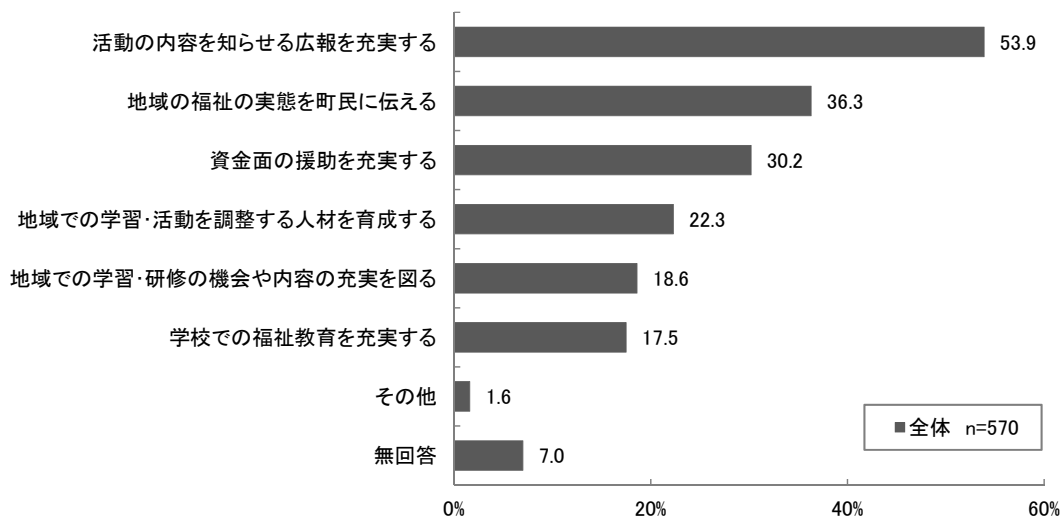


<活動の輪を広げるために特に重要なこと>

活動の輪を広げるために特に重要なことについては、「活動の内容を知らせる広報を充実する」が最も高く、次いで「地域の福祉の実態を町民に伝える」、「資金面の援助を充実する」となっています。

属性別でも、すべての層で「活動の内容を知らせる広報を充実する」が最も高くなり、広報の充実が求められていることがうかがえます。

活動の輪を広げるために特に重要なこと（全体／複数回答）



活動の輪を広げるために特に重要なこと（全体、属性／複数回答）
（上位3位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		活動の内容を知らせる広報を充実する 53.9	地域の福祉の実態を町民に伝える 36.3	資金面の援助を充実させる 30.2
性別	男性	活動の内容を知らせる広報を充実する 49.8	地域の福祉の実態を町民に伝える 38.3	資金面の援助を充実させる 32.8
	女性	活動の内容を知らせる広報を充実する 56.7	地域の福祉の実態を町民に伝える 35.3	資金面の援助を充実させる 28.2
年齢	19歳以下	活動の内容を知らせる広報を充実する 58.3	地域の福祉の実態を町民に伝える／学校での福祉教育を充実する 33.3	地域での学習・活動を調整する人材を育成する／資金面の援助を充実させる 25.0
	20代	活動の内容を知らせる広報を充実する 54.3	資金面の援助を充実させる 38.6	地域の福祉の実態を町民に伝える 30.0
	30代	活動の内容を知らせる広報を充実する 58.1	資金面の援助を充実させる 33.7	地域での学習・活動を調整する人材を育成する 29.1
	40代	活動の内容を知らせる広報を充実する 50.5	地域の福祉の実態を町民に伝える 39.4	資金面の援助を充実させる 34.9
	50代	活動の内容を知らせる広報を充実する 58.8	地域の福祉の実態を町民に伝える 40.0	資金面の援助を充実させる 37.6
	60代	活動の内容を知らせる広報を充実する 51.5	地域の福祉の実態を町民に伝える 43.4	資金面の援助を充実させる 23.2
	70歳以上	活動の内容を知らせる広報を充実する 50.5	地域の福祉の実態を町民に伝える 39.0	地域での学習・活動を調整する人材を育成する 22.9
世帯構成	単身世帯	活動の内容を知らせる広報を充実する 34.9	地域の福祉の実態を町民に伝える 33.3	資金面の援助を充実させる 31.7
	夫婦だけの世帯	活動の内容を知らせる広報を充実する 55.6	地域の福祉の実態を町民に伝える 38.3	資金面の援助を充実させる 30.8
	親と子どもだけの世帯	活動の内容を知らせる広報を充実する 58.6	地域の福祉の実態を町民に伝える 35.2	資金面の援助を充実させる 34.1
	親と子どもと孫の三世帯世帯	活動の内容を知らせる広報を充実する 48.4	地域の福祉の実態を町民に伝える 35.9	地域での学習・活動を調整する人材を育成する／資金面の援助を充実させる 21.9
	その他	活動の内容を知らせる広報を充実する 53.8	地域の福祉の実態を町民に伝える 51.3	地域での学習・活動を調整する人材を育成する／資金面の援助を充実させる 17.9
居住地区	西小学校区	活動の内容を知らせる広報を充実する 51.1	地域の福祉の実態を町民に伝える 35.8	資金面の援助を充実させる 29.0
	東小学校区	活動の内容を知らせる広報を充実する 54.1	地域の福祉の実態を町民に伝える 36.2	資金面の援助を充実させる 29.5
	北小学校区	活動の内容を知らせる広報を充実する 61.0	地域の福祉の実態を町民に伝える 39.0	資金面の援助を充実させる 28.0
	わからない	活動の内容を知らせる広報を充実する 46.7	資金面の援助を充実させる 41.7	地域の福祉の実態を町民に伝える 30.0

<孤独・孤立について>

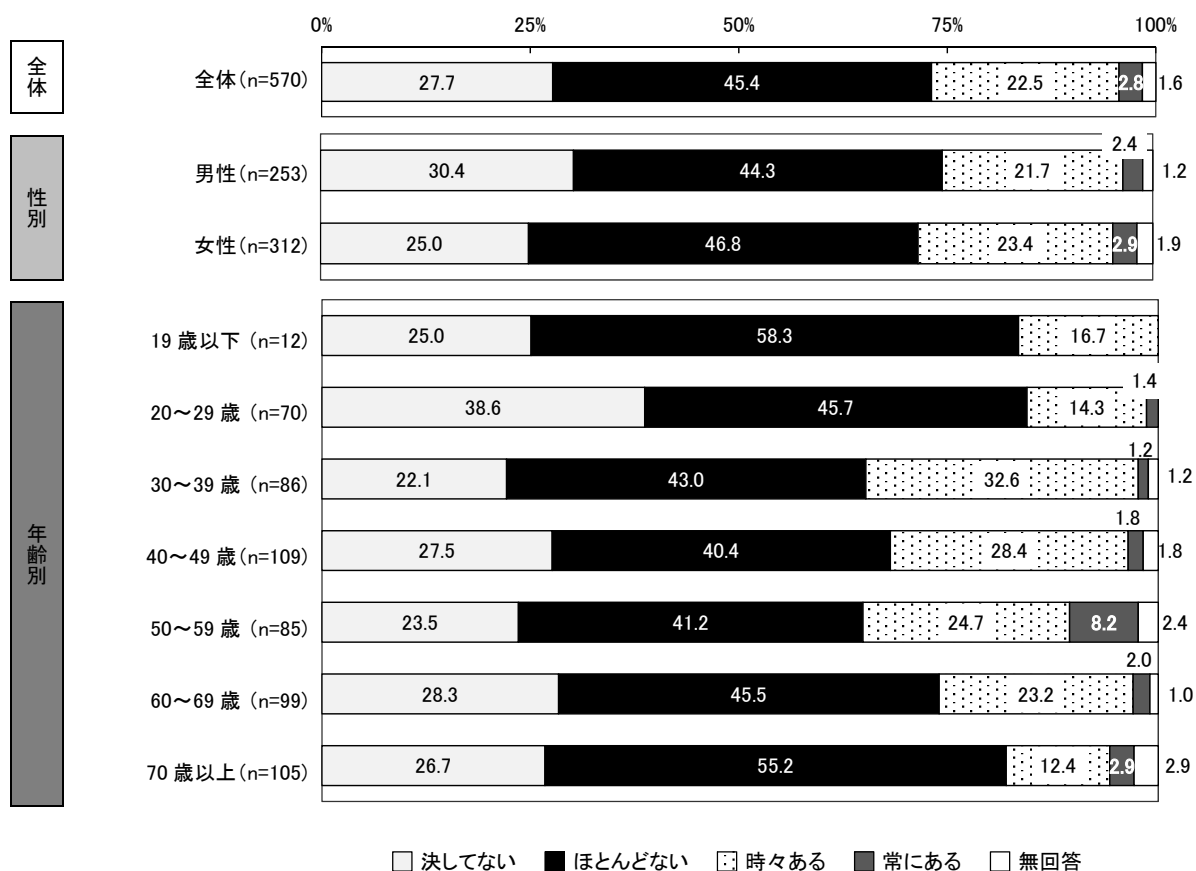
「自分には人とのつきあいがない」、「自分を取り残されている」と感じるかたずねたところ、「ほとんどない」が最も高くなっています。一方、“ある”（「時々ある」と「常にある」の合計）は2割を占めています。

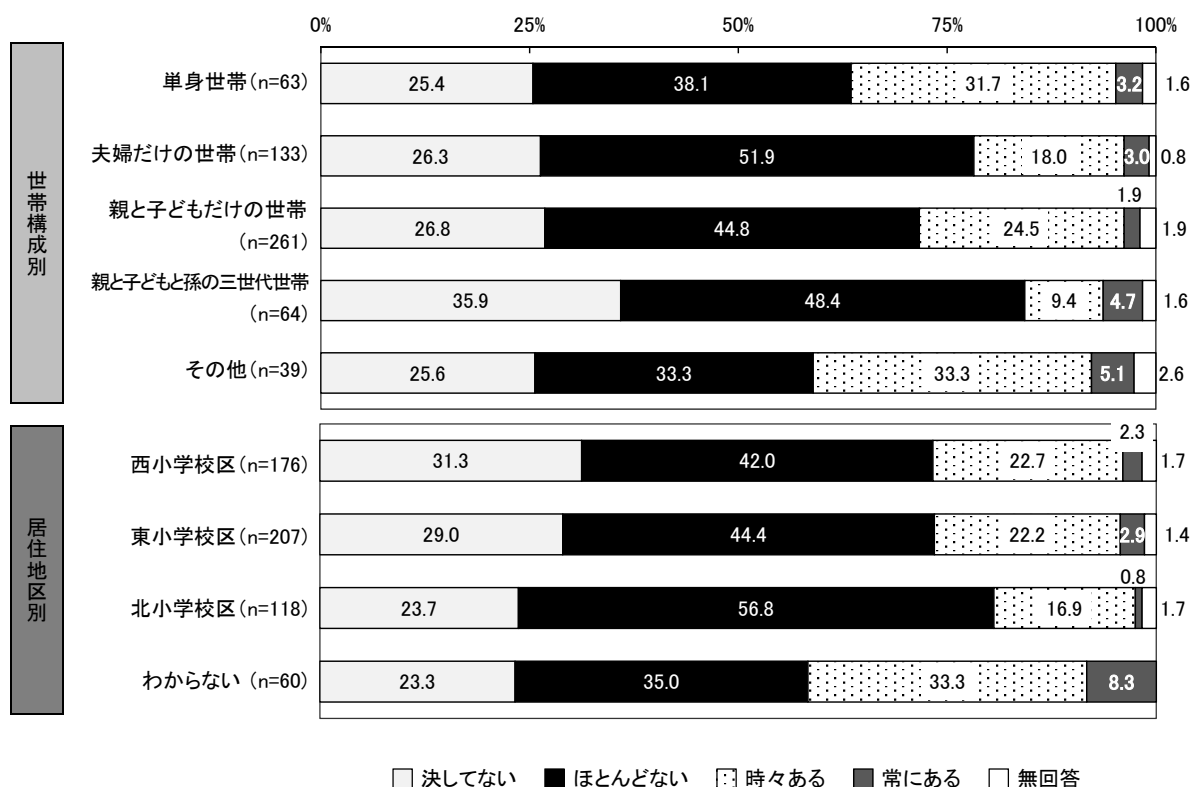
属性別でみると、年齢別では、“ある”の割合は30～39歳・40～49歳・50～59歳で3割を占めており、必要な支援を検討していく必要があります。

世帯構成別では、“ある”は単身世帯で3割を占めています。

居住地区別では、“ある”は西小学校・東小学校で2割を占め、割合が高くなっています。

「自分には人とのつきあいがない」、「自分を取り残されている」と感じる経験





<町の保健・福祉に関する情報の入手について>

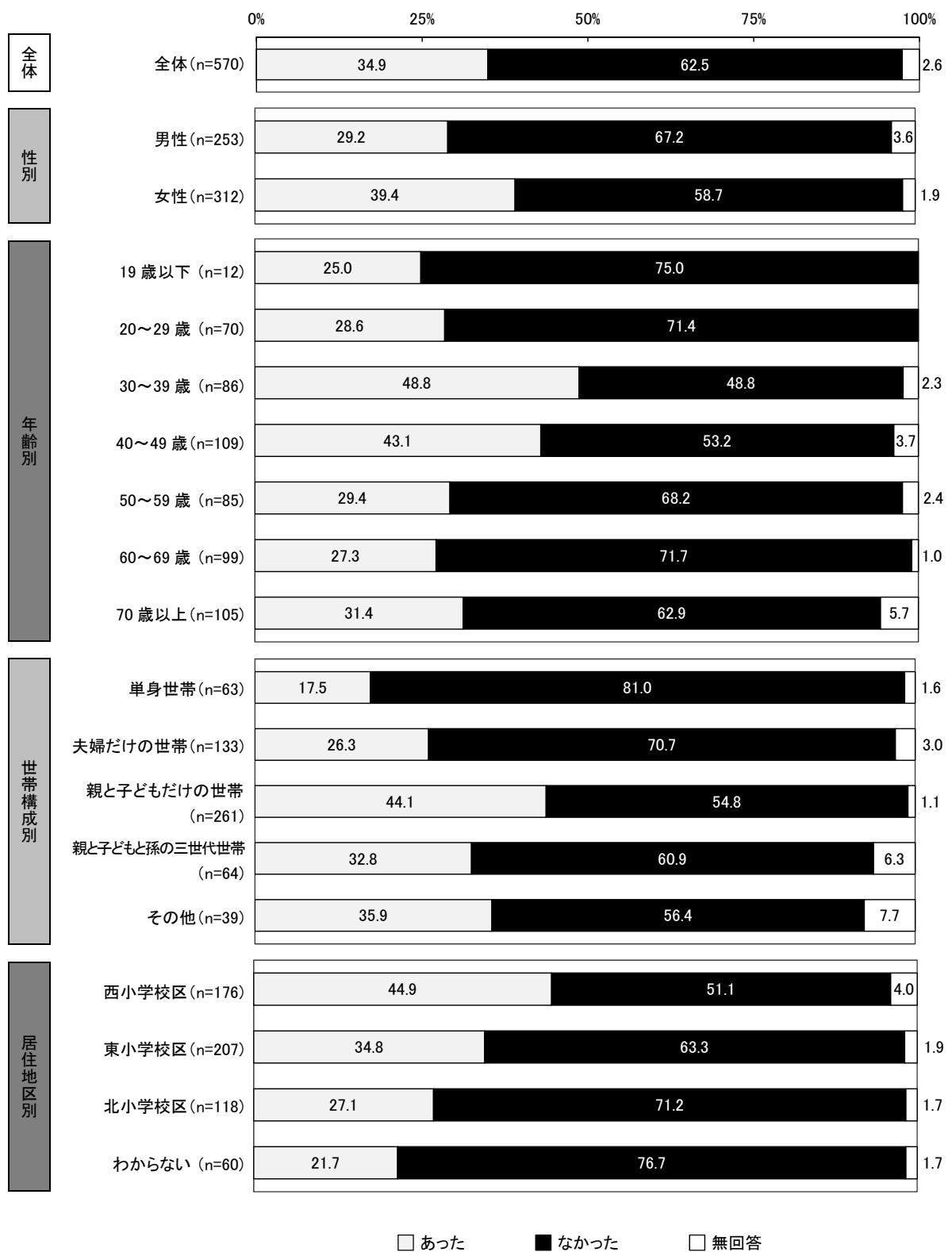
町の保健・福祉情報を必要とした時があったかどうかたずねたところ、「なかった」が6割を占めています。

属性別でみると、「あった」の割合は、年齢別の30代・40代で4割を超える一方、それ以外の年代では2割にとどまっています。

世帯構成別では、「親と子どもだけの世帯」が4割を占めるなど、子育て世代を中心に町の保健・福祉情報のニーズが高いことがうかがえます。

居住地区別では、「あった」は西小学校区が他の地区に比べ高くなっています。

町の保健・福祉情報を必要とした時があったか



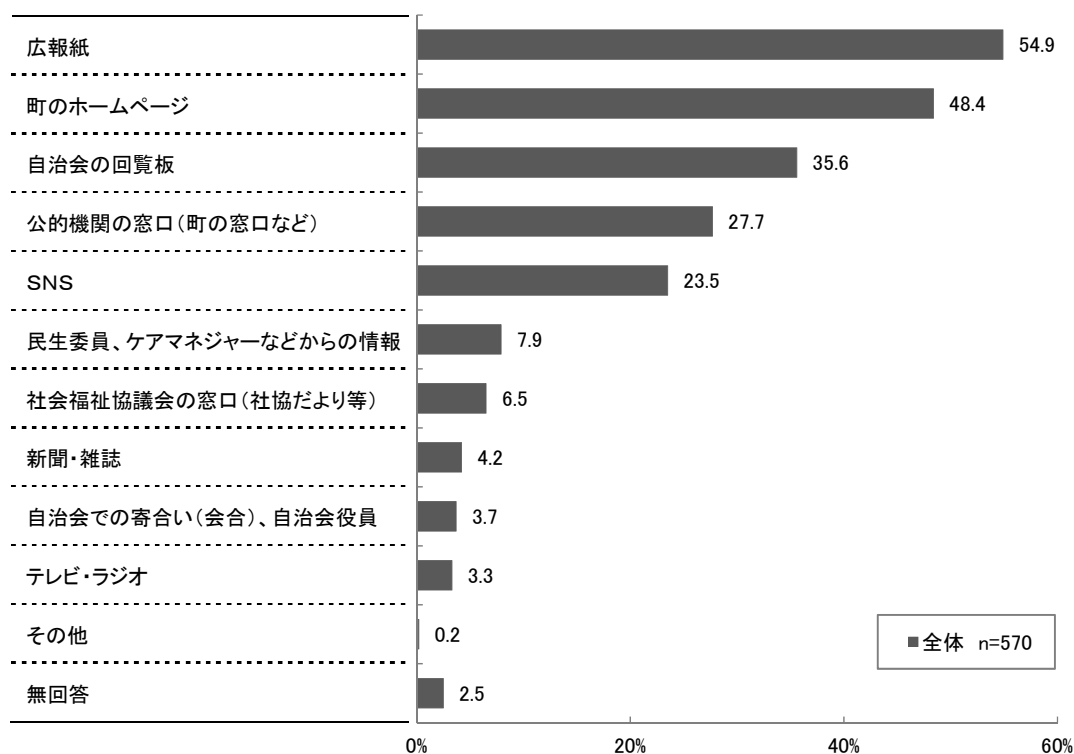
<今後町の保健・福祉情報の入手先について>

今後町の保健・福祉情報をどのように入手したいかたずねたところ、「広報紙」が54.9%で最も高くなっています。

属性別でみると、年齢別では、19歳以下・60代・70歳以上では「広報紙」の割合が高くなっています。また、20代～50代は「SNS」が最も高くなっており、多様な手法による情報提供が求められていることがうかがえます。

若い世代はSNSから、年齢が高くなるにつれて広報紙や回覧板など、年代によって情報の入手先が異なることがうかがえます。

今後町の保健・福祉情報をどのように入手したいか（全体／複数回答）



今後町の保健・福祉情報をどのように入手したいか（全体、属性別／複数回答）
（上位3位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		広報紙 54.9	町のホームページ 48.4	自治会の回覧板 35.6
性別	男性	広報紙 53.0	SNS 45.5	自治会の回覧板 35.6
	女性	広報紙 56.7	SNS 50.6	自治会の回覧板 35.9
年齢	19歳以下	広報紙／町のホームページ ／自治会の回覧板 41.7	SNS 16.7	テレビ・ラジオ 8.3
	20代	SNS 57.1	町のホームページ 48.6	広報紙 32.9
	30代	SNS 68.6	町のホームページ 57.0	広報紙 53.5
	40代	SNS 70.6	広報紙 52.3	自治会の回覧板 31.2
	50代	SNS 58.8	広報紙 56.5	自治会の回覧板 45.9
	60代	広報紙 67.7	自治会の回覧板 39.4	SNS 31.3
	70歳以上	広報紙 61.9	自治会の回覧板 50.5	公的機関の窓口（町の窓口 など） 31.4
世帯構成	単身世帯	広報紙 39.7	SNS 30.2	公的機関の窓口（町の窓口 など） 27.0
	夫婦だけの世帯	広報紙 60.9	SNS 36.8	自治会の回覧板 35.3
	親と子どもだけの世帯	SNS 63.6	広報紙 53.3	自治会の回覧板 37.2
	親と子どもと孫の三世帯世帯	広報紙 64.1	自治会の回覧板 46.9	SNS 34.4
	その他	広報紙 51.3	SNS 41.0	公的機関の窓口（町の窓口 など） 30.8
居住地区	西小学校区	広報紙 61.9	SNS 56.3	自治会の回覧板 34.1
	東小学校区	広報紙 50.7	SNS 50.2	自治会の回覧板 38.2
	北小学校区	広報紙 55.9	自治会の回覧板 44.1	SNS 37.3
	わからない	広報紙 45.0	SNS 43.3	町のホームページ 33.3

<地域の暮らしやすさについて>

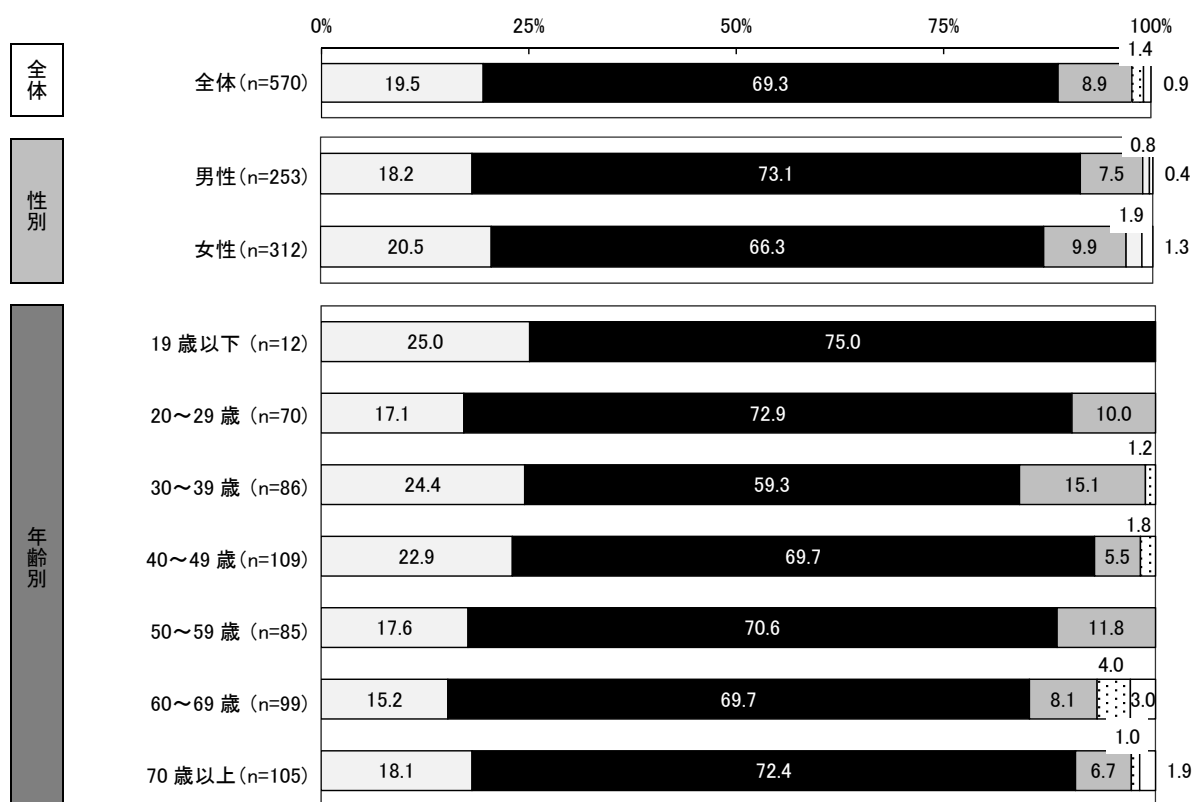
地域の暮らしやすさについてたずねたところ、“暮らしやすい”（「とても暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」の合計）は約9割を占めています。

属性別でみると、年齢別では、“暮らしやすい”は19歳以下・20～29歳・40～49歳、70歳以上で9割を占めています。

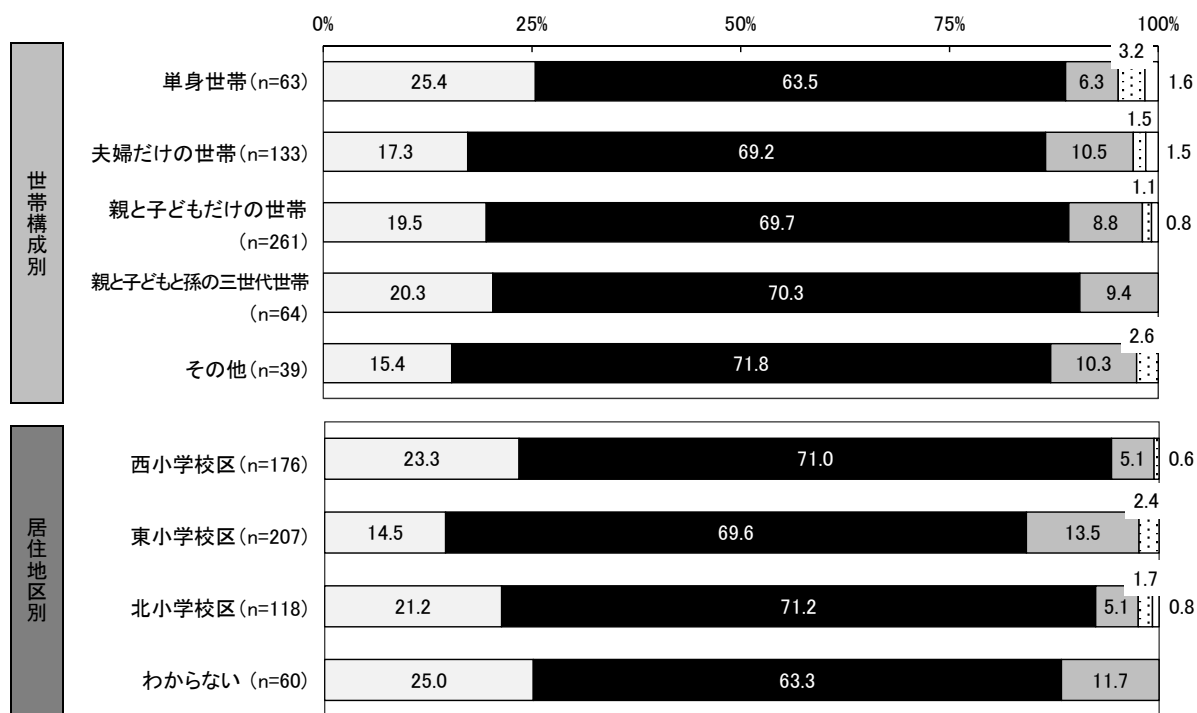
世帯構成別では、“暮らしやすい”はすべての世帯で9割前後となっています。

居住地区別では、“暮らしやすい”は西小学校区と北小学校で9割を占めています。

地域の暮らしやすさ



□ とても暮らしやすい ■ どちらかという暮らしやすい ▒ どちらかという暮らしにくい □ 暮らしにくい □ 無回答



☐ とても暮らしやすい
 ☒ どちらかというと暮らしやすい
 ☐ どちらかというと暮らしにくい
 ☐ 暮らしにくい
 ☐ 無回答

<暮らしの中での悩みや不安について>

暮らしの中での悩みや不安については、「自分の健康」が最も高く、次いで「家族の健康」、「地震・台風など災害時の問題」となっています。

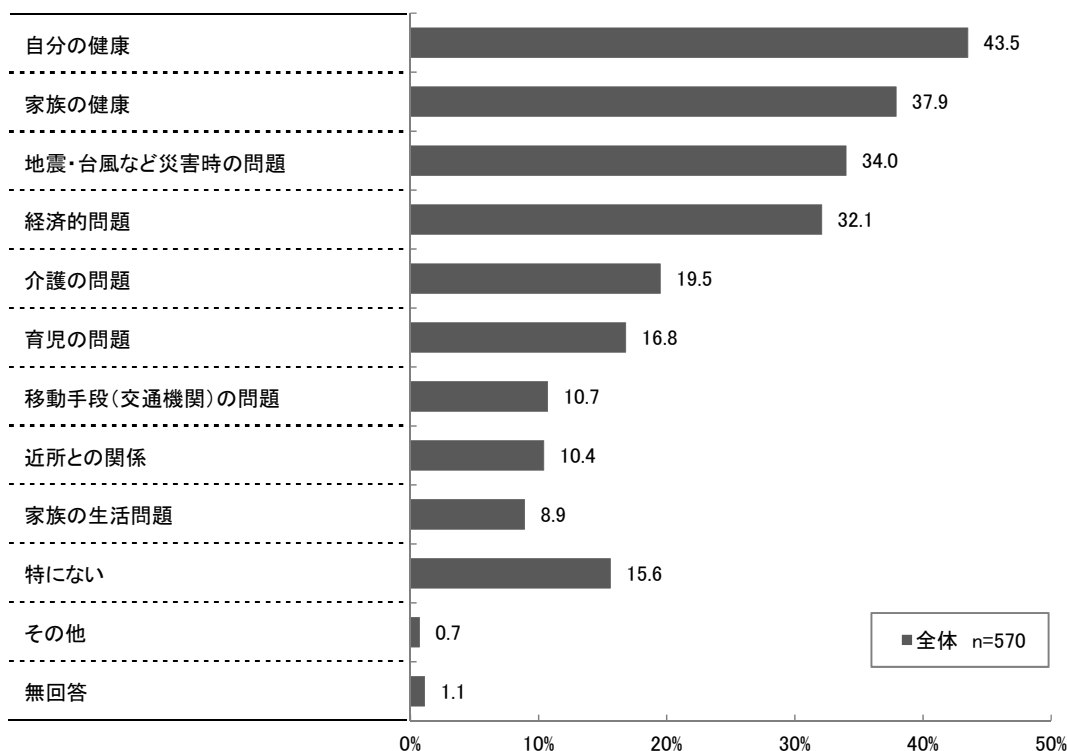
属性別でみると、性別では、男性・女性ともに「自分の健康」が最も高くなっており、女性は「家族の健康」「地震・台風など災害時の問題」の割合が高くなっています。

年齢別では、19歳以下では「地震・台風など災害時の問題」、20代では「経済的問題」、30代では「育児の問題」、40代では「家族の健康」、50代以上では「自分の健康」がそれぞれ最も高くなっています。

世帯構成別では、親と子どもだけの世帯を除くすべての世帯で「自分の健康」が最も高くなっています。

居住地区別では、西小学校区・東小学校区は「自分の健康」、北小学校区は「地震・台風など災害時の問題」がそれぞれ最も高くなっています。世帯構成別、居住地区別でも暮らしの中での悩みや不安の内容に違いがみられます。

暮らしの中での悩みや不安（全体／複数回答）



暮らしの中での悩みや不安（全体、属性別／複数回答）

（上位3位、単位：％）

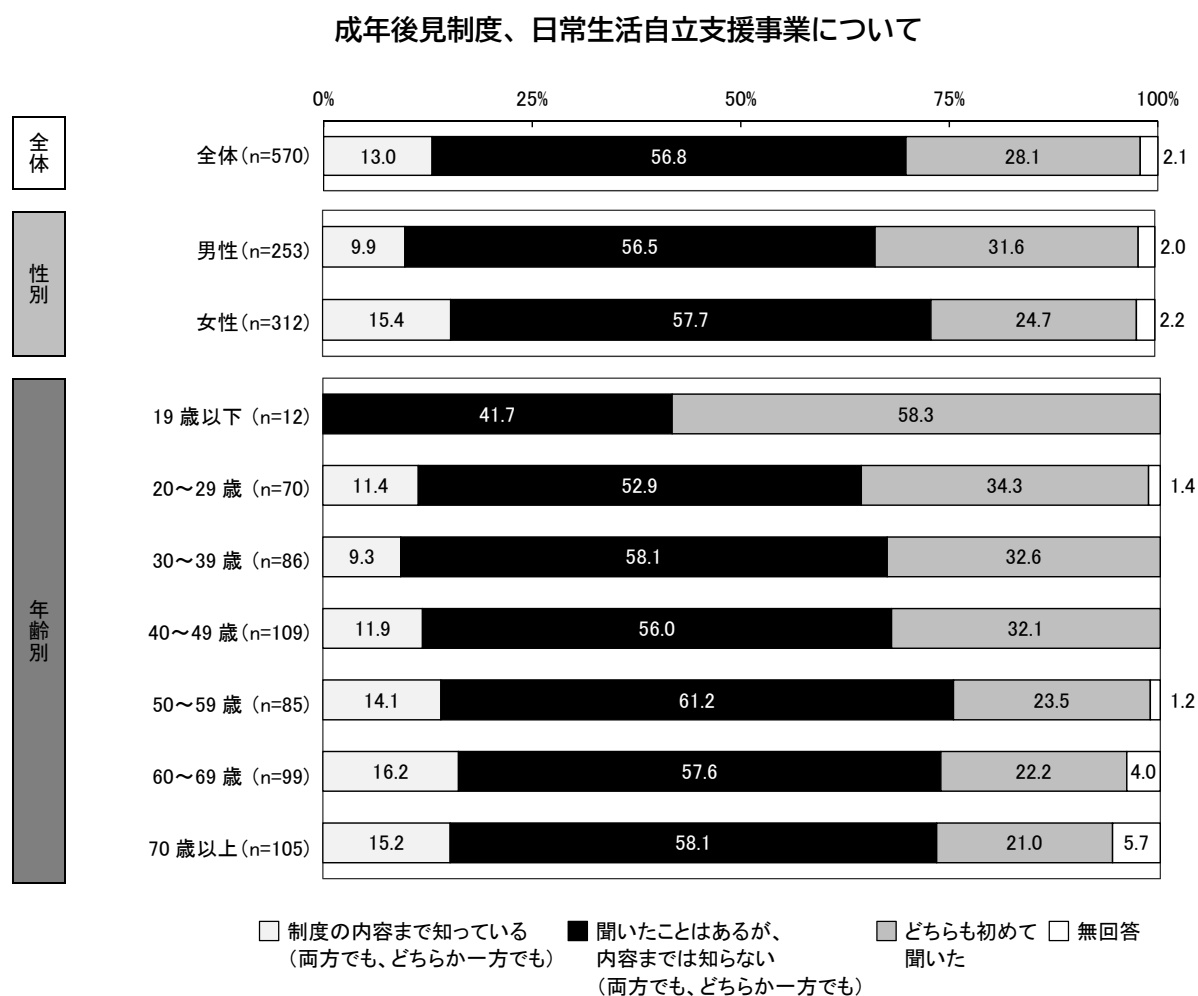
		第1位	第2位	第3位
全体		自分の健康 43.5	家族の健康 37.9	地震・台風など災害時の問題 34.0
性別	男性	自分の健康 45.1	家族の健康 34.0	経済的問題 30.0
	女性	自分の健康 42.0	家族の健康 40.4	地震・台風など災害時の問題 38.5
年齢	19歳以下	地震・台風など災害時の問題 41.7	経済的問題 33.3	自分の健康 16.7
	20代	経済的問題 42.9	地震・台風など災害時の問題 27.1	育児の問題 24.3
	30代	育児の問題 59.3	経済的問題 44.2	家族の健康 40.7
	40代	家族の健康 40.4	自分の健康 38.5	地震・台風など災害時の問題 35.8
	50代	自分の健康 45.9	家族の健康 37.6	経済的問題／地震・台風など災害時の問題 34.1
	60代	自分の健康 61.6	家族の健康 45.5	地震・台風など災害時の問題 33.3
	70歳以上	自分の健康 58.1	家族の健康 40.0	地震・台風など災害時の問題 34.3
世帯構成	単身世帯	自分の健康 55.6	経済的問題 49.2	地震・台風など災害時の問題 36.5
	夫婦だけの世帯	自分の健康 49.6	家族の健康 47.4	地震・台風など災害時の問題 29.3
	親と子どもだけの世帯	家族の健康 37.9	自分の健康／地震・台風など災害時の問題 36.8	経済的問題 36.4
	親と子どもと孫の三世帯世帯	自分の健康／家族の健康 46.9	地震・台風など災害時の問題 34.4	介護の問題 31.3
	その他	自分の健康 33.3	地震・台風など災害時の問題 30.8	家族の健康 25.6
居住地区	西小学校区	自分の健康 45.5	家族の健康 39.2	地震・台風など災害時の問題 36.4
	東小学校区	自分の健康 44.4	家族の健康 38.2	経済的問題 31.4
	北小学校区	地震・台風など災害時の問題 42.4	自分の健康 39.8	家族の健康 37.3
	わからない	経済的問題 41.7	自分の健康 36.7	家族の健康 33.3

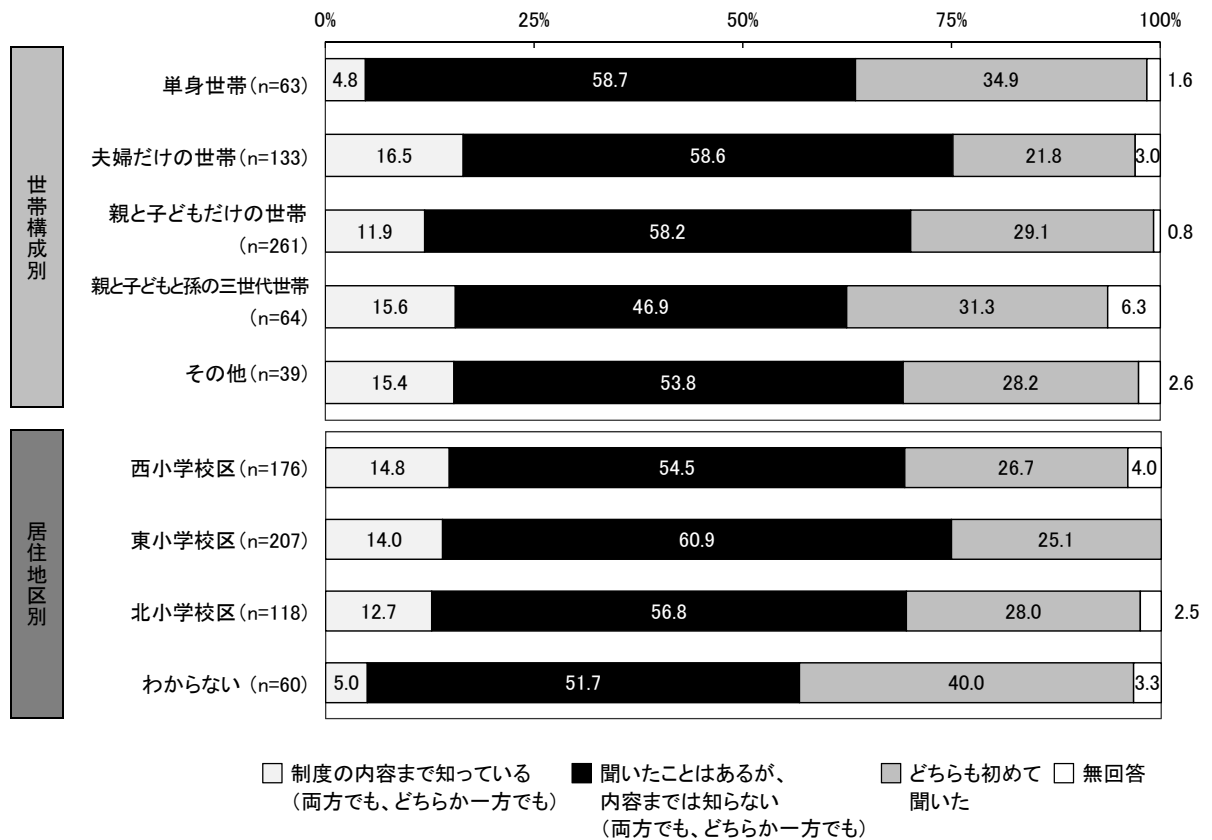
<成年後見制度※¹、日常生活自立支援事業※²について>

成年後見制度、日常生活自立支援事業については、「聞いたことはあるが内容までは知らない」の割合が5割を占めています。

年齢別では、概ね年齢層が低いほど、認知度が低い傾向がみられます。

世帯構成別では、単身世帯は他の世帯に比べ「制度の内容まで知っている（両方でも、どちらか一方でも）」の割合が低い傾向がみられます。





- ※1：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な方が財産管理や生活支援における契約などに関し、不利益を受けないよう、後見人が本人を法的に支援する制度です。
- ※2：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うものです。

<社会福祉協議会について>

岐南町社会福祉協議会の活動のうち知っているものをたずねたところ、「地域福祉活動や町民参加の支援」が最も高く、次いで「福祉に関する情報の発信」、「高齢者の介護や見守り」となっています。

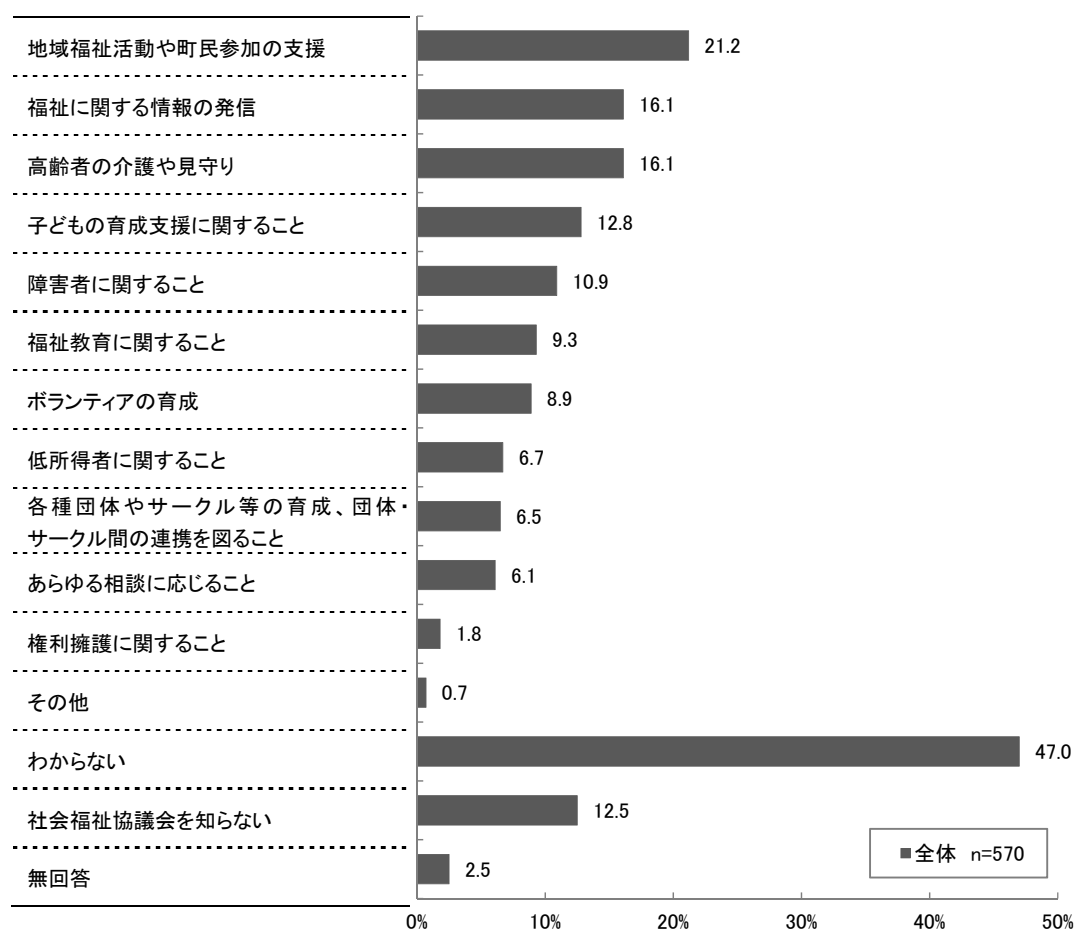
属性別でみると、年齢別では、20代と30代で「子どもの育成支援に関すること」、60代以上で「高齢者の介護や見守り」や「地域福祉活動や町民参加の支援」の割合が高くなっています。

世帯構成別では、夫婦だけの世帯で「地域福祉活動や町民参加の支援」や「高齢者の介護や見守り」の割合が他の世帯に比べやや高くなっています。

居住地区別では、すべての小学校区で「地域福祉活動や町民参加の支援」の割合が高くなっています。

地域福祉活動や町民参加の支援、情報提供、高齢者支援を求めていることがうかがえます。

岐南町社会福祉協議会の活動のうち知っているもの（全体／複数回答）



岐南町社会福祉協議会の活動のうち知っているもの（全体、属性別／複数回答）
（上位3位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		地域福祉活動や町民参加の支援 21.2	福祉に関する情報の発信／ 高齢者の介護や見守り 16.1	子どもの育成支援に関する こと 12.8
性別	男性	地域福祉活動や町民参加の支援 20.8	高齢者の介護や見守り 17.0	福祉に関する情報の発信 15.4
	女性	地域福祉活動や町民参加の支援 20.8	高齢者の介護や見守り 17.0	福祉に関する情報の発信 15.4
年齢	19歳以下	地域福祉活動や町民参加の支援 25.0	ボランティアの育成／福祉教育に関すること／子どもの育成支援に関すること／あらゆる相談に応じること／各種団体やサークルなどの育成、団体・サークル間の連携を図ること 8.3	
	20代	子どもの育成支援に関する こと 11.4	高齢者の介護や見守り 8.6	地域福祉活動や町民参加の支援／福祉教育に関する こと／福祉に関する情報の発信 7.1
	30代	子どもの育成支援に関する こと 20.9	地域福祉活動や町民参加の支援 12.8	福祉教育に関する こと 11.6
	40代	地域福祉活動や町民参加の支援 18.3	福祉に関する情報の発信 16.3	高齢者の介護や見守り／子どもの育成支援に関する こと 12.8
	50代	地域福祉活動や町民参加の支援 18.8	福祉に関する情報の発信 15.3	高齢者の介護や見守り 10.6
	60代	高齢者の介護や見守り 31.3	地域福祉活動や町民参加の支援 30.3	障害者に関する こと 17.2
	70歳以上	地域福祉活動や町民参加の支援 33.3	高齢者の介護や見守り 24.8	福祉に関する情報の発信 23.8

		第1位	第2位	第3位
世帯構成	単身世帯	地域福祉活動や町民参加の支援 19.0	福祉に関する情報の発信 12.7	高齢者の介護や見守り 11.1
	夫婦だけの世帯	地域福祉活動や町民参加の支援 26.3	高齢者の介護や見守り 21.1	福祉に関する情報の発信 18.0
	親と子どもだけの世帯	地域福祉活動や町民参加の支援 19.9	福祉に関する情報の発信／子どもの育成支援に関する こと 14.9	高齢者の介護や見守り 13.4
	親と子どもと孫の三世帯世帯	地域福祉活動や町民参加の支援 21.9	福祉に関する情報の発信／高齢者の介護や見守り 18.8	ボランティアの育成 14.1
	その他	福祉に関する情報の発信／高齢者の介護や見守り／子どもの育成支援に関する こと 12.8	地域福祉活動や町民参加の支援／障害者に関する こと／各種団体やサークルなどの育成、団体・サークル間の連携を図ること 10.3	低所得者に関する こと 7.7
居住地区	西小学校区	地域福祉活動や町民参加の支援 21.0	高齢者の介護や見守り 19.3	福祉に関する情報の発信 14.8
	東小学校区	地域福祉活動や町民参加の支援 23.2	高齢者の介護や見守り 18.4	福祉に関する情報の発信 16.9
	北小学校区	地域福祉活動や町民参加の支援 27.1	福祉に関する情報の発信 23.7	子どもの育成支援に関する こと 15.3
	わからない	子どもの育成支援に関する こと／低所得者に関する こと 8.3	地域福祉活動や町民参加の支援 6.7	福祉に関する情報の発信／障害者に関する こと／あらゆる相談に応じること 5.0

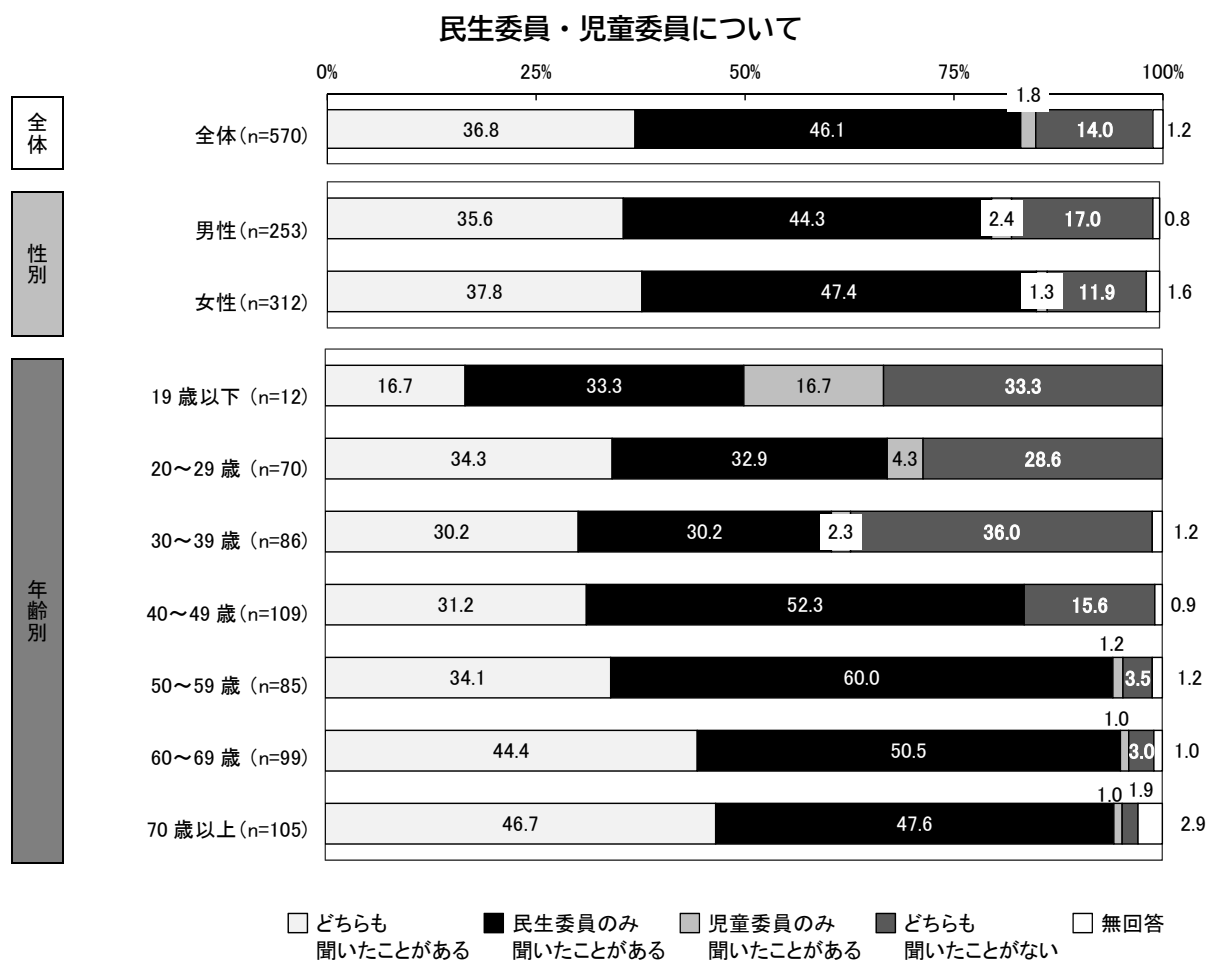
<民生委員・児童委員について>

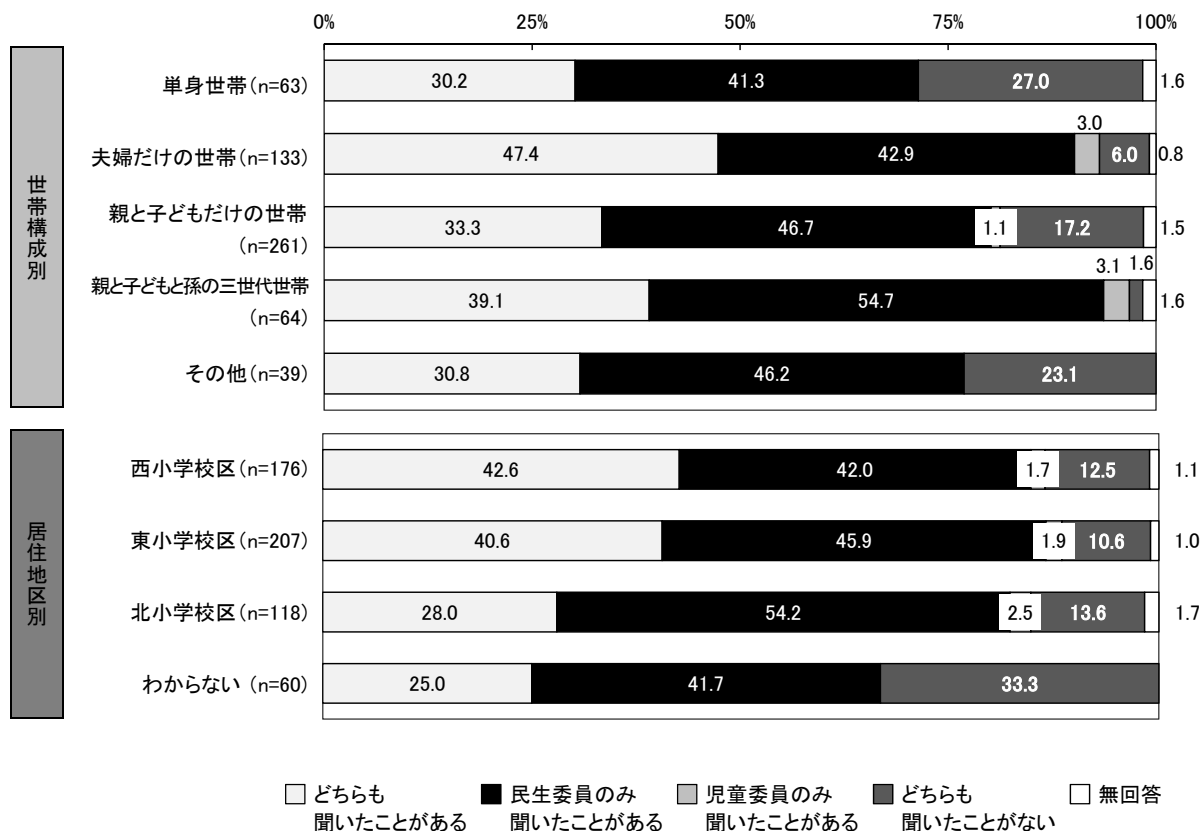
民生委員・児童委員については、「民生委員のみ聞いたことがある」が4割を占めています。

属性別でみると、年齢別では、概ね年齢層が低いほど、認知度が低い傾向がみられます。

世帯構成別では、「どちらも聞いたことがない」は単身世帯とその他で2割以上と他の世帯に比べ高くなっています。

居住地区別では、北小学校区は他の小学校区に比べ「民生委員のみ聞いたことがある」の割合が高くなっています。





<地域包括支援センターについて>

岐南町地域包括支援センターについては、「知らない」が7割弱を占めています。

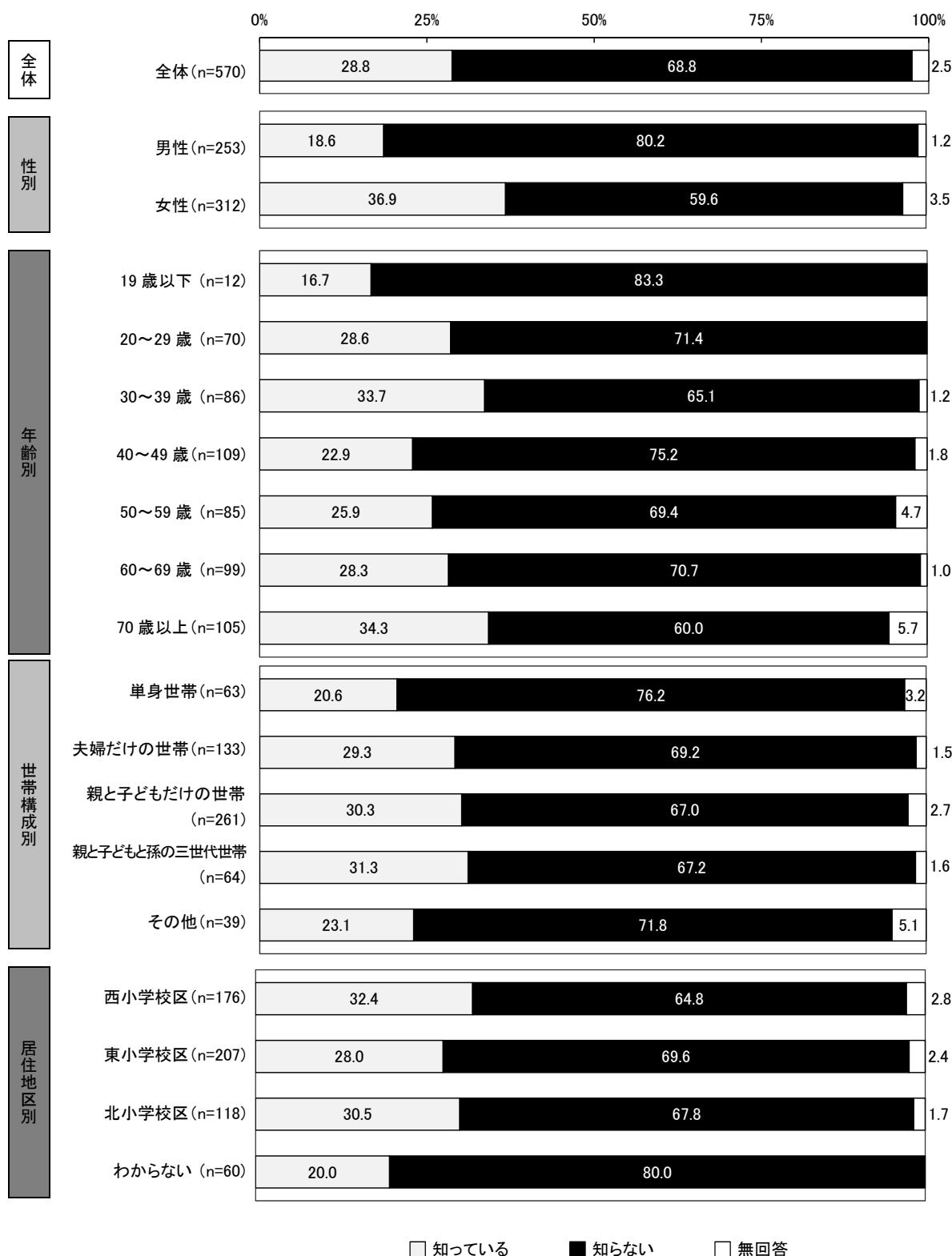
属性別でみると、性別では、男性で「知らない」の割合が8割を占めています。

年齢別では、30代と70歳以上で「知っている」の割合が高くなっています。

世帯構成別では、すべての世帯で「知らない」の割合が「知っている」を大きく上回っており、特に単身世帯では「知らない」が7割半ばと高くなっています。

居住地区別でみると、すべての居住地区で「知らない」の割合が「知っている」を大きく上回っています。

岐南町地域包括支援センターの認知度

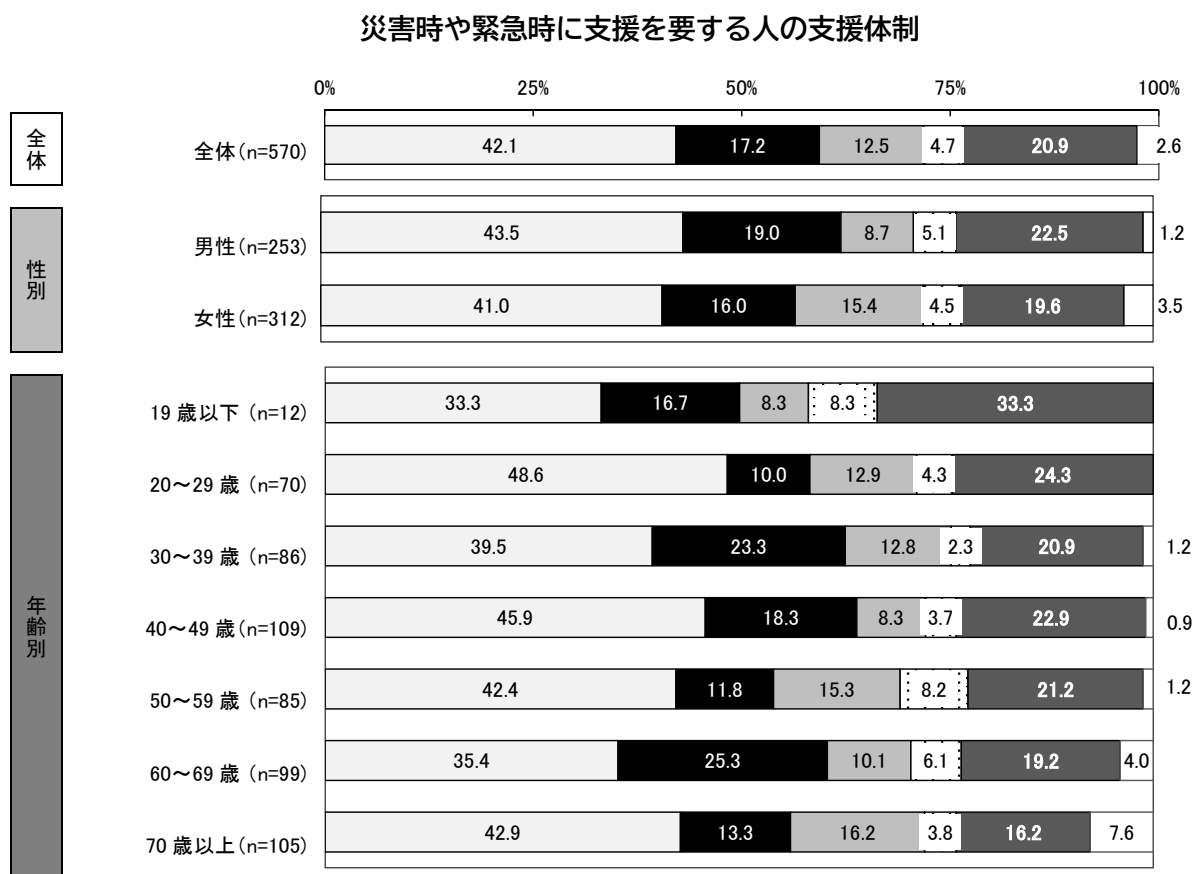


<これからの町の福祉環境について>

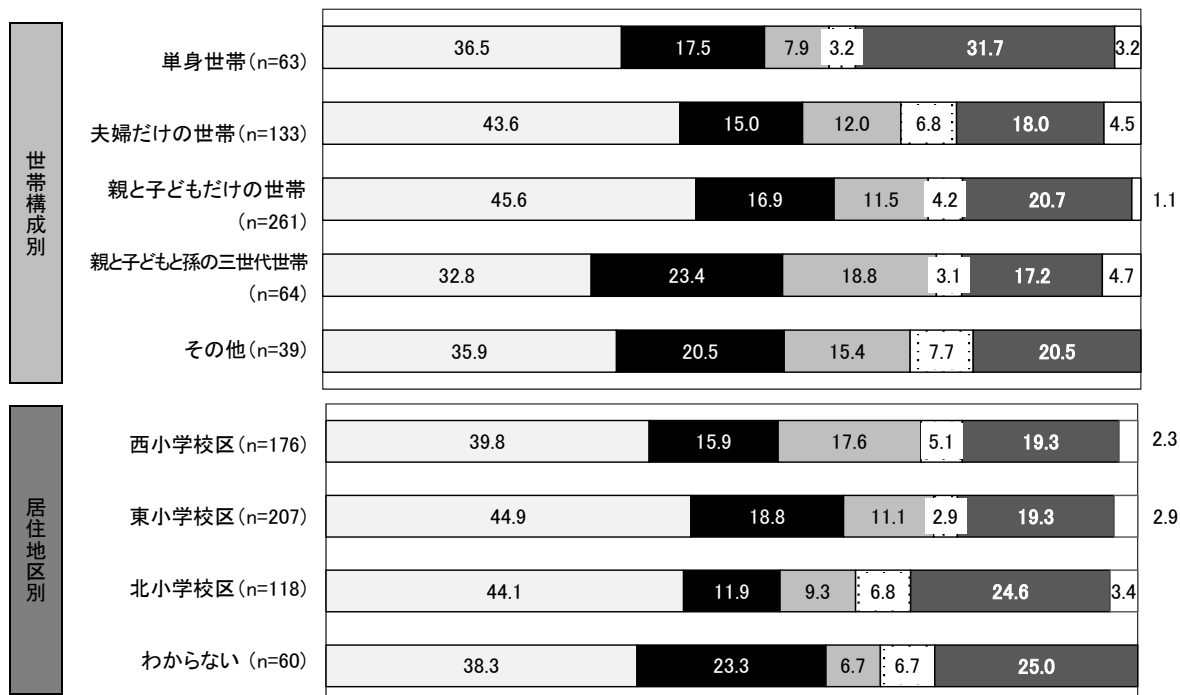
災害時や緊急時に支援を要する人の支援体制については、「行政、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会の連携を深め、ネットワーク体制を充実し、支援を行う」が4割を占めています。

属性別でみると、すべての層で「行政、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会の連携を深め、ネットワーク体制を充実し、支援を行う」が最も高くなっています。

団体や関係機関との連携・ネットワーク体制の充実や支援を求めていることがうかがえます。



- ☐ 行政、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会の連携を深め、ネットワーク体制を充実し、支援を行う
- ☒ 行政が要支援者(支援を必要とする人)名簿を充実し、自主防災組織など地域の助け合い活動のなかで支援を行う
- ☐ 民生委員・児童委員や自治会を中心として、要支援者の名簿を整備し、地域の助け合い活動のなかで支援を行う
- ☐ 社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティア活動のなかで支援を行う
- ☐ わからない
- ☐ その他
- ☐ 無回答



- ☐ 行政、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会の連携を深め、ネットワーク体制を充実し、支援を行う
- ☒ 行政が要支援者(支援を必要とする人)名簿を充実し、自主防災組織など地域の助け合い活動のなかで支援を行う
- ☐ 民生委員・児童委員や自治会を中心として、要支援者の名簿を整備し、地域の助け合い活動のなかで支援を行う
- ☐ 社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティア活動のなかで支援を行う
- ☒ わからない
- ☐ その他
- ☐ 無回答

<保健・福祉施策について>

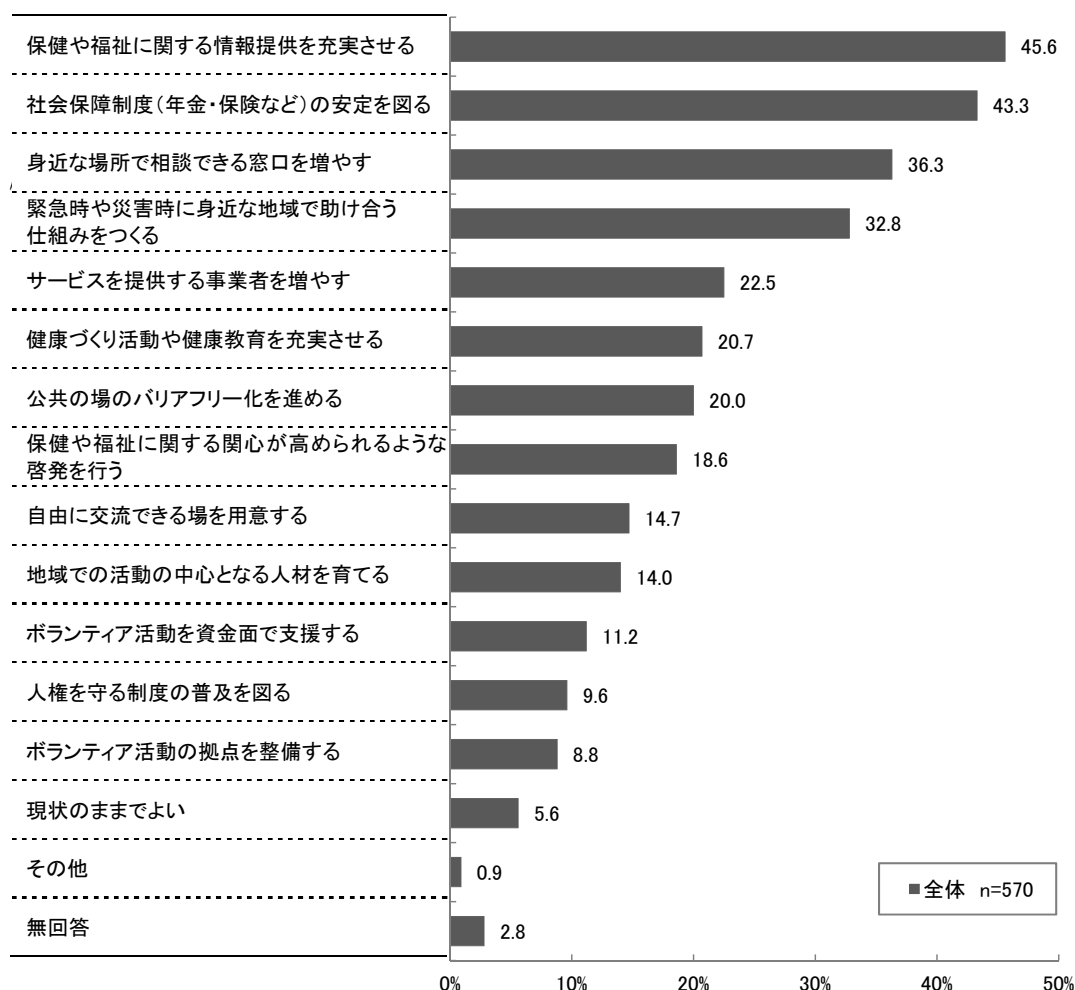
本町の保健・福祉施策として今後重要な取組は、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」が最も高く、次いで「社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る」、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」が続きます。

属性別でみると、性別では男性・女性ともに「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」の割合が高くなっています。

年齢別では、全体的に「社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る」「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」が高いが、19歳以下では「公共の場のバリアフリー化を進める」が高くなっています。

保健や福祉に関する情報の充実や、社会保障制度の安定が重要視されています。

岐南町の保健・福祉施策として今後重要な取組（全体／複数回答）



岐南町の保健・福祉施策として今後重要な取組（全体、属性別／複数回答）

（上位3位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		保健や福祉に関する情報提供を充実させる 45.6	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 43.3	身近な場所で相談できる窓口を増やす 36.3
性別	男性	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 46.6	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 41.5	緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みをつくる 30.8
	女性	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 44.9	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 44.6	身近な場所で相談できる窓口を増やす 42.0
年齢	19歳以下	公共の場のバリアフリー化を進める 66.7	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 58.3	保健や福祉に関する情報提供を充実させる／緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みをつくる／人権を守る制度の普及を図る／健康づくり活動や健康教育を充実させる 33.3
	20代	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 37.1	身近な場所で相談できる窓口を増やす 35.7	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 34.3
	30代	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 47.7	身近な場所で相談できる窓口を増やす 33.7	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 31.4
	40代	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 47.7	身近な場所で相談できる窓口を増やす 34.9	緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みをつくる 33.9
	50代	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 47.1	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 44.7	身近な場所で相談できる窓口を増やす 43.5
	60代	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 50.5	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 48.5	身近な場所で相談できる窓口を増やす 43.4
	70歳以上	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 48.6	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 44.8	緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みをつくる 42.9

		第1位	第2位	第3位
世帯構成	単身世帯	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 52.4	保健や福祉に関する情報提供を充実させる／身近な場所で相談できる窓口を増やす 39.7	サービスを提供する事業者を増やす 25.4
	夫婦だけの世帯	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 51.1	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 37.6	身近な場所で相談できる窓口を増やす 35.3
	親と子どもだけの世帯	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 45.2	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 43.3	身近な場所で相談できる窓口を増やす 36.8
	親と子どもと孫の三世帯世帯	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 46.9	緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みをつくる 40.6	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 37.5
	その他	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 51.3	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 46.2	身近な場所で相談できる窓口を増やす／緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みをつくる 35.9
居住地区	西小学校区	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 44.3	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 39.2	緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みをつくる 31.3
	東小学校区	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 46.4	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 45.4	身近な場所で相談できる窓口を増やす 37.7
	北小学校区	保健や福祉に関する情報提供を充実させる 50.0	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 44.9	緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みをつくる 39.8
	わからない	社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る 45.0	保健や福祉に関する情報提供を充実させる／身近な場所で相談できる窓口を増やす 41.7	緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みをつくる 28.3

(2) 地域福祉活動に関する活動者アンケート調査

①アンケート調査の実施概要

本調査は、「第4期岐南町地域福祉計画」策定のため、町内の民生委員・児童委員の考え方や意見を把握し、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。アンケートの実施概要は以下のとおりです。

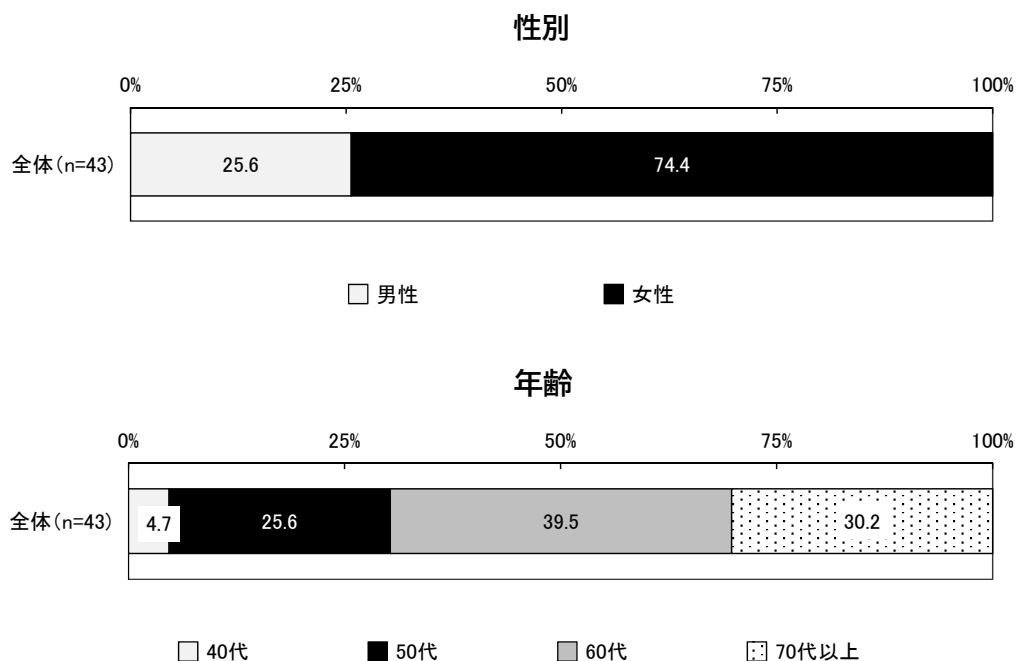
地域福祉活動に関する活動者アンケート調査の実施概要

調 査 対 象 者	町内で活動している民生委員・児童委員
配 布 数	51 票
有 効 回 収 数 (有効回収率)	43 票 (84.3%)
調 査 方 法	直接配付・窓口回収
調 査 時 期	令和5年8月

②アンケート結果の概要

<回答者の属性について>

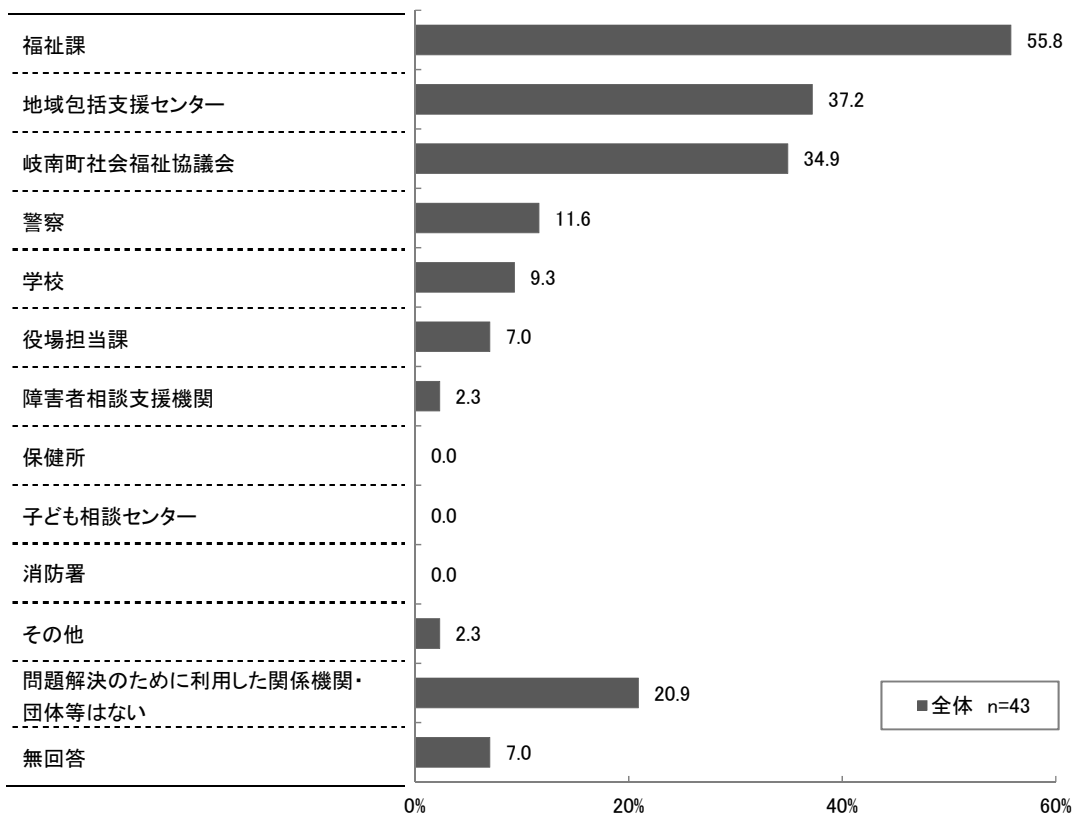
回答者の属性は以下のとおりです。性別では女性の回答割合が高く、年齢別では60代が約4割を占めています。



<課題解決のために利用した機関や団体などについて>

課題解決のために利用した関係機関・団体などは、「福祉課」が最も高く、次いで「地域包括支援センター」、「岐南町社会福祉協議会」となっています。

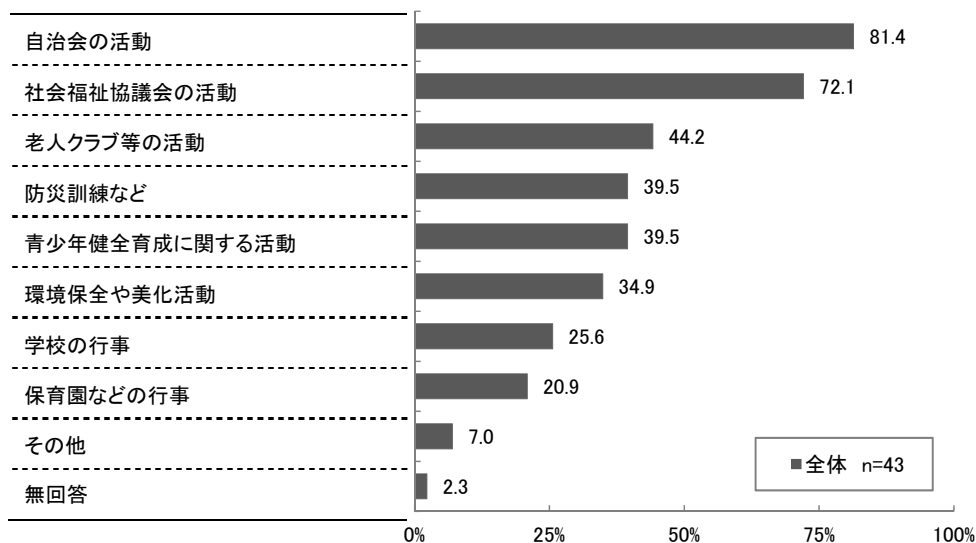
課題解決のために利用した関係機関・団体など（全体／複数回答）



<地域福祉の活性化について>

地域福祉を活性化させるために必要だと思う活動は、「自治会の活動」が最も高く、次いで「社会福祉協議会の活動」、「老人クラブ等の活動」となっています。

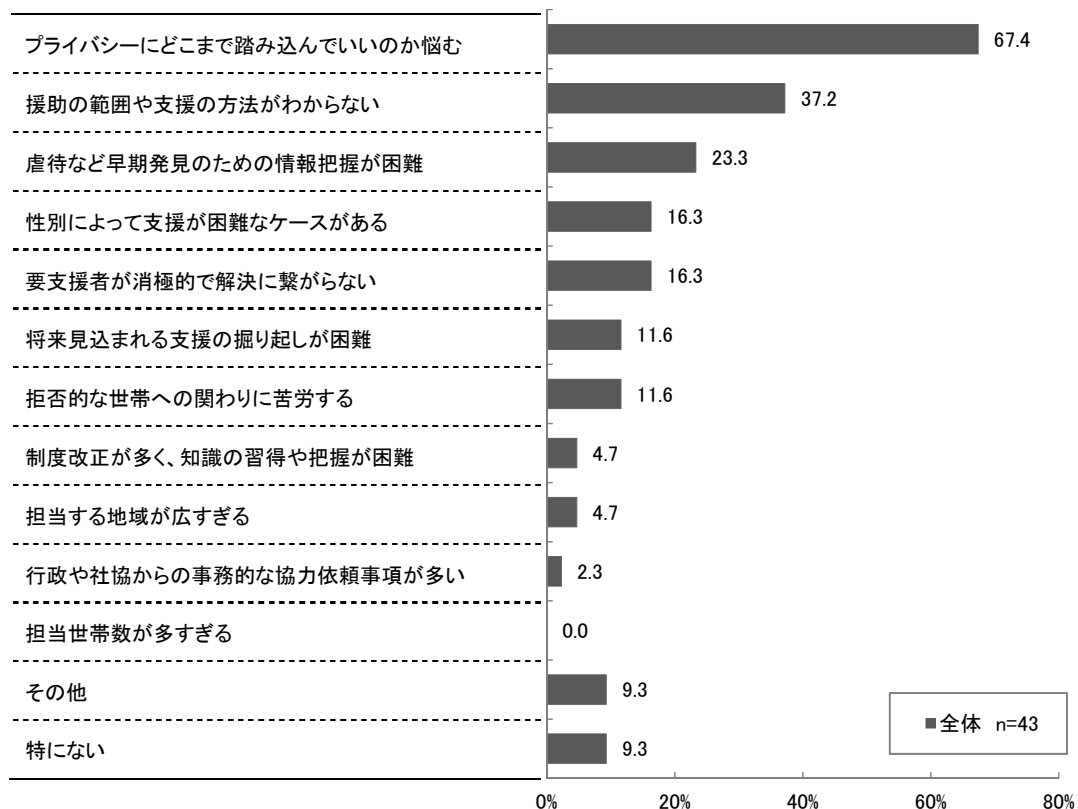
地域福祉を活性化させるために必要だと思う活動（全体／複数回答）



<地域福祉活動をする上で悩んでいることや苦勞について>

活動する上で悩んでいることや苦勞は、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか悩む」が最も高く、次いで「援助の範囲や支援の方法がわからない」、「虐待など早期発見のための情報把握が困難」となっています。

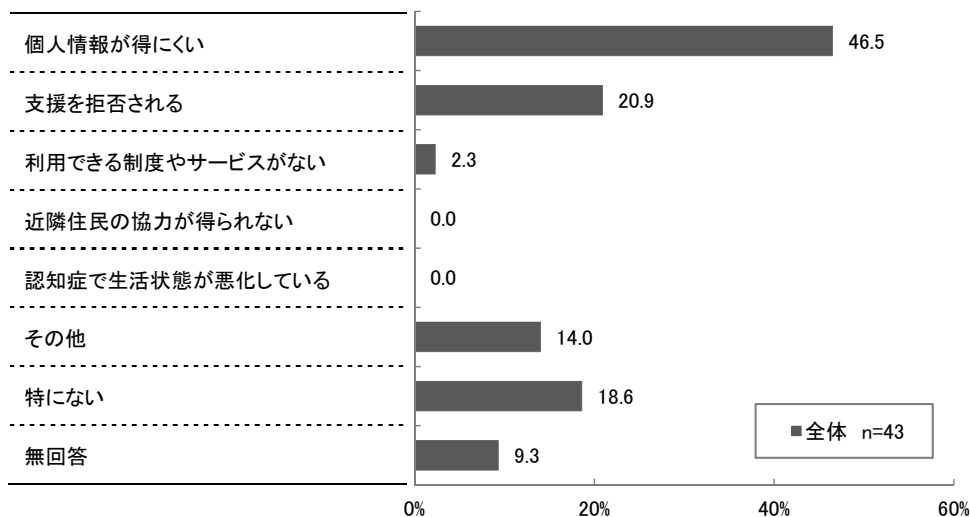
活動する上で悩んでいることや苦勞（全体／複数回答）



<一人暮らし高齢者世帯への支援で困難なことについて>

一人暮らし高齢者世帯への支援で困難に感じていることは、「個人情報that得にくい」が最も高く、次いで「支援を拒否される」、「利用できる制度やサービスがない」となっています。

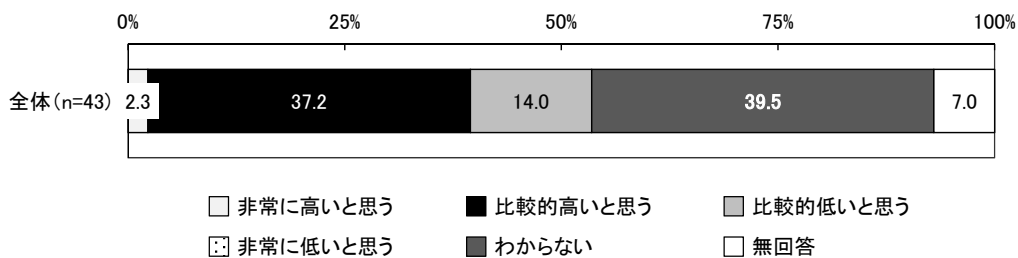
一人暮らし高齢者世帯への支援で困難なこと（全体／複数回答）



<民生委員・児童委員が感じる岐南町民の福祉意識について>

民生委員・児童委員が感じる岐南町民の福祉意識については、「高いと思う」（「非常に高いと思う」と「比較的高いと思う」の合計）は39.5%、「低いと思う」（「比較的低いと思う」と「非常に低いと思う」の合計）は14.0%となっており、民生委員・児童委員が感じる岐南町民の福祉への意識は高い傾向がみられます。

民生委員・児童委員が感じる岐南町民の福祉意識



(3) 福祉団体に対するアンケート調査

①アンケート調査の実施概要

本調査は、「第4期岐南町地域福祉計画」策定のため、町内で活動中の福祉関係団体の考え方や意見を把握し、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。アンケートの実施概要は以下のとおりです。

福祉団体に対するアンケート調査の実施概要

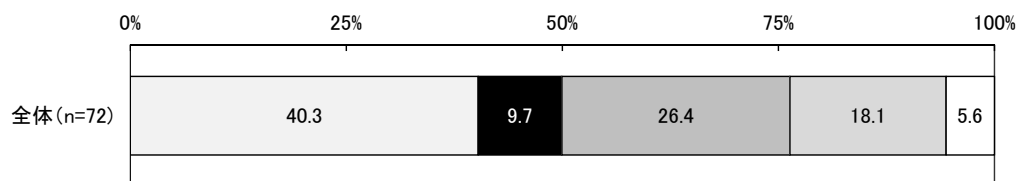
調 査 対 象 者	町内で活動している福祉関係団体
配 布 数	90 票
有 効 回 収 数 (有効回収率)	72 票 (80.0%)
調 査 方 法	郵送配布・回収
調 査 時 期	令和5年8月

②アンケート結果の概要

<団体について>

団体の区分は、「自治会」が4割を占めています。

団体の区分（形態）



☐ 自治会

☒ 自治会以外の地域団体 (老人クラブ・子ども会など)

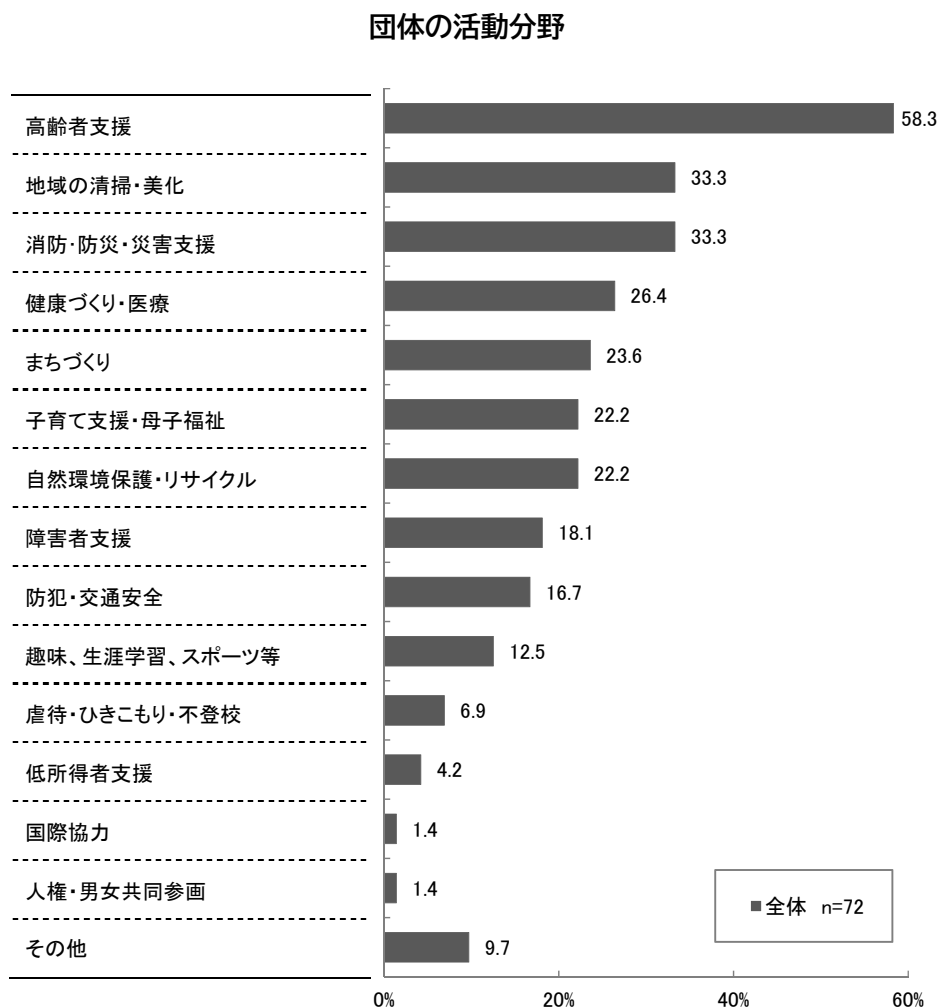
☐ ボランティアグループ・団体

☐ 社会福祉団体・社会福祉法人

☐ その他

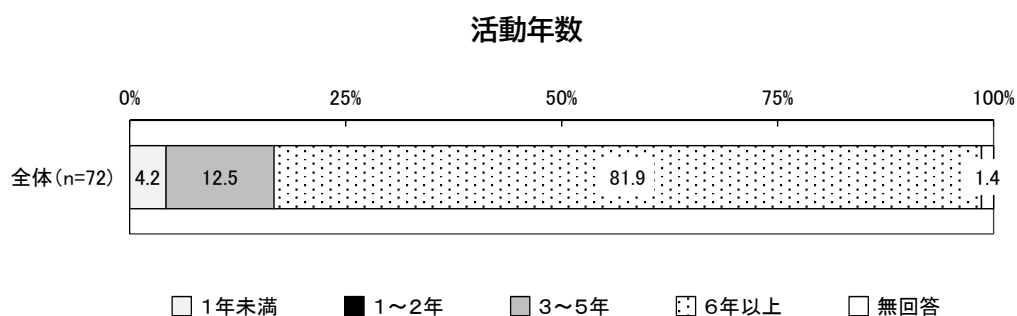
<団体の活動分野について>

団体の活動分野は、「高齢者支援」が最も高く、次いで「地域の清掃・美化」、「消防・防災・災害支援」となっています。



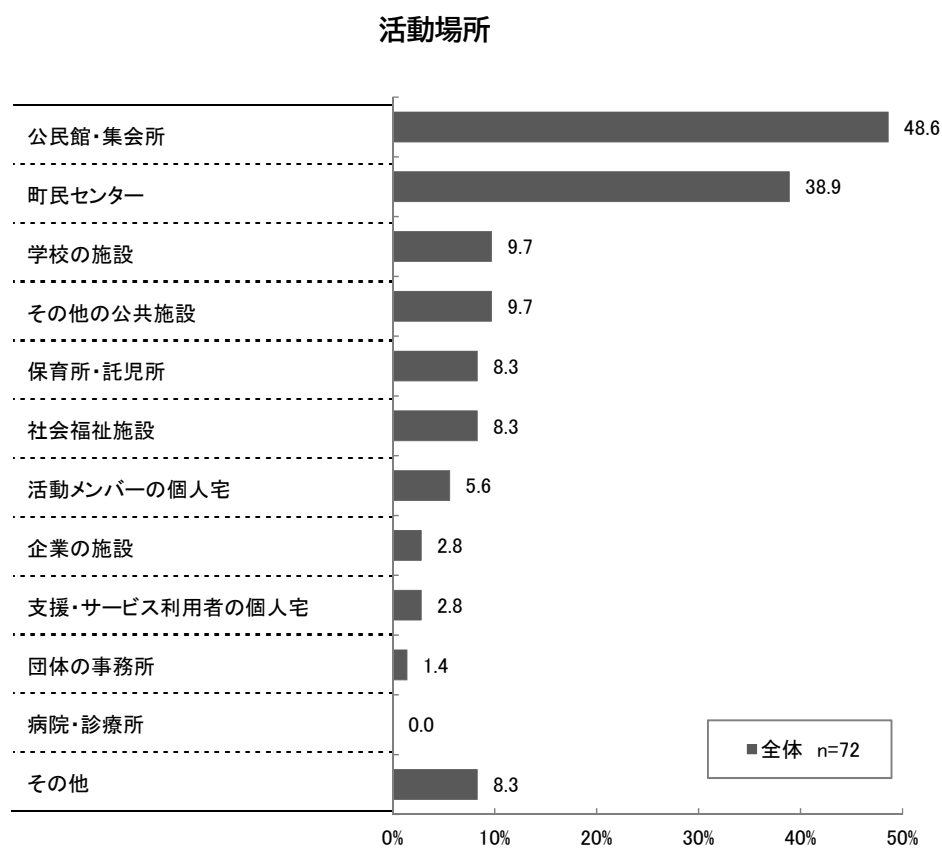
<活動年数について>

活動年数は、「6年以上」が8割を占めています。



<活動場所について>

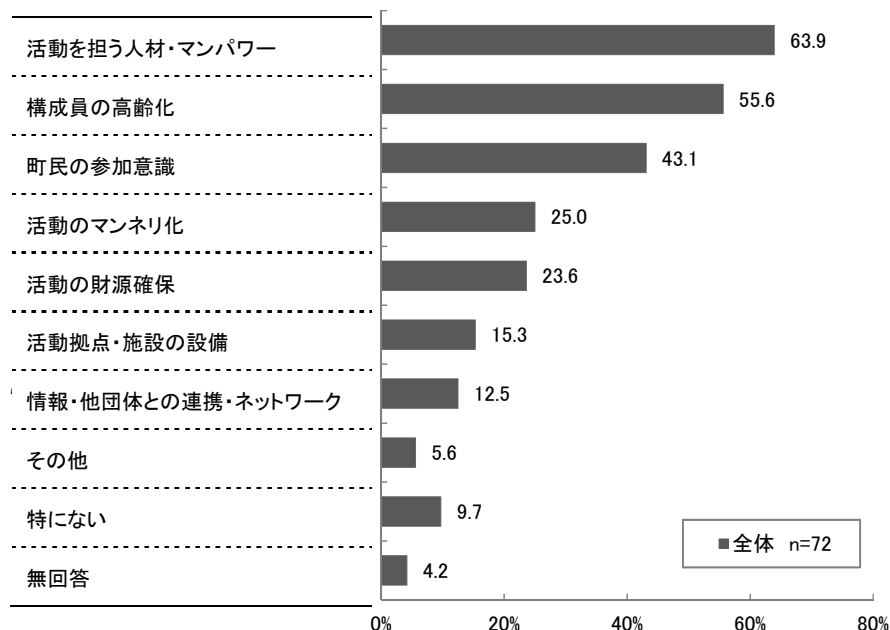
活動場所は、「公民館・集会所」が最も高く、次いで「町民センター」、「学校の施設」となっています。



<現在の活動での課題について>

現在の活動での課題は、「活動を担う人材・マンパワー」が最も高く、次いで「構成員の高齢化」、「町民の参加意識」となっており、地域の担い手が減少していることがうかがえます。

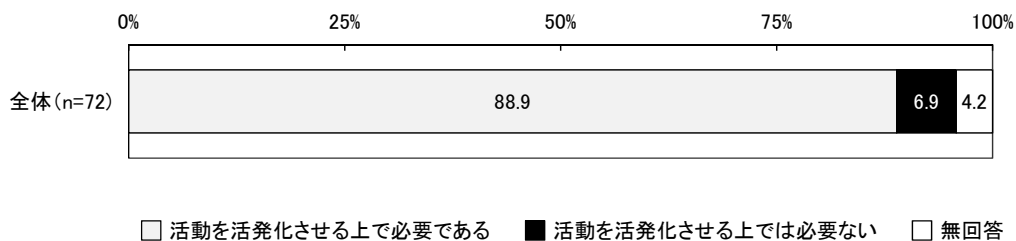
現在の活動での課題



<行政との協働について>

行政との協働についての考え方は、「活動を活発化させる上で必要である」が9割弱を占めており、行政との協働の必要性が強く認識されています。

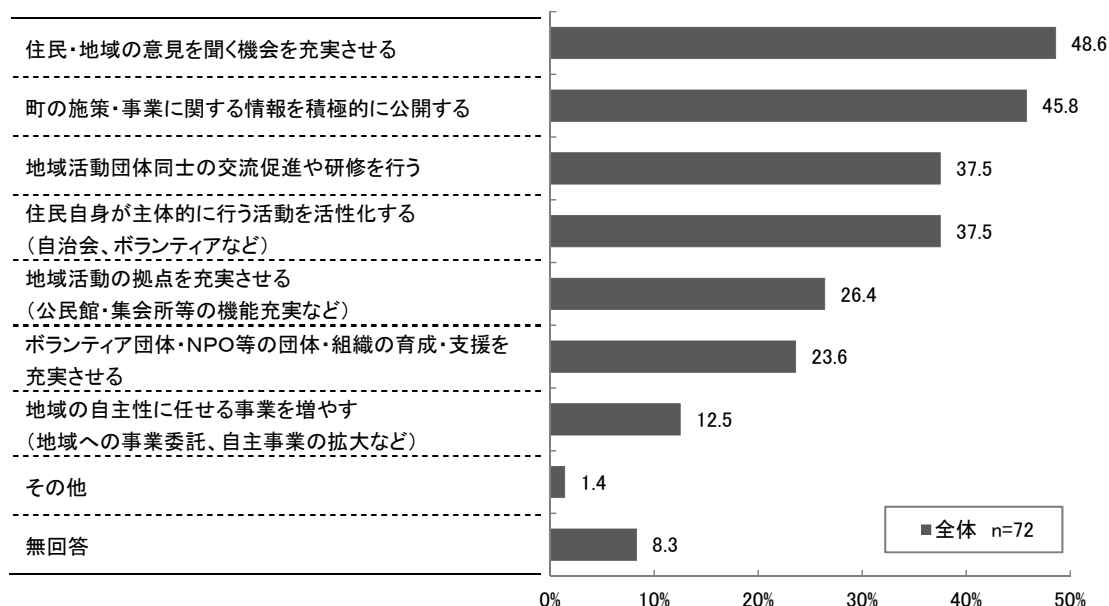
行政との協働についての考え方



<住民と行政が協働するために必要なことについて>

住民と行政が協働するために必要なことは、「住民・地域の意見を聞く機会を充実させる」が最も高く、次いで「町の施策・事業に関する情報を積極的に公開する」、「地域活動団体同士の交流促進や研修を行う」となっています。

住民と行政が協働するために必要なこと



(4) ワークショップによる検討

①ワークショップの実施概要

ワークショップは、地区の代表者、福祉などの団体代表者、団体からの推薦者などにより地域の課題と解決の方策を検討し、新しい地域福祉計画の方向性などについてとりまとめ、「第4期岐南町地域福祉計画」策定のための基礎資料とするために実施しました。

ワークショップの実施概要

調 査 対 象 者	地区の代表者、福祉などの団体代表者、 団体からの推薦者など
参 加 者 数	24 人
開 催 場 所	岐南町 中央公民館 講堂
開 催 日	令和5年7月3日

②ワークショップ検討結果の概要

Aグループ

テーマ①	地域福祉
課題	①福祉：地域を良くする。ふだんのくらしをしあわせにする岐南町。 あいさつ・walking、すごろく・カード ②地域の人々と仲良くしたい。会話、あいさつ。小中学生 OK ③岐南社協の地域づくり。継続して実践できているか？2・3・4年・5年計画 ④計画→行動→感想→改善案→計画。このサイクルができているか？ ⑤公民館の建て替え ⑥公民館にWi-Fi ⑦バリアフリーの町民センターでは浸水対策は安全か？ ⑧地域内交流の偏り

テーマ②	児童
課題	①大人と子どもの交流の場の提供 ②PTA 加入率。子供会の活動は今後どうなっていくのか知りたい。 多様化（来年は自治会の中で10名新一年） ③4年ぶりにプールが再開しました。4年生の子は初めて学校のプールに入れた。 子どもの体力は？ ⑤地域に子ども達が集まる場所がない ⑥子ども食堂など子どもの居場所の提供
課題解決の 方策	地域住民
	⑤公民館を常時オープンにして地域ボランティアが管理する
	その他
	⑤カフェ（大人用）はあるが、子どものいるママ用の子育て用のカフェがあってもよい ⑥絵本・古本の交換会設置、0円交換会

テーマ③	障害
課題	①障害者の把握。福祉サービスにつながっていない。 ②障害児がいる情報が年に2回ありますが、どのように改善して進学しているのか。その後の情報を知りたい

テーマ④	移動
課題	①コミュニティバスを利用したいが時刻が少なく難しい ②名鉄タクシーの移動もあるのか？移動方法がわからない ③免許返納者の特典は十分あるのか？ ④町内バスの有効な活用法はないか。お客さんが乗っているのを見たことがない。
課題解決の方策	町役場 ①④バスの増便、停留所まで行けない人への支援を検討

テーマ⑤	ボランティア
課題	①ボランティア要員が集まらない。発足時のまま6年。将来消滅するのでは！ ②ボランティア・自治会・民生委員のなり手がいない ③オレオレ詐欺の電話がかかった時の対応の仕方。近所の人と共有しているか？ ④組織の連携なし ⑤一人暮らしの急症の場合。誰が最初に家に入るか。
課題解決の方策	地域住民 ③オレオレ詐欺のDVDが警察にあるのではないかと。私は大丈夫、引っかからないと思われる人が多い。家族に必ず連絡するように呼びかける

テーマ⑥	情報提供
課題	①支援活動が多くどれが対象になるか不明 ②ギリギリになって相談する ③見守り主体ですが独居の方を探し出すことが難しい ④情報提供が不十分である ⑤独居の方の情報を行政より出してもらえるとより多く訪問できる
課題解決の方策	地域住民 ①会・活動にまず参加を！魅力ある会や活動にする ③あいさつができる・声かけができる・会話ができるつながりをつくる 町役場 ④QRコード・チラシ・情報・広報ぎなん・議会だよりで、できるだけ多くの人（友達にも）に伝える→伝わる。自分が知ったら都合がつく限り出席（何かプラスに） ④ホームページ改善!! ④ボランティア活動の情報をもっと広告・ホームページに。チラシの配布をする ④アナログも大切（紙の情報）

テーマ⑦	未来
課題	①岐南町の未来 ②農家の苦しみ（税）、次世代 ③田畑が宅地へ。緑が減少で不安

テーマ⑧	自治会
課題	①防災訓練を実践的に実施する ③支援を拒まれる ④自治会の退会・未入会の増加 ⑤高齢者の自治会離れ ⑥支援するにも高齢者より断りがある ⑦価値観の多様化・個人化
課題解決の方策	地域住民
	④自治会未加入の人は会員を分配、自治会加入のメリットを説明する。繋がりの大切さ
	その他
	①自治会のあり方検討会で町に対して調整中 ⑤高齢者の役や会費の免除

テーマ⑨	福祉
課題	①ふだんのくらしをしあわせにする ②地域をよくする
課題解決の方策	その他
	②防犯

B グループ

テーマ①	相談場所
課題	①相談する所が（関係機関が分からない） ②頼るところがわからない
課題解決の方策	その他 ①②地域包括支援センターへ相談する

テーマ②	高齢者
課題	①一人暮らしの方の見守り・話し方 ②高齢者を地区で見守りたいが、所在がわからない
課題解決の方策	町役場 ②一人暮らし・高齢の方の把握は個人情報で難しい。本人の了承を得て社協や地域へ知らせる 各種団体 ①サロンへの参加

テーマ③	子ども
課題	①配慮の必要な子どもが増えている ②保護者の孤立。未就園児の保護者
課題解決の方策	各種団体 ①そういう関係すら知らなかった。もっと情報発信することが大切。 その他 ②そういう関係すら知らなかった。もっと情報発信することが大切

テーマ④	交流
課題	①三世代交流をもっとやりたい
課題解決の方策	町役場 ①地域で活動している団体をつなぐ・周知 社会福祉協議会 ①学校・幼稚園などと連携する、今やっている三世代交流の宣伝 ①社協と相談 ①楽しい行事と子ども食堂のような三世代食堂のような日常利用出来る場所を作る ①地域で活動している団体をつなぐ・周知 各種団体 ①楽しい行事と子ども食堂のような三世代食堂のような日常利用出来る場所を作る

テーマ⑤	安全
課題	①不審者情報が早くほしい ②防犯カメラ設置台数不足
課題解決の方策	町役場
	①役場の放送を使う、羽島署などに来てもらってお話をしてもらう ①警察のメールを入れる ②防犯カメラの設置 ②優先順位（現状）：交差点、事故多発地点。予算的に台数が少ない⇒レンタル対応を：費用と機能、防犯システムの活用：費用の定額化、カメラ設置数を増やす
	その他
	①ライン・メール、岐阜県警察安心・安全メール（県警） ②役場（警察の人の話を聞く）

テーマ⑥	防災
課題	①災害時の高齢者・障害者支援
課題解決の方策	地域住民
	①名簿の確保 ①具体的に個人名で誰が？誰を！サポートするのか
	町役場
	①具体的に個人名で誰が？誰を！サポートするのか
	各種団体
	①名簿の確保 ①地域の消防団に頼る

テーマ⑦	ゴミ
課題	①ゴミのカラス被害
課題解決の方策	地域住民
	①ゴミ袋の内側に新聞紙を入れて隠す

テーマ⑧	環境
課題	①中学生以上の子どもの気軽に集う場がない ②子ども達が安全に遊べる場所が少ない ③もっと公園の整備をする ④道路が悪い
課題解決の方策	地域住民
	①時間がある人が見守り役をする ②安全とは何か？を考える。公園でなくても遊べる場を。昔はどこで遊んでいたか？
	町役場
	①②③④現場をもっと見回る ①場所や物の提供 ②羽栗グラウンドの整備

テーマ⑨	ボランティア
課題	①サロンなどに加入者を誘う方法 ②サロンの参加者を増やしたい ③自治会の役割がわかりにくい ④老人が多い割にはサロンなどへの入会が少ない ⑤自治会員を勧誘した時メリットを尋ねられた ⑥自治会の役員が決まらない ⑦地域ボランティアの後継者がいない（自治会の役員など） ⑧自治会活動の支援スタッフが高齢化で課題となっている ⑨ボランティアを増やしていきたい ⑩なぜやっているのか？を見失っている ⑪やらされている感が強いと感じている人が（少なくとも）いる
課題解決の方策	地域住民
	①②③④⑤⑥声かけ・回覧板 ⑥役員数・役員の仕事内容を考え直す時間をつくる ⑥業務の分散（会長に集中、副会長への分担、（副）1人→3人） ⑨協力者を募る
	町役場
	⑨ボランティアと有償とのすみわけをしていいたら関わりやすくなるのでは ⑪どうしても必要な活動かどうか考え直す、ボランティアであってもやらされる。行職など。できるだけ減らしていく
	社会福祉協議会
	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪サロンやボランティアのやりがいと楽しさを伝える
	各種団体 ②口コミ・チラシの作成 ⑩なぜやるのかを考え関わる人達に伝え続ける

テーマ⑩	情報
課題	①岐南町の宣伝をもっとしてほしい ②福祉行政の内容が一般町民に理解されていない（サービスなど）
課題解決の方策	町役場
	①テレビ（CCN）などをもっと利用する ①ぎなん広報で周知 ①岐南町のイベントなどで子どもや保護者にクイズなどでポイントを集めてご褒美がもらえる ①情報の公開化・ホームページの活用 ①テレビ・インターネットの活用
	社会福祉協議会
	②ぎなん広報
	各種団体
	②ぎなん広報

テーマ⑪	その他
課題	①選挙の投票率が悪すぎる ②活動の資金不足 ③他人へ頼ることはダメとの考えがある
課題解決の方策	町役場
	①議会の見学や子どもの体験で小さい頃から選挙ということを伝える ①考える場づくりをする、活動のための場所（部屋）を提供してほしい、チラシなど周知のための協力をして下さるとうれしい ②既存の活動に理解をお願いしたい（新規活動に助成ばかりでなく） ②経営見直し→費用の選択・集中広報の見直し（ホームページなど）（回覧へ）
	その他
	②環境美化費用→業者へ一括発注

Cグループ

テーマ①	防災
課題	①独居・高齢者が増している ②サービス利用者の洗い出し＆把握 ③防災の感覚が皆さんにあまりない。なんとかならないか ④災害時、要支援者の支援
課題解決の方策	地域住民
	③防災訓練を地域住民で年1回は必ずやる
	社会福祉協議会
	①見守り事業の充実 ②見守り訪問事業により対象者の把握に努める
	各種団体
	①見守り事業の充実 ②見守り訪問事業により対象者の把握に努める
テーマ②	地域のつながり
課題	①ボランティア活動の場の提供 ②地域活動への理解・協力 ③地域活動者となる担い手不足 ④社会福祉と社会教育の交流を進めたい（タテ割りをなくす） ⑤見守り活動の大切さ ⑥活動の成果物の発表の”場”が少ない ⑦受託事業（サロン・支援）の予算増額 ⑧各種活動団体の情報共有が不足 ⑨活動団体の情報共有 ⑩自治会の未加入者が増している ⑪困り事などの手引き（高齢者向け）を地域に周知してほしい ⑫地域の”見守り訪問””声かけ”は重要な活動だから予算をつける ⑬自治会長になってみなさまの不平・不満がけっこう多い。もっと連帯感がほしい ⑭核家族化に伴う地域とのつながり不足 ⑮世代交流を推進すべき
課題解決の方策	地域住民
	⑨活動団体の活動内容報告会 ⑬早朝ラジオ体操・敬老会・盆踊り大会など催し物をたくさんやろう ⑮世代同士の交流の場
	町役場
	⑩窓口で参加を呼びかけてもらう ⑮世代同士の交流の場
	社会福祉協議会
	②③行政方策、住民主体関係 ⑤関係者（自治会・民生委員）との連携強化 ⑨活動団体の活動内容報告会 ⑮世代同士の交流の場
	各種団体
	②③行政方策、住民主体関係
	その他
	③活動参加者から運営メンバーに巻き込む

テーマ③	相談
課題	①社協の情報発信として LINE 公式アカウントを設置してもらいたい ②高齢者に対する待遇があまりわからない ③どこに相談したらいいかわからない ④簡単に相談できるシステムの構築 ⑤困り事のある要支援者の情報不足・相談窓口
課題解決の方策	地域住民
	②地域の繋がりと同じ（早朝ラジオ体操・敬老会・盆踊り大会など催し物をたくさんやろう） ②③④⑤地域住民からの情報を収集する
	町役場
	①②広報・ネットなどによる情報発信 ③社協の活動をもっと PR して住民の人に知ってもらい、相談窓口の一覧（パンフ・チラシ）を町内に配布・ホームページ掲載 ③相談場所、案内リストの作成 ④LINE、SNS 活用
	社会福祉協議会
	①②広報・ネットなどによる情報発信 ②③④⑤地域住民からの情報を収集する ③社協の活動をもっと PR して住民の人に知ってもらい、相談窓口の一覧（パンフ・チラシ）を町内に配布・ホームページ掲載
	各種団体
	①②広報・ネットなどによる情報発信 ②③④⑤地域住民からの情報を収集する
	その他
	⑤個人情報にしばられすぎている。情報の共有ができればよい。

テーマ④	障害者
課題	①障害者に対する対応（政策）が何にもわからない ②働く母親への支援 ③障害者の就労支援 ④子どもは国の宝です。岐南町は少し良いですがもっと良い政策はないか
課題解決の方策	町役場
	②母親は本当に大変。交代者を1週間に1回ぐらい代われるプロを育成 ②学童の受け入れ。生徒数増加 ③福祉ショップの設置
	社会福祉協議会
	③福祉ショップの設置

テーマ⑤	子ども
課題	①子ども会の活動場所がなくて困っている（公園がない） ②子どもはしっかり自分の意見が言えない ③子どもの意見が反映される町にしたい ④子ども会に加入しない子が増えている ⑤ボランティアって？ボランティア手帳の不思議？ ⑥子どもの居場所の確保 ⑦居場所の役割
課題解決の方策	地域住民
	①行政に積極的に訴える（働きかける） ①③⑥”居場所づくり” ”学習支援” 学童、放課後 ②③アドボケイトさんの設置。 ④地域とのつながりをつくる ④子供会の内容の充実
	町役場
	③子ども基本法に基づく条例の制定 ④地域とのつながりをつくる
	社会福祉協議会
	①③⑥”居場所づくり” ”学習支援” 学童、放課後 ④地域とのつながりをつくる
	各種団体
	①③⑥”居場所づくり” ”学習支援” 学童、放課後 ②③アドボケイトさんの設置。 ④地域とのつながりをつくる ④子供会の活動をもっとよく知ってもらうようにチラシなどで

テーマ⑥	障害のある子ども
課題	①生きづらさ（行きづらさ）とは。教育システムを構築する ②障害児子育て支援
課題解決の方策	地域住民
	②学童以外の放課後の居場所の確保
	町役場
	①②既存の学校以外の学び・遊びの場所の確保（小・中） ②子育て世代包括支援センターの充実と関係機関との連携 ②障害児専用窓口・保育設置 ②学童以外の放課後の居場所の確保
	各種団体
	①②既存の学校以外の学び・遊びの場所の確保（小・中）

4 課題の整理

(1) 地域を支える人づくりの推進

本町ではひとりでも多くの町民が地域福祉に携わるよう、福祉課を中心に関係課、関係機関と連携して人材育成に取り組んできました。町や社会福祉協議会では、ボランティアの講座などが継続的に行われた結果、ボランティア団体は、コロナ禍の中でしたが、令和4年度には67団体、867人の会員数になるなど過去の動向からみて、活性化に向けた兆しがうかがえます。

アンケート結果からみると、ボランティア活動の参加状況は、現在参加している又は以前活動したことがある人が17.7%と2割以下であり、8割は活動したことがない状況は前回の結果から変わりはありません。町民のボランティアに対する意識を向上させる取組が一層必要となります。地域共生社会では、「支え手」「受け手」という区別なく参加することが求められます。子どもから高齢者まで多世代に対して、ボランティアに参加する機会やきっかけを増やす取組が重要となってきています。

(2) 地域で支え合うしくみづくりの推進

本町では、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、高齢者、障害者、子どもなどに対する見守り活動や地域の支え合いで解決できる仕組みづくりを進めてきました。

現行計画で掲げていたボランティア活動の拠点づくりについては、ボランティアセンター事業として、地域包括支援センターや社会福祉協議会でボランティアセンター及びボランティアコーディネーターを設置し、地域ボランティアの育成や活動支援を行ってきており、ボランティア活動への活性化に向けた取組が行われています。

アンケート結果からみると、地域住民が自主的に支えあい助けあう関係が必要かという質問には、必要だと思う又はどちらかということと必要だと思う人が79.3%と約8割の人が地域住民の支えあいを求めています。この結果は前回の結果（83.2%）を下回るものの、8割の住民は地域での支えあいを必要としており、地域福祉の必要性の裏付けとも理解できます。

また、今回のアンケートでは、コロナ禍を経て、社会不安が増大する中「孤独・孤立」に着目し、「自分には人とのつきあいがいい、自分を取り残されている」と感じる経験をお聞きしています。その結果、常にある又は時々あると思う人が25.3%と4人に1人は孤独・孤立を感じていることが分かりました。特に30代から50代の割合が高く、必要な支援について、検討していく必要があります。

こうした町民の思いを踏まえ、地域で誰もが安心して暮らせる、町民が支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

(3) 福祉サービスを利用しやすいしくみづくりの推進

本町では、福祉サービスを利用しやすいように、福祉サービスに関する情報提供、相談支援の充実、民生委員・児童委員活動の周知などを行うとともに、高齢者や障害者、子どもに対するサービスの充実や質の向上を図ってきました。

地域包括支援センターでの相談事業の充実を進めた結果、相談件数の増加、複雑化により問題解決に時間がかかり、対応などもより専門化している状況が発生しています。相談がしやすくなれば、相談件数は増加するため、体制強化が課題となります。

アンケート結果からみると、地域包括支援センターの認知度は、28.8%と約3割となっています。この結果は前回の結果（24.9%）を上回り、特に30代の認知度が70代に次いで2位と比較的若い世代にも認知がされつつあることがわかりました。サービスが必要になった時にスムーズに利用できるように、幅広い世代への周知が今後必要となります。

本町の保健・福祉施策として今後重要な取組として、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」が45.6%と最も高く、情報提供の重要性がうかがわれます。また、情報提供は、ワークショップでも情報提供が不十分であるという指摘があり、QRコードを使って、マイタウンぎなんや議会だよりなどを多くの人に届くように工夫が必要であるという意見や、今までどおりの紙媒体による情報提供も大切であるなど様々なご意見がありました。本町においても、スマホ講座においてSNSの1つであるLINEの使い方を教えるなど情報取得を促進させる取組を進めていますが、一人でも多くの町民に届くような工夫を続ける必要があります。

(4) 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

本町では、ユニバーサルデザインのまちづくり、防災・防犯、権利擁護事業などにより誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指してきました。生活困窮者支援については、親の貧困は子どもの貧困にもつながっていることから、ボランティアによる学習支援を行うなど子どもの貧困対策も含めた包括的な支援を進めてきました。

アンケート結果からみると、地域の暮らしやすさについては、とても暮らしやすい又はどちらかという暮らしやすいと思う人が88.8%と約9割の人が暮らしやすいと答えており、これは、若い世代だけでなく全世代で概ね高くなっています。一方、暮らしにくいという意見も約1割あり、理由としては「通勤、通学が不便」「子育て環境が不十分」「交通弱者、買物弱者対策が不十分」といった意見がありました。このように、暮らしやすい地域ではありますが、全体の評価向上のためにも、福祉分野に限らず、様々な面で全庁的な取組を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

岐南町第6次総合計画では、将来（都市）像を「みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん」としています。これは、本町に関わるすべての人々がまちに愛着と誇りを感じ、自分達がまちづくりの担い手という意識をもち、みんなでまちをつくる“共創”の理念のもと、持続可能なまちづくりを積極的に推進するという考え方です。

総合計画の基本政策1「思いやりとふれあいで人を育むまちづくり」の中の政策4「地域福祉」では、「地域で暮らす人が互助・共助を通じてともに支えあう『地域共生社会』の実現に向けて、町民一人ひとりが主体的に地域に関わり、地域課題の解決に向けて行動できるしくみづくりに取り組む」としています。

基本理念は、前計画を継承し、この考え方は、本町が目指す地域福祉の姿として、すべてに共通する考え方であるため、『みんなでつくる 思いやりと支えあいのまち』とし、本計画では、総合計画の方針を踏まえて、地域共生社会の実現に向けて、行政や特定の団体、事業者、個人が個々に行うものではなく、町民みんなが、支えあってともに生きるという共通の認識をもち、町民と行政の協働による「思いやりと支えあい」の関係をつくり、すべての町民が安心して暮らせるまちを目指します。

計画の基本理念

みんなでつくる 思いやりと支えあいのまち

2 基本目標

本計画の基本理念に基づき、以下の4つの基本目標を定め、協働により地域福祉の推進に取り組んでいきます。なお、分野横断的に取組体制を整備し、関係機関と連携しながら、総合的に推進します。

基本目標1 地域を支える人づくりの推進

今後の人口減少や高齢化、認知症など支援の必要な人の増加に対して、地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動に参加する人の育成は喫緊の課題と言えます。そのため、子どもから高齢者まで幅広い世代に対して、地域福祉に対する理解を深めるための福祉講座の開催や広報活動などにより、思いやりと支え合いの意識啓発を行い、地域福祉の担い手となる人材育成やボランティアの活性化に取り組めます。また、意識啓発は、幼い頃からの福祉教育や学校でのボランティア活動が重要であるため、学校と福祉の連携の強化を図っていきます。

基本目標2 町民が支えあう地域づくりの推進

町民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町民同士が支えあい、高齢者、障害のある人への見守り、子どもに対する虐待の早期発見などの見守り活動を推進していきます。

ボランティア活動については、本町と社会福祉協議会との連携により、ボランティアセンター及びボランティアコーディネーターを設置し、地域ボランティアの育成や活動支援を行っており、ボランティア活動への活性化に向けた取組をさらに推進します。

こうした地域活動の充実を図り、地域で誰もが安心して暮らせる、町民が支えあう地域づくりを進めていきます。

基本目標3 福祉サービスを利用しやすい環境づくりの推進

福祉サービスを利用しやすくするためには、対象者のニーズに合った情報提供を充実させることが必要です。今後の町の保健・福祉情報の提供方法は、広報紙などの紙の情報を中心としながらSNSなどを活用して、サービスの必要な人に対して情報の取得促進を図ります。

8050 問題、ダブルケアなどに代表される複雑化・複合化した福祉ニーズが増えてきており、福祉部局や関係部局と連携して包括的な相談支援に努めます。

さらには、必要なときに誰もが利用しやすい福祉サービスの充実、保健・医療・福祉の連携強化、サービスの質の向上などを推進します。

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

誰もが安心して暮らせるまちは、すべての町民の願いです。本町では、認知症高齢者や知的障害者に対する成年後見制度の利用促進、生活困窮者の支援及び子どもの貧困対策、再犯防止対策、災害時の避難行動要援護者への支援、ユニバーサルデザインのまちづくりなど町民の支えあいでも安心して暮らせるまちを目指します。

3 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下のように施策を定めます。

基本理念	基本目標	施策の方向
みんなでつくる 思いやりと支えあいのまち	1 地域を支える人づくりの推進	1 人材育成の推進
		2 地域共生の意識づくりの推進
	2 町民が支えあう地域づくりの推進	1 地域見守り活動の推進
		2 地域活動の支援
		3 ボランティア活動の推進
	3 福祉サービスを利用しやすい環境づくりの推進	1 福祉サービスに関する情報提供の充実
		2 包括的な相談体制の充実
		3 福祉サービスの充実
	4 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	1 権利擁護事業の充実 (成年後見制度利用促進計画)
		2 就労支援・生活困窮者対策の充実
		3 再犯防止の取組の推進 (再犯防止推進計画)
		4 地域の防災・防犯活動の推進
		5 ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

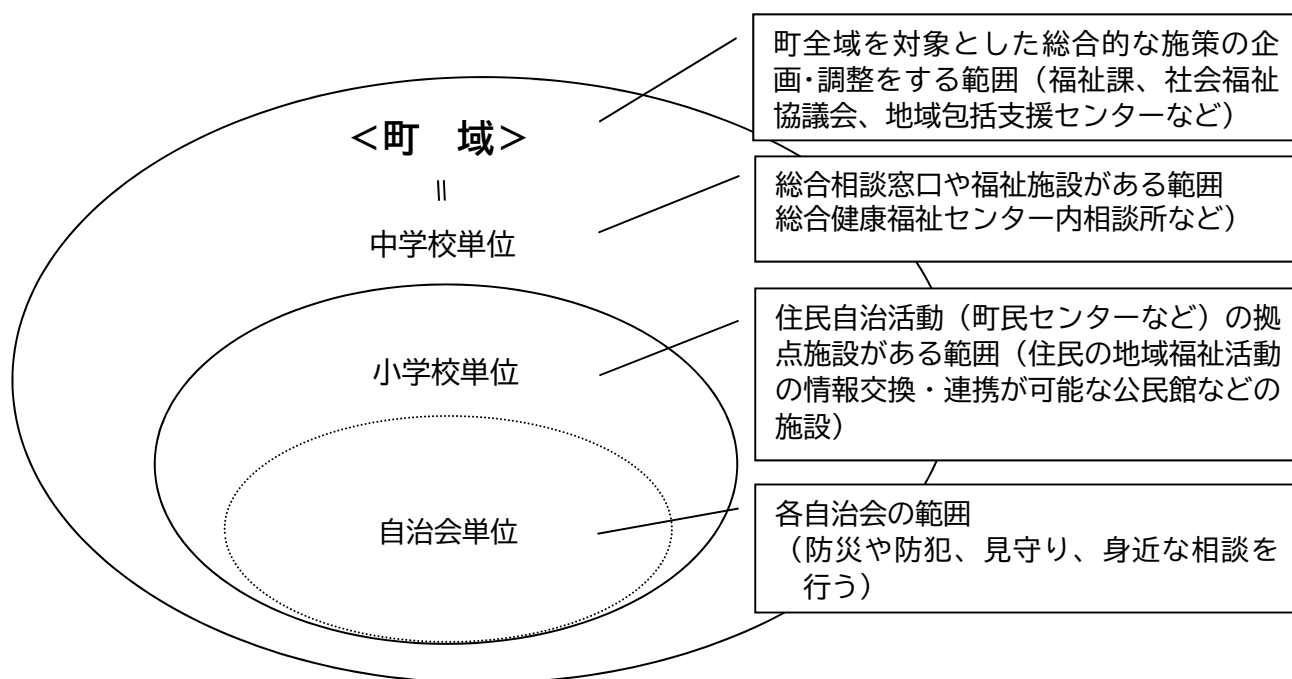
4 地域福祉推進にあたっての圏域設定

支援を必要とする町民へのサービスの提供や町民を主体とする地域福祉の推進を具体化していくためには、施設や人的な資源などの社会資源をいかにネットワーク化し、実効性のあるサービス提供や町民活動に生かしていくかが重要です。

このため、町域の広がり状況を踏まえ、施設整備面において、町民の誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らし続けられること、また、地域福祉の担い手である町民が利用しやすい、参加しやすい面的な整備の考え方が必要となってきます。

そこで、地域福祉推進のための圏域を「町域」（＝「中学校単位」）「小学校単位」「自治会単位」に設定し、それぞれの圏域レベルの特性などを踏まえた地域福祉活動を支援する環境づくりを図ります。

地域福祉推進の圏域設定の基本的な考え方



第4章 施策の展開

基本目標1 地域を支える人づくりの推進

地域福祉を推進するにあたっては、町民の主体的な参加を促し、地域が抱える課題などに対し、地域福祉に関わる人々と協力しながら、解決していくことが必要となります。

町民アンケート調査では、地域住民が自主的に支えあい助けあう関係について、“必要だと思う”と答えた割合が約8割を占めており、支えあい助けあう関係の必要性を認識していることがうかがえます。また、支援が必要な世帯に対して、「あいさつや安否確認などの声かけ」「話し相手」「災害時の避難支援・安否確認」などができるとの回答もみられ、実際の行動に結びつくような地域福祉の啓発やそれらの行動を支援する地域づくりが課題になります。

福祉団体に対するアンケート調査では、現在の活動での課題として、活動を担う人材・マンパワーの不足や構成員の高齢化、町民の参加意識が上位にあげられており、活動者の高齢化を背景に、活動への参加促進や意識の啓発が必要となっていることがうかがえます。

こうした現状や課題から、様々な啓発を行うとともに、講座などを通して地域福祉活動への参加のきっかけをつくります。また、学校、地域、職場などにおいて福祉教育を推進し、地域を支える“人材”を育てる環境づくりを進めていきます。

基本目標を達成するための数値目標

指標番号	項目	現状値 (令和5年度)	目標年度 (令和10年度)	施策の方向性	取組・事業
①	生活支援サービスに関する研修会・講座の開催数	7回	7回	人材の育成	講習会・研修会の分野拡大
②	講座やワークショップの参加者数	1,007人	1,200人		
③	介護講座の回数と受講者数	6回 104人	6回 120人		
④	各種講座や地域活動の参加者数	1,641人	1,800人		
⑤	地域活動リーダー養成講座の開催数	0回	1回		地域活動リーダー、コーディネーターの育成
⑥	講座やワークショップの参加者数	1,007人	1,200人		
⑦	協働まちづくり事業を行う団体の補助金申請団体数	3団体	5団体		
⑧	ボランティア手帳保持者数	260人	290人※		

指標 番号	項目	現状値 (令和5年度)	目標年度 (令和10年度)	施策の方向性	取組・事業
⑨	講座やワークショップの参加者数	1,007 人	1,200 人		シニア世代の地域福祉活動への参加促進
⑩	シルバー人材センター会員数	172 人	210 人※		高齢者の能力活用と生きがいづくりの推進
⑪	岐南いきいき大学参加者数	221 人	270 人		
⑫	認知症サポーター養成講座の開催件数	8 回	8 回	支えあいの意識づくり	福祉教育の充実
⑬	認知症サポーター養成講座実施回数（小学校）	3 回	3 回		
⑭	福祉活動の回数	6 回	6 回		
⑮	福祉に対する理解を深め心を育む授業の実施（全学校での実施）	100%	100%		
⑯	自治会絆づくり交付金対象事業数	85 事業	250 事業		交流事業による絆づくりの充実
⑰	「ひびきあいの日」の実施（12 月 4 日～12 月 10 日）	すべての学校で「ひびきあい活動」の実施	すべての学校で「ひびきあい活動」の充実		心のバリアフリーの推進
⑱	各校あいさつ運動の実施（全学校での実施）	75%	100%		
⑲	人権の尊重に関する町広報紙による啓発回数	4 回	6 回		
⑳	手話奉仕員養成講座終了者数	22 人	40 人※		社会教育における福祉教育の推進
㉑	地域の力を活かした教育活動の実施、児童・生徒の地域活動への参加率	75%	100%		学校を核とした地域づくりの推進
㉒	小中学生向け各種教室の参加人数	1,299 人	1,400 人		

※目標年度時点での累計数値

1 人材育成の推進

(1) 講習会・研修会の分野拡大

地域課題を解決するためには、地域の多様な主体の理解や参画が重要となり、その人材育成が必要となります。

そのため、より多くの町民が参加できるよう様々な分野の関係機関が協働で研修会などを実施するとともに、多様な参加方法を用意することで、幅広い世代の地域活動参加の促進を図っていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
①	◆生活支援サービス体制整備事業 地域活動の担い手の養成及び地域活動者の学びの場や交流を目的として、生活支援講座を実施する。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
②	◆生活支援サービス体制整備事業 町民や福祉関係機関、企業などが参加する地域づくりワークショップ（1層2層生活支援体制整備協議体）において、地域資源や地域課題を把握して、それを解決するための活動について協議と実践を継続する。理解者を増やし知識や技術を向上させるための研修会を実施する。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
③	◆介護講座・家族介護者支援事業 介護をしている家族や町民、専門職を対象に年間6回介護講座を開催。介護が必要な状態になっても自分らしくいきいきと地域で暮らし続けることができる地域づくりを目指し講座を実施する。また、町民主体の地域サロンで介護講座を開催できるよう情報提供を行う。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
④	◆認知症地域づくり等運営事業 町内4箇所では毎月1回町民サポーターが中心となり、認知症の人とその家族、町民など誰でも参加できる認知症カフェを開催する。また、認知症サポーター養成講座やフォローアップ講座、ステップアップ講座を福祉関係機関と連携して開催することにより、理解者を増やしてチームオレンジ活動の実現を目指す。	地域包括支援センター 社会福祉協議会

(2) 地域活動リーダー、コーディネーターの育成

地域づくりを継続的に推進するためには、現活動者に加えて新たなリーダー育成も視野に入れた実践が必要となりますが、担い手不足や高齢化により、地域福祉を担う人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。

そのため、学びと実践の継続により人材の育成を推進していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑤	◆生活支援サービス体制整備事業 地域ごとのボランティアを担う方に対して、活動支援や相談を行う。現在、地域で活動するリーダーをフォローする講座は開催しているが、今後は地域活動リーダーを養成する講座を開催する。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
⑥	◆生活支援サービス体制整備事業 地域活動リーダーを育成する講座を実施するとともに、地域づくりワークショップ（生活支援体制整備協議会）に主体的に参加することにより、実践を通して地域活動リーダーやコーディネーターを育成する。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
-	◆岐南町青少年育成町民会議が主催する各事業 町の補助金を活用して、地域における青少年の健全育成運動を学校・家庭・地域の連携により進めている。また、子どもを孤立させないよう、小学校区で特色ある催し物を開催している。	中央公民館
⑦	◆岐南町提案型協働事業 地域の多様な課題を解決するため、新たな発想や手法により、町と協働して主体的にまちづくり事業を行う団体に、一定の条件の下で補助金を交付する。	総合政策課

（３）シニア世代の地域福祉活動への参加促進

少子・高齢化に伴う人口減少が問題となっている現在、シニア世代は社会の担い手として期待されています。定年退職後、大きく変化する生活スタイルが有意義なものとなるよう、定年退職前後の年齢の人を対象としたボランティア養成講座や研修などを開催するとともに、シニア世代がいきいきと活躍できる環境を整備するためのサポート体制を構築していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑧	◆ボランティアセンター運営事業 定年退職世代が生活支援サービスを提供できる担い手として、社会を支える生産活動から地域を支える地域活動にスムーズに移行できるよう研修を行う。地域活動の参加結果は、ボランティア手帳のポイントに付与し反映させる。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
⑨	◆生活支援サービス体制整備事業 シニア世代の知識や技術を地域活動に活かすことができるように、地域づくりワークショップ（生活支援体制整備協議会）において、シニア世代が主体的に考え実践する機会を作る。また、新たな理解者を増やすための講座や啓発活動を行う。	地域包括支援センター 社会福祉協議会

（４）高齢者の能力活用と生きがいづくりの推進

高齢者が地域福祉の担い手として自らの能力を地域社会で発揮するとともに、長い人生経験の中で会得した豊かな知識と経験を地域社会の様々なニーズに活かすという高齢者自身の生きがいづくりの一環として、シルバー人材センターへの会員登録と、就業機会の拡大を支援していきます。また、高齢者向け公民館講座などを開催し、高齢者が元気で健康な暮らしを送ることができるよう、健康づくりや生きがいづくりを推進していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑩	◆シルバー人材センターの活用 退職した高齢者の社会参加の場となるシルバー人材センターの会員登録と就業機会の拡大を支援し、長年培った知識・経験・技能を生かすことで退職後の生きがいを充実させる。	福祉課 シルバー人材センター
⑪	◆岐南いきいき大学 高齢者向け公民館講座で、生涯学習を進める各種講座を開催している。岐阜聖徳学園大学との連携やクラブ・サークルの講師などを利用して、健康や運動、趣味など、高齢者の関心事をテーマに生きがいづくりを推進する。	中央公民館

２ 地域共生の意識づくりの推進

（１）福祉教育の充実

福祉意識の向上を図っていくためには、地域や家庭など身近なところで地道に啓発活動が続けることが重要です。

子どもたちが、学びを地域活動の実践に活かす機会が少なく主体的な活動に結び付いていないため、学校と地域が協働で福祉教育を実践できる機会をつくるよう努めていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑫	◆認知症施策事業 認知症になっても住み慣れた地域で継続して暮らし続けられるよう認知症の理解を目的に、小・中学生及び福祉関係以外で認知症と思われる人と接する機会がある企業を対象とした「認知症サポーター養成講座」の開催を実施する。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
⑬	◆認知症地域づくり等運営事業 「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症などへの理解を促進するとともに、学んだことを地域活動に活かすことが出来るように活動機会の確保と支援を実施する。	地域包括支援センター 社会福祉協議会

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑭	◆福祉協力校事業 小中学校、保育園に、福祉教育の活動としての補助金を交付する。また、補助金の交付とあわせて教育機関の要請に応じて講師派遣、福祉機器の貸出を行う。	社会福祉協議会
⑮	◆学校における福祉教育 「総合的な学習の時間」で、子どもたちが、障害のある人と一緒に学校生活を送ることや疑似体験装具・車いす体験、社会福祉協議会の講話などを通じて、障害者や高齢者に対して理解を深めるとともに、デイサービスセンターなどの社会福祉施設などを訪問、職場体験することで、地域における支え合いの心を育む。	学校教育課

(2) 交流事業による絆づくりの充実

全世界で流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な地域交流が自粛されてきました。今後は、地域の絆を深めるため、自主的、主体的な地域活動の推進を図るとともに、自治会で開催される、清掃活動や夏祭りのイベントなどによる地域の交流活動を支援し、地域の世代間交流を推進していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑯	◆自治会絆づくり交付金による自治会事業活性化 岐南町自治会絆づくり交付金を活用し、自治会が、自主的、主体的な地域活動の推進を図るとともに、清掃活動や夏祭りなど自治会事業を通じて地域の絆づくりを支援する。	総務課

(3) 心のバリアフリーの推進

障害者、高齢者、国籍の異なる人などへの無理解・偏見・差別をなくし、すべての人が地域で共生していくために、人権に対する意識の向上に向けた取組を進めていきます。町民には個人の尊厳や人権の尊重についての広報やイベントにおける啓発などを実施し、また、学校においては教育活動のあらゆる場面で人権についての啓発を行うとともに、障害者と接する機会を増やすなど、相互理解・配慮や思いやりの心を育てていく心のバリアフリーを推進していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑰	◆「ひびきあいの日」の充実 小中学校において、人権講話や紙芝居などの啓発に加え、教育活動のあらゆる場面で人権についての啓発を実施している。また、すべての学校で「ひびきあい活動」の充実を図る。	学校教育課
⑱	◆あいさつ運動 各校で登校時の朝のあいさつ運動や児童会・生徒会主催のあいさつ取組を実施することで、自分から進んで気持ちのよいあいさつができるよう推進する。	学校教育課

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑱	◆人権についての啓発活動 保育園などの施設やイベント会場で啓発活動を行い、広報紙などを用いて周知を図る。	福祉課 人権擁護委員

(4) 社会教育における福祉教育の推進

県や社会福祉協議会、事業者などの関係機関と連携して福祉教育関連の情報を発信し、講座や講習会への参加を促進していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑳	◆手話奉仕員養成講座 手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障害者への理解と交流を深めるとともに、障害者とともに生きる気持ちを育む。また、手話通訳の啓発と手話活動への参加のきっかけづくりとし、ボランティアの育成と活動の強化を図る。	福祉課

(5) 学校を核とした地域づくりの推進

学校運営協議会を核として、町民の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を進めていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
-	◆地域行事での中学生ボランティアの募集 町民運動会や二十歳の集いなどの地域行事への参加やボランティア活動を通して町民とのふれあいを深め、地域の活性化を図る。	中央公民館
㉑	◆学校支援ボランティア事業 福祉教育の推進として、小中学生のボランティア活動に重点を置き、教育活動をはじめ、地域の行事にも参加して積極的に活動する。また、地域の町民は、教育活動や環境整備の支援として、クラブ活動の講師や学校の庭木剪定などの協力を実施する。	社会教育課
㉒	◆Gさうす教室、夏休み子ども教室 授業日の放課後や土曜日に実施するGさうす教室と、夏休みに実施する夏休み子ども教室では、町民が講師を担うことにより、地域の大人と子どもが一緒になって意欲的に活動する場所づくりを行う。	中央公民館

基本目標2 町民が支えあう地域づくりの推進

地域福祉を推進するにあたっては、地域の町民同士の社会的なつながりが重要であり、普段からの声かけや見守り活動がその基礎を築きます。

町民アンケート調査では、近所との関係について4割弱が「会えばあいさつをする程度の人がいる」、2割弱が「ほとんど近所とのつきあいはない」と回答しており、近所との関わりの希薄化がうかがえます。特に、若年層を中心とする世代、単身世帯がその傾向が強くなっています。また、地域における活動の主体である自治会などの活動への参加状況については、参加しているが3割半ばにとどまっているため、自治会活動への参加を促進し、町民同士の交流を深めることができる環境づくりが課題となります。

地域福祉を推進するためにも、町が主動となり、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会など、地域福祉の中核を担う各種団体への加入促進の取組に加え、各種団体への情報提供、研修などの充実を図り、町としての取組を進めていきます。

基本目標を達成するための数値目標

指標番号	項目	現状値 (令和5年度)	目標年度 (令和10年度)	施策の方向性	取組・事業
①	生きがい福祉促進事業参加者数	350人	350人	地域見守り活動の推進	高齢者の社会参加の促進
②	老人クラブ加入会員数	934人	950人※		
③	高齢者等見守り希望者の割合	40.9%	50%		声かけ運動の推進
④	協力関係事業所数	26事業所	30事業所※		高齢者見守りネットワークの推進
⑤	緊急通報装置貸与台数	74台	100台※		地域のサロン活動の促進
⑥	岐南町高齢者はつらつ事業補助金申請団体数	36団体	36団体		
⑦	地域サロンなどの開催回数	432回	504回		
⑧	自治会加入率	76.4%	77.1%	地域活動の支援	自治会活動への参加促進
⑨	地域活動団体間での意見交流会の実施団体数	1団体	3団体		地域活動団体者間の交流
⑩	ボランティアのマッチング件数	24件 75回	30件 90回	ボランティア活動の推進	ボランティア情報提供の充実

指標 番号	項目	現状値 (令和5年度)	目標年度 (令和10年度)	施策の方向性	取組・事業
⑪	地域サロンなどの団体数【自治会ボランティア活動団体】	36 団体	41 団体※	ボランティア活動の推進	ボランティア活動の支援
⑫	岐南町高齢者等支え合い支援事業補助金申請団体数	32 団体	34 団体		
⑬	各ボランティア交流会の開催数	1 回	2 回		ボランティア団体間の交流
⑭	ボランティア連絡協議会活動数	0 回	10 回		

※目標年度時点での累計数値

<施策の方向性>

1 地域見守り活動の推進

(1) 高齢者の社会参加促進

高齢者が「閉じこもり」に陥らないためにも、買い物や散歩による外出のほか、家庭や社会において役割を担い、人と地域とのかかわりによる「生きがい」を見つけられるよう、各種事業の推進を図っていきます。

また、定年延長、コロナ禍など高齢者を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、活動意欲の低下や次世代への引き継ぎが難しく、解散する老人クラブも少なくない現状があります。社会貢献による生きがいづくりと高齢でも気軽に参加できる活動の充実を図るなど、老人クラブ活動を支援していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
①	◆生きがい福祉促進事業 老人体育大会、グラウンド・ゴルフ大会、囲碁将棋大会、余技作品展など、老人クラブと連携し、高齢者の生きがい促進事業を推進する。	福祉課 社会福祉協議会
②	◆老人クラブ活動支援事業（高齢者地域福祉推進事業） 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブ活動を支援し、会員自らの生きがいと健康増進を図るため事業を実施する。	老人クラブ 福祉課

(2) 声かけ運動の推進

回覧板や広報紙の配布時など、機会をとらえて声かけを実施し、高齢者の閉じこもりや高齢者・障害者、子どもへの虐待、ヤングケアラー、DV（配偶者やパートナーからの暴力）、生活困窮者の早期発見に努めていきます。

また、関係機関と連携を図り、地域における要支援者への見守り体制の構築を進めていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
③	◆高齢者等見守り事業 70 歳以上の一人暮らし高齢者などの安否確認、地域活動への参加を促すことを目的とし、地区担当民生委員と共に訪問などにより現況確認を実施する。70 歳到達、家族の異動などで、一人暮らしになった高齢者を対象に、見守り活動についての意向調査を行う。	地域包括支援センター
-	◆地域見守り訪問推進事業 避難行動要支援者・要援護者名簿登録の高齢者などの安否確認、登録名簿作成、民生委員・児童委員と共に訪問などにより現況確認を実施する。	福祉課 社会福祉協議会
-	◆不審者情報メールの配信 携帯メール配信システム（すぐるなど）を利用し、不審者情報があった場合には、保護者へメールで一斉配信し、地域で子どもたちの見守り活動を推進する。	生涯教育課

（３）高齢者見守りネットワークの推進

高齢者の孤立死を防ぐため、配達時などの見守り活動を実施する新規協定事業所の拡大に努め、高齢者見守りを強化していくとともに、緊急通報装置を貸与し、高齢者が安心して暮らせる環境を整備充実していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
④	◆岐南町高齢者見守りネットワーク事業 高齢者と接することの多い新聞販売店などの関係機関が協力し、日常の声かけや見守りの中で、何らかの支援を必要としている高齢者を発見・通報することにより、高齢者の住み慣れた地域で安全、安心した生活を確保する。	地域包括支援センター
⑤	◆緊急通報装置の貸与 65 歳以上の一人暮らし高齢者で身体などに不安のある方を対象に、消防署と通話できる緊急通報装置を貸与し、高齢者が安心して暮らせるよう緊急時に備える。	福祉課

（４）地域のサロン活動の促進

地域の高齢者が、日常的に地域で気軽に集まれる居場所や交流の場である高齢者サロン活動を行うボランティア団体などを支援し、高齢者の外出や仲間づくりを促進していきます。また、地域の高齢者から子どもまで支援の必要な人に対する活動を支援していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑥	◆ボランティアセンター運営事業（高齢者はつらつ事業） ボランティア団体の活動を支援する交付金に高齢者サロン活動に関するメニューを設けることで、地域の高齢者サロンの充実を図る。	地域包括支援センター 社会福祉協議会

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑦	◆ボランティア活動事業 地域ボランティアが中心となりサロン活動を実地しているサロン活動事業から閉じこもり防止や、見守り助け合い活動の推進をする。サロン助成金の交付、サロン運営の支援を実践する。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
-	◆共同募金分配事業 共同募金分配金の活用により、地域のお年寄りから小さな子どもたちまで、支援を必要とする方への福祉活動を実施する。(多世代交流、地域のサロンなど)	社会福祉協議会

2 地域活動の支援

(1) 自治会活動支援の推進

自治会活動を一層充実させるため、活動に関する情報を幅広い層の町民に発信し、興味や参加意欲を高め、実際の活動につながる機会の創出を自治会連合会と連携して図っていきます。

また、「自治会絆づくり交付金」などの財政的支援と併せて引き続き活動の支援を行います。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
-	◆自治会絆づくり交付金及び自治会サポーターの充実 自治会が企画する事業への財政的支援、町職員を各自治会に一人配置し、自治会活動における地域活動のニーズの把握と課題解決に向けた支援を実施する。	総務課

(2) 自治会活動への参加促進

転入者への自治会加入呼びかけや各種イベント時に加入を呼びかけるなど、新規の加入促進活動を自治会連合会と連携して実施し、自治会未加入者に加入のメリットを周知するなど加入を促進し、自治会単位の地域活動を支援していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑧	◆多世代が参加できる事業計画の強化 町民の各世代が気軽に参加できるイベントを実施し、イベント参加を通じて自治会未加入者への加入を促進する。	総務課 自治会

(3) 地域活動団体者間の交流

自治会での課題共有の場としての「自治会の在り方検討会」を開催するとともに、多様な地域活動団体による情報共有を行い、地域での問題解決に取り組むことができるよう、自治会をはじめ、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、老人クラブ、子ども会、地域ボランティア団体などの活動団体間の連携・強化を推進していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑨	◆地域活動団体間での意見交流会の実施 各地域活動団体の活動内容の把握及び互いの課題を相談し合う場所を提供する。	総務課

3 ボランティア活動の推進

(1) ボランティア情報提供の充実

現在のボランティア団体の活動状況やボランティア講座・研修会の開催情報、ボランティア活動の相談など、町の広報紙やホームページ、社会福祉協議会の広報紙など様々な媒体を活用し、積極的に情報提供を図っていきます。

また、ボランティア相互の交流や情報共有など、交流事業の充実を図り、地域活動を支援していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑩	◆ボランティアセンター運営事業 地域のボランティアの支援・育成の部分に重点を置き、積極的に活動をしやすくするために、ボランティアセンターを設置し、ボランティアのマッチング、災害ボランティアの訓練、ボランティア講座の開催などを実施する。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
ー	◆ボランティア団体支援 町内のボランティア団体相互の情報交換や、交流を図るためホームページなどでの情報提供や交流事業などを行う。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
ー	◆ボランティアセンター運営事業 地域のボランティア活動や社会参加など積極的に推進するためにボランティアセンター及びボランティアコーディネーターを設置し、地域ボランティアの育成や活動支援を行う。	地域包括支援センター 社会福祉協議会

(2) ボランティア活動の支援

地域共生には、住民主体の地域での助け合い活動が重要であるため、自主的な活動が継続できるように、新たな担い手の参加を促進する必要があります。そのため、新たな活動者の養成講座、ボランティアを必要とする個人や団体とボランティア活動団体をつなぐコーディネートなど、ボランティア活動を総合的に支援するボランティアセンター窓口を町と社会福祉協議会で実施していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑪	◆ボランティアセンター運営事業（岐南町高齢者等支え合い体制づくり支援事業） 自治会単位で構成されたボランティア団体などの活動に対し交付金を交付し、継続的に活動ができるよう支援する。	地域包括支援センター
⑫	◆ボランティアセンター運営事業（岐南町高齢者等支え合い体制づくり支援事業） 町民により構成されたボランティア団体の見守り、助け合い活動などに対し助成金を交付し、継続的に活動ができるよう支援する。	地域包括支援センター 社会福祉協議会

(3) ボランティア団体間の交流

ボランティアのネットワークのさらなる充実や周知、各団体が交流できる機会を充実するなど、ボランティア団体間の連携が深まる環境づくりを進めていきます。

また、ボランティア連絡協議会の機能強化を図っていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑬	◆生活支援コーディネーター設置事業 生活支援体制整備協議会や講座、ワークショップを行い、ボランティア団体の交流を促進する。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
⑭	◆ボランティアセンター運営事業 講演会やワークショップ、交流会の実施により、活動者の交流機会を作るとともに、ボランティア連絡協議会を機能させることにより、活動者がつながり情報共有しながら地域づくりを推進する仕組みを作る。	地域包括支援センター 社会福祉協議会

基本目標3 福祉サービスを利用しやすい環境づくりの推進

町民が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らすためには、一人ひとりに寄り添った福祉サービスの充実が不可欠となります。

町民アンケート調査では、岐南町の保健・福祉施策として今後重要な取組は、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」が第1位にあげられており、保健や福祉に関する情報提供が重要視されています。また、地域での福祉活動を推進していくうえで町民と行政との関係性については、「福祉サービスの充実のために、町民も行政も協力し合い、ともに取り組む（協働）べきである」が4割強と最も多くなっており、町民と行政が協働することを重要視している人が多くみられます。

町民が安心して暮らせるよう、情報提供や相談体制、各種福祉サービスを充実するとともに、保健・福祉が連携したサービス提供体制に取り組み、誰もが福祉サービスを利用しやすいしくみづくりを進めていきます。

基本目標を達成するための数値目標

指標 番号	項目	現状値 (令和5年度)	目標年度 (令和10年度)	施策の方向性	取組・事業
①	子育てハンドブック 配布冊数	250冊	250冊	福祉サービス に関する情報 提供の充実	福祉サービス に関する情報 提供
②	デジタル受信機戸別 設置（切替）台数	5,500台	7,500台※		
③	スマートフォン講座 回数	144回	170回		
④	総合相談（介護、福 祉、医療）の相談件 数	770件	840件		福祉制度や医 療制度に関す る情報提供
⑤	町公式ホームページ 福祉情報へのアクセ ス数の増加	1,176件	1,400件		ホームペー ジの充実
⑥	地域包括支援センタ ーの相談窓口への総 合相談件数	2,978件	3,000件	包括的な相談 体制の充実	地域包括支援 センターなど の相談体制の 充実
⑦	親子教室の利用組数	149組	200組		子育て相談の 充実
⑧	発達相談の相談組数	139組	100組		
⑨	乳幼児に関する相談 件数	344件	300件		
⑩	乳児家庭全戸訪問率	99.2%	100%		
⑪	産後サポート事業利 用組数	62組	60組		
⑫	民生委員児童委員へ の相談支援件数	452件	500件		民生委員児童 委員活動の周 知

指標 番号	項目	現状値 (令和5年度)	目標年度 (令和10年度)	施策の方向性	取組・事業
⑬	障害者相談窓口の利用者数	103 人	110 人	福祉サービスの充実	各種相談事業の利用促進
⑭	心配ごと相談所の相談日開催日数と相談人数	51 日 94 人	52 日 96 人		
⑮	外出支援サービス事業利用者数	5 人	10 人		高齢者・障害者サービスの充実
⑯	福祉貸出機器と貸出台数	車いす 25 台 介護ベッド 5 台	車いす 25 台 介護ベッド 5 台		
⑰	コミュニティバス運行事業年間利用者数	(令和4年9月～令和5年3月) 4,560 人	29,200 人		
⑱	コミュニティタクシー運行事業年間利用者数	1,521 人	1,700 人		
⑲	子育て短期支援事業利用件数	0 件	3 件		子育てサービスの充実
⑳	認定子ども園・保育園の待機児童数	0 人	0 人		
㉑	学童保育の待機児童数	0 人	0 人		
㉒	幼児発達支援会議・発達支援事業研修会の実施回数	会議 2 回	会議 2 回 研修会 1 回		保健・福祉に携わる職員の資質の向上
㉓	障害者総合支援協議会開催回数（協議会・専門部会含む）	3 回	4 回		保健・医療・福祉などの連携強化
㉔	在宅医療・介護連携推進協議会及び各部会の開催数	8 回	8 回		
㉕	サービス事業所への研修回数	0 回	5 回		第三者評価事業の促進

※目標年度時点での累計数値

1 福祉サービスに関する情報提供の充実

(1) 福祉サービスに関する情報提供

福祉サービスに関する主な情報入手先としてあげられる広報紙やホームページ、SNSに、丁寧でわかりやすい事業説明とともに、具体的な事例紹介などの情報を多く提供していきます。

また、福祉ガイドや子育てハンドブックなどの各種ガイドブックを通じた情報提供のほか、誰もが支障なく情報取得できるよう、情報提供の充実を図っていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
①	◆子育てハンドブック作成 妊娠期から子育て期の福祉医療、各種手当（貸付）など、子育てに関する各種制度やサービスの基本情報をまとめた冊子を作成し、母子健康手帳発行時及び転入時の子育て家庭に配布する。	子ども安心課 子育て世代包括 支援センター
②	◆防災行政無線による情報提供 災害予防や気象情報の伝達を行う防災行政無線を、平常時には情報伝達ツールとして活用し、行政情報の広報を行う。	総務課
③	◆LINEによる情報提供、活用促進のためのスマホ教室 即時性のある情報発信にはSNS（LINEなど）が効果的であり、全国展開型や公民館講座のスマホ教室で、SNSの活用を促進する。	デジタル推進室

(2) 福祉制度や医療制度に関する情報提供

高齢者への福祉に関する情報提供に際しては、地域包括支援センターや民生委員・児童委員の訪問によるチラシ配布など、わかりやすい手法にて行っていきます。

また、家族介護教室などを開催し、介護保険の利用の仕方や介護施設見学などを引き続き実施していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
④	◆総合相談事業 高齢者の保健、医療、福祉に関する電話、来庁、訪問による相談事業で、福祉制度や医療制度についての情報を提供する。	地域包括支援センター

(3) ホームページの充実

福祉制度や福祉サービスなど各種情報を掲載する町のホームページについて、情報の探しやすさに配慮し、より詳細な情報提供及びウェブアクセシビリティの向上に努め、誰にとっても利用しやすく、分かりやすいサイトとしていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑤	◆町公式ホームページ「ぎなんねっと」の運用 年齢的、身体的条件に関わらず誰もが利用しやすいホームページにするため、文字の拡大機能・ふりがなの表示・音声読み上げ機能などのアクセシビリティに考慮する。	デジタル推進室

2 包括的な相談体制の充実

(1) 地域包括支援センターなどの相談体制の充実

社会情勢の変化などにより、8050問題やダブルケアなど、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しており、地域包括支援センターや民生委員・児童委員に対する相談件数は増加し、より専門的で細やかな対応が求められています。

そのため、問題が深刻になる前に、気軽に相談できる窓口として、町や社会福祉協議会の広報紙やホームページで周知するとともに、事例研究や研修などによって知識を高めていきます。また、関係機関との情報共有と連携により、適切なサービスや支援につなげていけるよう、包括的な相談体制の充実を図っていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑥	◆総合相談事業 高齢者が増加していくとともに相談内容も複雑化・複合化していくことから、地域包括支援センターでの相談体制の充実を図る。	地域包括支援センター

(2) 子育て相談の充実

子育て中の親たちの子育てに対する不安を和らげ、また、子育て家庭の「育児の孤立化」が起こらないために、妊娠期から子育て期までの様々な相談に対応する窓口が必要となります。

本町でも、各小学校区で実施している子育てサロン、子育て経験豊かなコンサルタントや保育士が常駐し行う子育ての悩みなどの相談、また、助産師・保健師が自宅を訪問し、相談に応じる乳児家庭訪問などを行っています。

引き続き、安心して子どもを産み、育てることができる環境整備を図っていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑦	◆発達支援事業（親子教室） 子どもの発達や育児に不安がある親子を対象に、遊びを通してコミュニケーション能力を高め自己肯定感を育むことを目的とした保育を実施する。	子ども安心課 子育て世代包括 支援センター
⑧	◆発達支援事業（発達相談） ねぎっこ相談（発達相談とこころ相談）として、臨床心理士が個別相談を実施し、子どもの発達の他、子育ての幅広い悩みに対応する。	子ども安心課 子育て世代包括 支援センター
⑨	◆乳幼児相談 育児不安や育児補完機能へのニーズが増大する状況から家族への育児支援を目的として育児に関する適切な情報の提供や育児方法に関する指導などを行う。	健康推進課
⑩	◆乳児家庭全戸訪問 乳児の健康と良好な発育を確保するため、生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭へ訪問を実施し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける。	健康推進課
-	◆地域子育て支援拠点事業（子育てサロン） 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う。地域の子育て機能の充実を図り、子育ての不安感などを緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	子ども安心課 子育て世代包括 支援センター
⑪	◆産後サポート事業 子育てに関する悩みに対して、保健師、助産師などの専門職が不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を実施。（専門的知識やケアを要する相談は除く。）出産後の身体的安定・心理的安定のための相談、支援、仲間作りを行う。	子ども安心課 子育て世代包括 支援センター

（３）民生委員・児童委員活動の周知

民生委員・児童委員の活動は、地域の子どもや一人暮らし高齢者などの見守り、身近な生活の問題や困りごとの相談に対応できるように知識を深めるとともに、困っている人を町や福祉の専門機関につなげる活動を行っていきます。このような、地域のためのボランティア活動といった取組を、広報紙やホームページに掲載していくとともに、地域の一番身近な福祉の相談窓口として積極的に支援を図っていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑫	◆民生委員・児童委員活動の周知 民生委員・児童委員は、担当地域において子どもや一人暮らし高齢者の見守りや、子育て、介護、経済的困窮など町民の心配ごとの相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、専門機関とのつなぎ役になっている。	福祉課 民生委員・児童 委員

(4) 各種相談事業の利用促進

「心配ごと相談所」や「消費生活相談会」など専門相談員による相談会を実施しています。相談所開設については、相談員の紹介や具体的な相談解決事例など、様々な関連情報とともに広報紙やホームページに掲載することにより、利用を広く呼びかけ、気軽に利用できる体制を推進していきます。

また、相談内容に応じて町や社会福祉協議会など関係機関で連携し、不安を抱える方の支えとなり、安心して暮らせるよう支援していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑬	◆障害者相談窓口 障害者（児）やその家族の悩みや困りごとの解決と、就労を希望する方への支援を行う。基幹相談支援センターや相談支援事業所による訪問、来所、電話にて対応する。	福祉課
⑭	◆心配ごと相談所事業 人権擁護委員、弁護士などの協力のもと相談所を開設し、町民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行うことで福祉の増進を図る。	福祉課 社会福祉協議会

3 福祉サービスの充実

(1) 高齢者、障害者サービスの充実

できる限り住み慣れた地域でその人らしい生活ができるように、介護保険サービスや障害福祉サービスなど、より良質で適切なサービスが利用できるよう、サービス提供事業者への指導・監督に努めるとともに、制度の周知を図るなど、利用促進につなげていきます。

また、サービス利用者からの声を的確に捉え、支援を必要とする利用者に適切なサービスの提供ができるよう、体制整備を図っていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
-	◆地域生活支援事業 移動の支援を目的とした移動支援事業、訪問による居宅での入浴を目的とした訪問入浴サービス、日中における活動の場を確保し家族の一時的な休息を目的とした日中一時支援事業などの事業を行う。	福祉課
⑮	◆福祉車両貸出事業（外出支援サービス事業） 車いす利用者の病院受診、買物、旅行などの外出を支援するため、車いすのまま乗降できる福祉車両の貸出を行う。	社会福祉協議会
⑯	◆福祉機器貸出事業 福祉機器（車いす・介護ベッド）が必要な方に対して、介護保険などの利用ができない場合、一時的に貸与することにより、外出や日常生活を支援する目的で実施している。	社会福祉協議会

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑰	◆コミュニティバス運行事業 高齢者をはじめとする交通弱者の日常生活における買い物や通院、通勤・通学の移動手段の確保のため、コミュニティバスを運行する。	経済環境課
⑱	◆コミュニティタクシー運行事業 77 の停留所（うち町外は「笠松駅」と「松波総合病院」）を有する区域運行デマンド型乗合タクシーを運行する。	経済環境課

（２）子育てサービスの充実

共働き家庭が増加傾向にあり、保育サービスをはじめ、就学後の学童保育の実施やファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業などの利用ニーズが高まっています。

また、利用者のニーズに応じてサービスが利用できるよう関係機関と連携を図り、提供体制の確保に努め、今後も積極的に子育てのしやすい環境整備を図っていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
-	◆ファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業 児童福祉の向上を図るため、「育児の援助を行いたい者」及び「育児の援助を受けたい者」を会員としてはしま広域ファミリー・サポート・センターを組織。会員間による育児の相互援助活動を支援する。	子ども安心課
⑲	◆子育て短期支援事業 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上などの理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。短期入所生活援助「ショートステイ」と夜間養護「トワイライトステイ」がある。	子ども安心課 子育て世代包括 支援センター
⑳	◆教育・保育の提供体制の充実（認定こども園・保育園） 町内の一部保育園において、幼稚園、保育所の機能を備え、保護者の就労の有無にかかわらず受入れる認定こども園に移行し、教育・保育を一体的に提供する。また、従来の保育園は、保護者が日中就労や疾病により、家庭で保育できないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施する。	子ども安心課
㉑	◆放課後児童健全育成事業（学童保育事業） 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る。	子ども安心課
-	◆病児・病後児保育事業 病気又は病気の回復期で、保育所などで集団生活が難しく、かつ保護者の勤務など、やむを得ない事情により家庭保育ができない時に児童を預かり保育する。	子ども安心課

(3) 保健・福祉に携わる職員の資質の向上

保健や福祉に関わる職員については、資質向上を図るために、関係分野の研修会を積極的に実施するとともに、職員同士の連携や情報の共有化に努めていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
②	◆幼児発達支援会議・発達支援事業研修会 保育園などと連携を図りながら、お子さんに対する継続的な支援や幼児期から小学校への切れ目ない支援を実施する目的。発達支援に携わる関係職員の資質の向上を図る目的。	子ども安心課 子育て世代包括 支援センター

(4) 保健・医療・福祉などの連携強化

困りごとを抱えた方への迅速かつ適切な対応のためには、町、医療機関、他の行政機関、民生委員・児童委員、サービス事業者などが相互で日常的につながりを作っておくことが重要となります。

めまぐるしく社会情勢とニーズが変化していく中で、迅速かつ適切な対応ができるよう支援体制を整え、引き続き必要な関係分野、多様な主体との連携強化を図っていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
③	◆基幹相談支援センター運営事業 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止などの相談などの業務を総合的に行う。	福祉課
④	◆在宅医療・介護連携推進協議会 医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスを提供する体制構築に係る方策などを協議する。	保険年金課 地域包括支援センター

(5) 第三者評価事業の促進

介護保険サービス利用者が、適切な事業所を選択するには、利用者の立場に立ち、必要な情報を効果的に提供することが重要となります。

介護保険における地域密着型サービス事業所が第三者評価を受けると、自らの普段実施しているサービスについて、事業運営上の課題を明確にすることができるとともに、評価の公表によって利用者などからの信頼の獲得とサービスの質の向上が図られるなどのメリットがあるため、積極的に事業所に導入促進を図っていきます。

また、多様なサービス提供者の支援も必要となるため、サービス事業者への研修なども併せて実施していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
②⑤	◆地域密着型サービス事業所の外部評価の公表 町内にある地域密着型サービス事業所から提出された外部評価結果、評価内容を町民に公表することにより、事業所選択の際の情報として活用している。	保険年金課

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていきたいと考えています。そのため、高齢化とともに認知症を患ったとしても、必要な支援やサービスを利用しながら、権利が擁護される環境づくりが望まれます。また、生活困窮者支援、再犯防止の取組、防犯・防災の取組など地域には様々な課題があります。

町民アンケート調査では、成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業の認知度は高いとはいえ、一層の向上を図る必要があります。また、暮らしの中での悩みや不安については、「地震・台風など災害時の問題」は、「自分の健康」「家族の健康」について第3位にあげられており、災害時の対応への関心が高いといえます。

こうした結果を踏まえ、すべての人の人権が尊重される環境づくり、課題を抱える人が地域の中で孤立しない環境づくり、防災・防犯の対策、生活困窮支援の必要な人の経済的自立の促進、犯罪被害者支援など、地域が一体となって誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

基本目標を達成するための数値目標

指標 番号	項目	現状値 (令和5年度)	目標年度 (令和10年度)	施策の方向性	取組・事業
①	権利擁護の相談件数	56件	60件	権利擁護事業の充実（成年後見制度利用促進計画）	日常生活自立支援事業の周知と利用促進
②	評価・モニタリング件数	2件	必要時に半年に1度実施		
③	ケアマネジメントに関する勉強会の開催回数	6回	6回		ケアマネジメントの推進
④	町民対象の成年後見制度に関する講座の開催回数	0回	1回		成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）
⑤	生活福祉資金貸付事業（相談件数・貸付件数）	相談件数 67件 貸付件数 2件	相談件数 67件 貸付件数 2件	就労支援・生活困窮者対策の充実	生活困窮者支援の充実
⑥	生活一時金貸付事業（相談件数・貸付件数）	相談件数 28件 貸付件数 13件	相談件数 28件 貸付件数 13件		
⑦	自立相談支援窓口の受付件数	18件	25件		
⑧	子どもの学習支援事業利用者数	12人	12人		
⑨	生活困窮者自立支援事業支援件数	28件	28件		

指標 番号	項目	現状値 (令和5年度)	目標年度 (令和10年度)	施策の方向性	取組・事業
⑩	自治会による防災訓練実施回数（総合防災訓練を除く）	2回	34回	地域の防災・防犯活動の推進	地域ぐるみによる防災活動の推進
⑪	地域防災リーダー育成講座の受講者数	0人	30人		人材の確保とボランティアの連携
⑫	赤十字奉仕団活動の65歳以上の団員構成率	96%	87%※		災害時要援護者避難支援制度、避難行動要支援者制度の推進
⑬	災害対策基本法に基づく個人情報外部提供同意者数	132人	200人※		地域の見守り活動の推進
⑭	各種団体にFAXによる「安全・安心メール」の送信率	50%	75%		
⑮	歩道整備済道路のバリアフリー化整備率	20%	30%※	ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	道路や公共施設などのバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

※目標年度時点での累計数値

< 施策の方向性 >

1 権利擁護事業の充実（成年後見制度利用促進計画）

（1）日常生活自立支援事業の周知と利用促進

「日常生活自立支援事業」は、判断能力や日常生活に不安のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用や公共料金などの支払いの援助を行っています。

サービス利用者は、症状の改善が難しく、長期的な支援が必要となるケースが多いことから、自立に向けて半年に1度は生活状況を把握（モニタリング・評価）し、継続的な支援につなげます。また、専門員の確保を図るとともに、事業の周知と利用の促進に努めていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
①	◆総合相談事業 電話・来庁・訪問による相談時に、必要に応じて日常生活自立支援事業に関する情報提供を行う。	地域包括支援センター

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
②	◆日常生活自立支援事業 判断能力が不十分な人に対し、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス・書類などの預かりサービスを行い、地域において自立した生活が送れるよう支援する。(県社協委託事業)	社会福祉協議会

(2) ケアマネジメントの推進

高齢者や障害者が人間としての尊厳ある人生と生活を送れるよう、自己決定と自立という権利を尊重しながら、本人の生活状況や家族などの生活も考慮し、保健・医療・福祉など様々なサービスを活用できる支援の推進を図っていきます。また、今後増加が見込まれる8050問題などの複雑化、複合化する課題に対応できるよう、研修や事例検討会を実施し、ケアマネジャーの資質向上を支援していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
③	◆包括的・継続的ケアマネジメント事業 介護保険サービスを利用する方が質の高い安心したサービスが利用できるように、当該制度における介護サービスの提供に関する支援を行うケアマネジャーの資質向上を目的とした研修の実施及び高齢者などの自立支援に向けた質の高いケアプラン作成を目的とした事例検討会を開催する。	地域包括支援センター

(3) 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）

認知症高齢者や知的障害者など自己決定能力が低下している人の権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度の利用が必要となります。

そのため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいて、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図っていきます。

現状をみると、少子高齢化の進行とともに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、認知症などで判断能力が不十分となった人を家族だけで支援することは難しく、また、知的障害者や精神障害者の親亡き後の生活に不安を抱える人がいる状況がある一方、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度が利用されていないことから、制度の周知を図るとともに、利用者の生活を守り権利を擁護していく意思決定支援や身上保護の福祉的な視点も重視し、メリットを実感できる制度・運用とすることを基本とし利用を促進する必要があります。

このような状況を踏まえ、保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに、司法も含めた連携、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を検討するとともに、権利擁護に関する支援の必要な人の早期発見・支援が行える体制づくりを推進していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
④	◆総合相談事業における制度の周知 認知症などの相談時に、家庭裁判所が作成しているパンフレットを用いて成年後見制度について説明する。	地域包括支援センター
-	◆成年後見制度の周知 成年後見制度についての認知度が低いことから、制度の内容や利用方法について、広報誌やホームページ、SNSなどを活用した周知・啓発を行います。	福祉課
-	◆地域連携ネットワークの整備 医療・福祉・地域の関係者や法律の専門家などが連携し、権利擁護が必要な人の早期発見・把握、相談支援、成年後見制度の利用支援を行えるよう、地域連携ネットワークを整備します。	福祉課

2 就労支援・生活困窮者対策の充実

(1) 生活困窮者支援の充実

生活困窮者には複合的な課題を抱える場合も多く、経済的困窮の背景の一つとして、社会的孤立や孤独、社会的排除が重なり「制度の狭間」に置かれているケースもあります。

町が有する情報を基に、関係機関との連携を図りながら、様々な課題を抱える生活困窮者の早期把握に取り組み、子どもの貧困対策も視野に入れながら、地域において自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じて支援していきます。

また、経済的自立を促進するためにも、幅広い年齢層の町民に対し、就労に関する情報を提供していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑤	◆生活福祉資金貸付事業 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする。(県社協委託事業)	社会福祉協議会
⑥	◆生活一時金貸付事業 生活困窮世帯に対して、他の法令などの援助を受けるまでの期間又は必要な資金の融通を他から受けることが困難な場合、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、その急場を援護する。	社会福祉協議会
⑦	◆生活困窮者自立支援事業の周知 生活困窮者に対する各種支援について、支援内容、事業所などの周知に努め、早期の相談・自立の支援につなげて行く。	福祉課 社会福祉協議会
⑧	◆子どもの学習支援事業 学校以外での学習機会がなく、学習内容が分からず学ぶ意欲をなくし、学力が十分身に付かないという新たな貧困問題に対し、学習支援ボランティアによる学習支援を実施する。	社会福祉協議会

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑨	◆生活困窮者自立支援事業 生活保護に至っていない生活困窮者に対し、自立と尊厳の確保をする とともに支援を通じた地域づくりを構築するために、県社会福祉協議 会と協力し、相談受付、事業の広報・周知、社会参加と就労機会の提 供などを実施する。	社会福祉協議会

3 再犯防止の取組の推進（再犯防止推進計画）

（１）再犯防止の推進

再犯防止推進計画に基づき、犯罪などから立ち直ろうとする人の自立や社会復帰に向
けて、就労や住居の支援について、関係団体などとの連携を図り、再犯防止に努めてい
きます。

（２）犯罪をした人の人権についての啓発

犯罪をした人に対する差別的言動などの人権問題を未然に防ぐため、意識啓発を行っ
ていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
－	◆町民の理解を得るための啓発活動 犯罪被害者への十分な配慮をした上での加害者支援に対する町民の理 解を得る啓発活動を実施する。	福祉課

（３）保護司会への活動支援

地域において犯罪をした人の指導・支援にあたる保護司との情報共有や連携を強化す
るとともに、国、県、関係団体など、関係機関との連携を図ります。また、保護司の地
域における更生保護活動に対する支援を行っていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
－	◆保護司会に対する活動支援 地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行少年たちの 立ち直りへの援助や助言指導を行う保護司会への活動に対する支援を 実施する。	福祉課

(4) 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と立ち直りを支えるための「社会を明るくする運動」を通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進するとともに、広報紙による広報・啓発活動を推進していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
－	◆社会を明るくする運動 保護司会、警察などと社会を明るくする運動の一環として防犯パレードを実施し、犯罪や非行の防止と更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な明るい地域社会を築くための啓発活動を実施する。	福祉課 保護司会

(5) 地域の支援ネットワークの構築

犯罪をした人が地域で安定して生活するためには、地域における各種行政サービスが必要となるため、支援ネットワークの構築に努めていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
－	◆関係機関との連携強化 再犯防止に向けた取組をより効率的で効果的なものとするためには、刑事司法と医療・福祉と教育などの垣根を越えた連携が必要不可欠なため、ネットワークの構築を目指す。	福祉課

4 地域の防災・防犯活動の推進

(1) 地域ぐるみによる防災活動の推進

住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、災害時や緊急時に安心できる防災体制の整備や、安否を確認し合える地域ぐるみの支援体制が必要です。

地域の防災力向上には、町民一人ひとりが防災に関する正しい知識と、平常時からの地道なコミュニティ活動の積み重ねが大切であることから、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自覚のもと、地域の自主防災組織を中心とした防災活動を支援していきます。

また、地域の防災訓練に中学生の参加を呼び掛け、地域に貢献する体験を通して、早い段階から防災意識の醸成を図っていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑩	◆防災訓練の強化 自治会主催の防災訓練メニューを町が提案強化し、自治会長と訓練内容を協議して訓練を実施することで、自主防災意識の向上を目指す。また、町の総合防災訓練を合同で実施することで、自助・共助について意識の高揚を図る。	総務課 自治会
-	◆中学生の防災訓練参加 自治会の防災訓練に中学生が参加し、地域での役割を知るとともに、自治会長や民生委員・児童委員と一緒に災害図上訓練(DIG)を通して地域の災害弱者への配慮や中学生としてできることを学ぶ。	社会教育課

(2) 人材の確保とボランティアの連携

防災や危機管理に関する知識・技術を身につけ、地域防災の担い手となる地域防災リーダー育成講座などを開催し、人材の育成を図っていますが、町民、関係団体の受講者が少ないため、広報紙やホームページなどによりさらなる周知に努めていきます。また、地域の町民や自治会、民生委員・児童委員などと連携を図りながら要援護者支援活動を推進するとともに、避難所での介助などの人材確保を図るため、ボランティア団体、NPOなどとの連携に努めていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑪	◆地域防災リーダー育成講座の実施 地域防災リーダー育成講座を開催し、地域防災の担い手となる防災リーダーを育成し、地域防災の強化を図る。	総務課
⑫	◆赤十字奉仕団活動 災害時における応急救助、災害時の復旧援護を要する人への奉仕、一人暮らし高齢者の訪問活動、炊き出し訓練を実施する。	赤十字奉仕団 福祉課

(3) 災害時要援護者避難支援制度・避難行動要支援者制度の推進

大規模災害時に、要援護者・要支援者の安否確認や避難誘導などを速やかに行うため、「災害時要援護者避難支援制度」や「避難行動要支援者制度」を広報紙やホームページ、回覧板を通じて、制度の普及啓発を図るとともに、配慮を必要とする人が安心して避難生活ができるよう、避難所の整備に努めていきます。

また、いざというときに制度が目的とする機能を果たせるよう、地域の防災訓練時など平常時から安否確認や避難の手助けにつながる活動を推進していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑬	◆避難行動要支援者制度 災害対策基本法に基づき、災害時に自分で避難することが困難な方を対象に、事前に自治会長や民生委員・児童委員に名簿を提供し、迅速な避難を確保する。	総務課

(4) 地域の見守り活動の推進

子どもたちのあいさつ運動と併せて、町民による交通安全活動や防犯活動が展開され続けるよう啓発を図っていくとともに、子ども見守り隊などのボランティア団体と情報共有をより強化し、安全な地域づくりを推進していきます。

また、犯罪防止や犯罪被害の予防に関する広報活動を実施し、町民の防犯意識を向上させ、「安全・安心メール」を活用し、不審者情報などの迅速な情報発信により、被害発生を抑止に努めていきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑭	◆子ども見守り隊や各種防犯団体の連携強化 登下校時における生徒、児童の安全を確保するため、学校、PTA、地域の子ども見守り隊などと協力する。また、青色防犯パトロールを積極的に推進し、地域の安心・安全活動の強化を図り、犯罪防止や予防に対する広報を推進するとともに、不審者情報も迅速に提供する。	総務課 学校

5 ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

(1) 道路や公共施設などのバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

施設整備時には、高齢者や障害者、子育てをする人など誰もが快適に不自由なく、安心して利用できるような確かなニーズ把握のもと、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、今後も引き続きバリアフリー化を促進していきます。

指標 番号	主な事業と概要	主な実施主体
⑮	◆都市計画道路・街路整備事業 高齢化社会が進むなかで、誰もが安全で安心して道路（街路）を利用できるよう段差の解消、勾配の緩和、点字ブロックによる視覚障害者への歩行補助などの整備を促進する。	土木課

第5章 計画の推進に向けて

1 町民・事業者・行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、町民をはじめとして民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア、NPO、福祉団体、事業者などと行政とのパートナーシップに基づき協働し、支え合うことにより実現します。

特に、町民は、住み慣れた岐南町を地域全体でよりよくしていく地域福祉の主体的な担い手として期待されています。計画策定後、本町は町民の主体的な参画と福祉関係事業者の協働のもと、地域での各種福祉活動や交流活動の支援などに継続的に取り組んでいくとともに、町民、事業者、社会福祉協議会などがそれぞれの立場や役割のもとでお互いに支え合い、連携して計画を推進していきます。

(1) 個別計画における庁内連携

本計画は、岐南町総合計画のもと、福祉分野を具体化する計画であり、健康、子育て、障害、高齢者における審議会を通じて、福祉分野の各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう整合を図り推進していきます。また、地域福祉は、保健福祉はもとより、防災、防犯、さらにはまちづくりなど広範多岐にわたる取組が必要です。そのため、それぞれの分野における個別計画に対して、地域福祉の視点から積極的に個々の施策との連携を図り推進していきます。

(2) 事業者、関係機関などとの協働

本町はこれまでも事業者、関係機関との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も機会あるごとに、協働の立場で意見を聴きつつ、本計画を推進していきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を支える役割を担っています。また、本計画を踏まえた地域に密着した生活課題の解決に向けて、具体的な取組を実施することが期待されます。

今後、一層の連携強化を図り、本町との役割分担を明確にしつつ、各事業の推進体制を整備していきます。

2 計画の普及・啓発

地域福祉は、行政、町民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるすべてのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。このため、町民をはじめ、関係団体などに本計画の周知を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

また、概要版や広報、ホームページ、各種イベントなどを通じて、本計画の普及・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図っていきます。

3 計画の点検・評価

本計画を推進していくにあたり、地域福祉計画について、定期的に実施状況の点検や評価を行い、社会状況の変化などにより見直しが必要な場合には、取組内容の見直しを行っていきます。

具体的には、各施策の目標の実施主体に対する毎年の進捗状況の確認を行い、町のホームページなどで公表していきます。

第6章 資料編

1 策定経過

期 日	項 目	内 容 等
令和5年3月2日	第1回岐南町地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画について 計画策定スケジュールについて アンケート調査について
令和5年 3月8日～3月24日	一般町民対象アンケート調査	18歳以上の町民1,500人を無作為抽出
令和5年 4月6日～5月22日	福祉団体対象アンケート調査	町内で活動している福祉関係団体90団体
令和5年 4月21日～5月15日	民生委員・児童委員対象アンケート調査	町内で活動している民生委員・児童委員51人
令和5年7月3日	ワークショップ開催	24人参加
令和5年10月12日	第2回岐南町地域福祉計画策定委員会	アンケート調査結果の報告について ワークショップの報告について 地域福祉計画骨子案について
令和5年12月26日	第3回岐南町地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画素案について パブリックコメントによる意見募集について
令和6年 1月29日～2月27日	パブリックコメント実施	
令和6年3月4日	第4回岐南町地域福祉計画策定委員会	パブリックコメントの結果報告について 第4期岐南町地域福祉計画の決定について

2 岐南町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成21年3月24日

告示第20号

（設置）

第1条 誰もが安心して暮らすことができ、地域で共に支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進するために、幅広い地域住民や事業者などの参加と協働のもとに、福祉社会を実現することを目的とし、岐南町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 策定委員会は、次に定める事項を所掌する。

- （1） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）に関する関係研究及び立案
- （2） 計画の推進及び見直しに関すること。
- （3） その他地域福祉活動に関する必要な事項

（組織）

第3条 策定委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 福祉部長
- （2） 福祉土木委員会委員長
- （3） 自治会連合会長
- （4） 民生委員児童委員協議会会長
- （5） 老人クラブ連合会会長
- （6） 識見を有する者
- （7） 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

3 策定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長は策定委員会を総括する。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

（任期）

第4条 委員の任期は、当該計画策定の終了するまでの間とする。ただし、任期中であっても、在任する職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 策定委員会の会議（以下「委員会」という。）は必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員会は、会議内容によって、一部の委員により開催することができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成21年1月29日から適用する。

附 則（平成25年告示第58号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第28号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 岐南町地域福祉計画策定委員名簿

(1) 策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	氏 名	岐南町地域福祉計画策定 委員会設置要綱 第3条第2項適用	備 考
福祉土木委員会委員長	長谷川 淳	第2号	R5.9.22～
自治会連合会会長	杉江 春次	第3号	R5.4.1～
民生委員児童委員協議会会長	杉江 功	第4号	
老人クラブ連合会会長	片桐 秀明	第5号	R5.4.1～
岐南町社会福祉協議会会長	岩田 恵司	第6号(社会福祉に関する 活動を行う者)	副委員長
岐阜協立大学准教授	後藤 康文	第6号(学識経験のある者)	委員長
福祉部長	中村 宏泰	第1号	
(任期：令和5年3月1日から令和6年3月31日まで)			

(2) 事務局名簿

役 職	氏 名	備 考
福祉課 課長	大屋 典央	
主幹	仲村 哲也	
係長	堀 慎一郎	

4 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

アドボケイト

権利表明が困難な子ども、寝たきりの高齢者、障害者など、本来個々人がもつ権利を様々な理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護する人のこと。

NPO (Non-Profit Organization)

営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

か行

共創

異なる立場や業種の人・団体が協力して、新たな商品・サービスや価値観などをつくり出すこと。

協働

住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

緊急通報装置

利用者が本体やペンダント型送信機のボタンを押すことにより、自動的に消防署と通話できる装置で、一人暮らし高齢者のうち利用希望者に貸与している。

ケアマネジメント

社会的な介護を必要とする人々に対して、日常生活を営むために、必要に応じて多様なサービスを適切かつ効果的に利用できるように支援を行うこと。

権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障害のある人や認知症高齢者などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

心のバリアフリー

障害のある人などに対する差別や偏見などの心の障壁を取り除くこと。

さ行

災害時要援護者

災害が発生した場合において、高齢者、障害のある人など、災害に対応する能力が十分でない災害時要援護者が迅速かつ的確に避難できるよう、地域の人たちに何らかの助けを希望する人。

災害時要援護者避難支援制度

要援護者（乳幼児、重篤な傷病者、障害者、高齢者、妊婦、外国人など）の被害を防止するため、自主防災組織、防災関係団体等の協力を得て、状況、特性などに応じた防災対策が的確に講じられる支援のこと。

災害図上訓練（DIG）

「DIG（ディグ）」とは、Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って名付けられたもので、参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練のこと。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015年9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された国際社会共通の目標。2015年に途上国の定めたミレニアム開発目標の終了に伴い、2030年までに新たな持続可能な開発指針として策定された。

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための運動のこと。

主任児童委員

児童委員のうちから厚生労働大臣が指名した児童福祉に関する事項を専門的に担当する者。その職務は、児童委員活動について、児童福祉関係機関との連絡調整などを行ったり、また、区域を担当する児童委員と一体となった活動や必要な援助・協力を行う。

身体障害者手帳

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障害のある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。身体障害者手帳の等級は重い方から1級～6級に区分（1級＝最重度、2級＝重度、3級・4級＝中度、5級・6級＝軽度）とされているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。交付を受けた人は、障害のある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスが受けやすくなる。精神障害者保健福祉手帳の等級は、重い方から1・2・3級（1級＝重度、2級＝中度、3級＝軽度）まであり、精神疾患や、それによる機能障害と能力障害の状態の両面から総合的に判定される。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な方が財産管理や生活支援における契約などに関し、不利益を受けないよう、後見人などが本人を法律的に支援する制度。

た行

第三者評価

福祉サービス事業者が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から評価を行い、事業者のサービスの質の向上と利用者がサービスを選択する際に役立つ情報を提供するもの。

ダブルケア

晩婚化・晩産化などを背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担う状態のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように整備された地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

地域包括支援センター

高齢者とその家族の方々の総合相談窓口で、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士などの専門職員が、介護・福祉・健康などの相談に応じ、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介、権利擁護などに対応している機関。

地域密着型サービス事業所

中重度の要介護者や認知症となっても無理なく在宅生活を継続するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護など、「短時間・1日複数回訪問」や「通い・訪問・泊まり」といったサービスを組み合わせて一体的に提供する事業所。

特別養護老人ホーム

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所する施設。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられる。

トワイライトステイ

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間、又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合などの緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かること。

な行

ニッポン一億総活躍プラン

2016年6月2日に、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指すために閣議決定された。「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の新たな3本の矢を掲げるとともに、少子高齢化の課題に取組、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが包摂され活躍できる社会「一億総活躍社会」の実現を目指すこと。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排せつの介護や機能訓練を行う施設。

認定率

介護保険制度における第1号被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合のこと。

は行

8050 問題

80は80代の親、50は自立できない事情を抱える50代の子どもを指し、こうした親子が社会から孤立する問題。

パブリックコメント

行政機関が計画の立案などを実施する際、その案を公表し、住民からの意見を求め、その意見を考慮して決定する制度。

避難行動要支援者制度

災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方に、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため支援する制度。

分野横断的

複合的な課題を抱える方への継続的な支援の効果的・効率的実施に資するような政策改善につなげる取組を行うこと。

ボランティアコーディネーター

ボランティア活動をしたい人にその希望にあった活動を紹介したり、ボランティアを求めている人を結びつけたりする役割を担う人。

ま行

見える化システム

都道府県・市町村における計画などの策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化されている。

民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法によって設置が定められていて、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じたり、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指している。

や行

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることがある。

有料老人ホーム

民間事業者が設置・運営する高齢者を対象とした居住施設で、老人福祉法に定められており、高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜を提供する施設。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無にかかわらず、最初から出来るだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

ら行

療育手帳

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する手帳。療育手帳の等級は、重い方からA・A1・A2・B1・B2（A・A1＝最重度、A2＝重度、B1＝中度、B2＝軽度）までである。

わ行

ワークショップ

学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。参加者が自発的に作業や発言をおこなえる環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される。

第4期 岐南町地域福祉計画

発 行 令和6年3月

企画・編集 岐南町 福祉部 福祉課

〒501-6197

岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

T E L ／ 058-247-1348

F A X ／ 058-247-1488